

熊谷市史料集 1

吉田市右衛門家文書「記録」

熊谷市教育委員会

## 熊谷市史料集 1

# 吉田市右衛門家文書 「記録」

熊谷市教育委員会



熊谷市史料集 1

吉田市右衛門家文書

「記録」

熊谷市教育委員会

## 発刊にあたって

熊谷市教育委員会教育長 野原 晃

本市では、市史編さん事業を進めるにあたり、歴史資料の調査研究、保存事業を最も重要な分野の一つとして位置付け、鋭意古文書調査を実施しているところです。市内には、いまだ調査・整理をなされていない古文書も多いと思われませんが、多くの方々から情報をお寄せいただくなど御協力をいただいております、少しずつではありますが、調査・整理の成果を上げております。

さて、この古文書調査の一環として、本市では平成一九年度から、市民サークルくまがや古文書学習・研究会の皆様にご協力をお願いして、古文書の筆耕やデータ入力を行ってまいりました。今般、その成果として、吉田市右衛門家文書の「記録」を取り上げ、『熊谷市史料集Ⅰ』として刊行することといたしました。

吉田市右衛門家は、江戸時代に下奈良村の名主を勤めた家で、農業を中心に酒造業や江戸での町屋敷経営など様々な生業で財を成しました。また、これらの事業経営のかたわら、幕府・忍藩への上納金を通して様々な助成金を還元し、用水組合や助郷など地域の負担軽減を図ったほか、災害時においては本市を含む多くの被災地に多大な貢献をしたことでも広く知られております。本書に掲載した古文書からも、その一端をうかがい知ることができるでしょう。

本書を郷土熊谷に関わる歴史資料として御活用いただくとともに、偉大な先人である吉田市右衛門の足跡を辿ってくだされば、発行者として幸いです。

最後になりましたが、『熊谷市史料集Ⅰ』の刊行にあたり、御協力・御尽力をいただきました関係者各位に感謝を申し上げます、ごあいさついたします。

## 凡例

一、本書は、武蔵国幡羅郡下奈良村（現、熊谷市下奈良）の名主を勤めた吉田市右衛門家の文書群の中から「記録」三冊（埼玉県立文書館所蔵）を取り上げて、史料の翻刻をしたものである。

一、収録した史料の理解を深めるため、はじめに解説を付した。

一、収録した史料には、配列順に一連の番号を付し、史料の内容を示す表題を付した。

一、史料の収録にあたっては、原本の忠実な活字化を原則としたが、通読の便を考え、下記のように処理した。

1 漢字は原則として常用漢字を用いた。常用漢字のないものは原本のままとした。

2 史料を読みやすくするために、読点「、」や並列点「・」を付した。清濁・ふり仮名については原本のままとした。

3 史料本文の右脇に、誤字や意味の不明な時は（ママ）、脱字は（脱）、衍字は（衍）、疑問が残る場合は（カ）などと注記した。

4 変体仮名は、原則として現行の字体に改めた。ただし、

者（は）・江（え）・而（て）・茂（も）・而已（のみ）は右脇上に小さく寄せて、そのまま表記した。

5 合字は、平仮名・片仮名に直したが、例外的に「ㇿ（より）」はそのまま表記した。

6 踊り字は、漢字を「々」、仮名を「ゝ」、片仮名を「、」にて表し、「く」も使用した。

7 敬意を示す闕字は一字あけ、平出は二字あけ、抬頭は改行して本文より一字上げとした。

8 虫損・汚損などにより判読できない文字は、字数のわかるものを□□で示し、字数のわからないものを「」で示した。

9 削除・訂正箇所は、原文の左脇に見せ消し「〜」を付し、訂正文を右脇に記した。

10 異筆・加筆は、該当する文章・語句を「」で括って示し、右脇に（加筆）などと注記した。行間の加筆は、原則として本文に挿入した。

11 表紙・裏表紙・中扉・包紙・封紙などは、「」で括って右脇に（表紙）などと注記した。

12 貼紙・付札・題箋、朱書などは、「」で示し、右脇に（朱書）などと注記した。

13 印判は、その形状に合わせて㊟・（角印）などと、花押・

軸印・爪印・拇印は（花押）などと、印影・花押影は（印影）などと記し、写しで「印」「花押」などと記されたものはその文字をそのまま記した。

一、史料の典拠は、史料の末尾に（ ）で示し、所蔵機関名・文書名・文書番号の順に記した。

一、史料集は、可能な限り原史料のまま収録した。史料のなかには、一部差別的な用語が含まれるが、歴史的用語としてそのまま用いた。これは、歴史的事実を正しく認識し、非人道的差別の解消に資するためである。

一、文書の筆耕・入力は、くまがや古文書学習・研究会の白澤加代子・中沢友子・松澤努が行い、解説は栗原健一（市史編さん室嘱託）が執筆し、校正は細野健太郎・高橋伸拓（ともに熊谷市史近世専門部会専門調査員）・滝沢きよ子（市史編さん室臨時職員）が担当した。

# 目次

発刊にあたって

凡例

目次

口絵解説

解説

史料

一 文化元年(二八〇四)正月 記録一

二 文政十一年(二八二八)十月 記録二

三 文政十二年(二八二九)七月 記録三

熊谷市史編さん関係者一覧

内容細目

1

13

37

69

116

## 口絵解説

- 1 「記録一」「記録二」「記録三」の表紙（本巻収録文書）  
本書に収録した全文書三冊の表紙である。いずれの冊子も修復がなされている。
- 2 割印の墨書（本書六三頁）  
割印写の陰影が手書きされている。本書に掲載した文書には、割印写も多く出てくるが、いずれも枠線のみを表記であり、印影が手書きされているのは、この箇所だけである。
- 3 願書附札写（本書九八頁）  
文政一一年（一八二八）五月一日に勘定奉行遠山左衛門尉景晋から勘定組頭石井源左衛門へ宛てた書状の写しである。江波村伊三郎を惣代とする願書に付札として添付されたものである。
- 4 遠山景晋達写（本書一〇四頁）  
文政一一年七月二日に勘定奉行遠山左衛門尉景晋から江波村名主伊三郎・下奈良村名主吉田市右衛門（宗敏）へ宛てた達
- 5 文政一一年七月十三日御白洲図写（本書一〇五頁）  
仁手堰組合惣代江波村伊三郎による備前堀用水定懸場への願いに對して、勘定奉行遠山左衛門尉景晋から御尋ねを受けたときのものである。吉田市右衛門も江波村伊三郎とともに御白洲に名前が確認できる。
- 6 文政一一年九月十二日 御白洲図写（本書一一一頁）  
仁手堰組合惣代江波村伊三郎による歎願の聞き届けを受けて、同じく備前堀の矢嶋堰組合内ヶ島村名主七郎兵衛らが願い出て、勘定奉行遠山左衛門尉景晋から御尋ねを受けたときのものである。

の写しである。遠山景晋は、江戸町奉行で著名な遠山景元の実父である。

## 解説

はじめに

本書は、『熊谷市史料集』第一巻として、武蔵国幡羅郡下奈良村（現、熊谷市下奈良）の吉田市右衛門家文書の中から「記録」三冊（埼玉県立文書館所蔵）を取り上げて、史料を活字化して刊行するものである。

吉田市右衛門家文書は、埼玉県立文書館をはじめ、国文学研究資料館や東京大学法制史資料室などいくつかの史料保存機関に分散して所蔵されている。文書の内容は多岐にわたっており、大変貴重な文書群であると考えられ、これまでも多くの研究成果が上げられてきた（文末の参考文献を参照のこと）。はじめに、本稿でも大いに参照したことをお断りしておきたい。

また、史料の翻刻も『新編埼玉県史』などに抄録というかたちで部分的には掲載されてきた。しかし、文書の全体を翻刻して出版するのは、今回がはじめての試みであろう。

まず史料を読むにあたって参考とするために、簡単な解説を付しておきたい。本稿では、吉田家のあつた下奈良村と、続いて五

代にわたる吉田市右衛門家の歴代を概観する。最後に、本書に掲載する史料の「記録」について紹介したい。

## 一 下奈良村の概要

まず、吉田市右衛門家のあつた下奈良村について概観しておきたい。

下奈良村は、利根川と荒川に挟まれた荒川の沖積扇状地の北東端に位置し、村内に熊谷太田道が通っている。北は幡羅郡西城村、南は大里郡代村・幡羅郡柿沼村、東は幡羅郡四方寺村、西は幡羅郡中奈良村（以上、現熊谷市）に隣接し、村の北東は長安寺沼に接している。江戸から一七里離れた、東西一四町・南北三〇町の縦長な村落である。かつては奈良村のうちにあつたが、寛永期以前に上奈良村や奈良新田とともに分村したとみられ（中奈良村は元禄期以前に上奈良村から分村したとされる）、忍領に属する。

支配の変遷は、当初幕領であつたが、正保年間頃に忍藩領となり、再度幕領に戻った。元禄一一年（一六九八）に旗本中山・植村・朝比奈氏の知行、その残りの幕領は延宝六年（一六七八）に旗本内藤氏、そのまた残りは延享四年（一七四七）に旗本彦坂氏、明和四年（一七六七）に旗本依田氏の知行となり、幕領が段階的に旗本相給知行となつていった。

明治維新後は、明治九年（一八七六）に埼玉県に属した。明治二二年に奈良村ができる、その大字となり、昭和二九年（一九五四）に奈良村が熊谷市と合併してからは、熊谷市の大字となり、現在に至っている。

村高は『武蔵田園簿』（正保年間頃）一、二、六、六、石余（田五六町六反・畑八一町余）、『元禄郷帳』一、二、八、六、石余、『天保郷帳』一、二、九、三、石余、『旧高田領取調帳』一、二、九、六、石余と推移した。小名は、中妻・寺家・久保・荒屋敷・風室・杉原・橋場・前新田・田中・葉草・箱根・藺子田・原があり、廓は、中妻・久保・寺家・葉草・原の五つがあった。

寺院は、集福寺・観音寺・利永寺・別当大光院などがあり、神社は、諏訪社・箱根権現社・天王社・浅間社・神明社・荒神社・稲荷社・聖天社などがあった（『新編武蔵風土記稿』）。

なお現在のところ、下奈良村に関する文書としては、吉田市右衛門家文書のほかに、飯塚泰久家文書（市史編さん室所蔵）、飯塚誠一郎家文書、青木家文書、集福寺文書などが確認されている。『熊谷市史研究』創刊号（二〇〇九年）・五号（二〇一三年）で、調査報告などを掲載しているので、参照されたい。

## 二 吉田市右衛門家の歴史

吉田家の歴史当主について、今までにまとめられてきたものをもとに（参考文献を参照）、順を追ってその事蹟をみていきたい。なお、本史料集に掲載した文書は、主に二代宗敬・三代宗敏の時期のものである。

### 1 初代市右衛門宗以

元禄一六年（一七〇三）〜寛政四年（一七九二）

下奈良村の東隣りに位置する四方寺村の吉田六左衛門宗統の四男に生まれた。はじめ市十郎、のちに市右衛門と改名した。六左衛門家は「御東」と呼ばれ、同じく四方寺村で「御西」と呼ばれる吉田茂左衛門家の弟にあたるが、近世前期から質地金融などにより下奈良村の土地を多く所持していた。

正徳二年（一七一二）には下奈良村字中妻堀に屋敷を定め、享保一一年（一七二六）に六左衛門家の田畑六〇〇石のうち、下奈良村の四町四反を与えられて分家した。分家した宗以は、農業に力を注ぎ、余力があるときには、熊谷宿へ出て白木綿を売買して利潤を蓄積した。質物金融で富を成し、宝暦三年（一七五三）には下奈良村の名主役を勤めるに至る。宗以は、宝暦一二年に長子久弥に家督を譲り、隠居して加藤と称する。寛政四年（一七九二）一〇月八日に没した。享年九一。法名は鼎山宗永居士。下奈良村

の集福寺に葬られた。

### 2 二代市右衛門宗敬

元文四年（一七三九）〜文化一〇年（一八一三）

元文四年（一七三九）一〇月に生まれ、久弥と称した。宝暦一二年には、市右衛門の名を継承して名主となる。

安永四年（一七七五）から熊谷宿の石橋一カ所（熊谷大橋）、新堀村（現、熊谷市新堀）の石橋一カ所（新堀大橋）を架設するなど、下奈良村内やその近村にある十数カ所の土橋を石橋に架け替えた。安永五年には、本家の吉田六左衛門家の酒造株を譲り受け、「奈良泉」を醸造しはじめた。その後、寛政二年には関東御免上酒試造を仰せ付けられ、上酒などの上納を数年間にわたって行い、褒美の白銀を度々頂戴している。

また、天明三年（一七八三）七月の浅間山噴火の被災民へ救援物資を送り、洪水の被害によって困窮する村民へ金銭・穀物を援助している。

併せて、名目付けした幕府への上納金を行って地域の負担を免除するよう願っている。天明七年の熊谷宿助郷村々助成金一五〇両にはじまり、寛政元年の利根川自普請組合助成金五〇〇両、同四年の荒川通奈良堰用水組合助成金三〇〇両である。

解説

名主就任から三〇年間に余剰を積み立て、貧民のなかでも出産

する者へ給与し、捨子の養育などを行っている。それらの功績により、苗字は子々孫々まで、帯刀は一代限りを許された。

文化三年（一八〇六）八に隠居して助左衛門と称し、長男市三郎が後を継いだ。文化一〇年に子市右衛門を呼び、祖訓を守って

勤儉を怠らず、家産の三分の一を公益に供しなければならぬと論じて、一〇月一七日に没した。享年七五。法名は徳翁宗淳居士。下奈良村の集福寺に葬られた。

### 3 三代市右衛門宗敏

天明三年（一七八三）〜天保一五年（一八四四）

天明三年九月二七日に二代宗敬の長男として生まれ、市三郎と称し、子行・瑤泉と号した。文化三年には、市右衛門の名を継承して名主となる。

二代宗敬に倣い、幕府や忍藩への上納金を継続して行っている。文化一〇年の熊谷宿助郷村々助成金一五〇〇両、文政六年（一八二三）の利根川自普請組合助成金一二五両・荒川通奈良堰用水組合助成金七五両、同八年の荒川通奈良堰用水組合助成金一〇〇両、同九年の荒川通玉井・大麻生堰用水組合助成金六〇〇両、同一一年の利根川備前堀組合助成金三〇〇両、天保元年（一八三〇）の熊谷宿助成金二〇〇両、同五〜一〇年の凶年御救困粉購入代金一万両、天保年間の岩鼻陣屋初蔵修復入用金三五〇両、他に年代不

詳であるが、利根川自普請組合助成金一〇〇〇両などが挙げられる。このように、市右衛門が多様な名目で上納金を行うことで、その利子が下付され、村々の助成となったのである。上納金により、文化一〇年には一代帯刀を許されている。

また、被災民の救済も行っている。文化元年の水害では、下奈良村・四方寺村・日向村などに大麦・種大豆を給与し、文政八年の水害では、上野国邑楽郡一四ヶ村へ大麦や家作料を給与した。天保飢饉に際しては、天保五〇一〇年にかけて凶年御救困粉購入代金として一万両上納した。これは、江戸町会所への粉の売却につながった。

備前堀用水の大改修にも尽力し、通水に関する矢嶋堰用水組合九ヶ村と仁手堰組合一四ヶ村の争論でも仲裁を務めている。

先代に続いて、上酒などを幕府に上納し、褒美の白銀で貧民の出産者や捨子の養育などに利用した。

一方で、先代からの江戸町屋敷経営を拡大させている。宗敏の代に多くの町屋の購入が確認されている。

このように多くの事蹟を遺した宗敏であったが、天保一二年に隠居して慎助と称し、長男市三郎に家督を譲った。天保一五年七月に没している。享年六二。法名は徳寿宗敏信士。下奈良村の集福寺に葬られた。その後、大正七年（一九一八）一月には、正五位に叙任され、現在墓は埼玉県指定記念物旧跡となっている。

#### 4 四代市右衛門宗親ちか

文化一三年（一八一六）〜慶応四年（一八六八）  
文化一三年（一八一六）一月一日に三代宗敏の長男として生まれ、市三郎と称した。天保一三年（一八四一）には、市右衛門の名を継承して名主となる。

嘉永六年（一八五三）のペリー来航という情勢に際しては、幕府に二十四斤砲・十八斤砲・十二斤砲の三砲に弾薬を添えて献納し、褒賞された。慶応二年（一八六六）一月に隠居し、長男四郎が後を継いだ。慶応四年七月一〇日に没した。享年五三。法名は機応良関信士。下奈良村の集福寺に葬られた。

#### 5 五代市右衛門宗載とく（市十郎）

弘化二年（一八四五）〜明治三十九年（一九〇六）

弘化二年（一八四五）一月九日に四代宗親の長男として生まれ、四郎と称した。後に市十郎と名乗っている。江戸へ出て田中廉之助や武田哲蔵に学び、慶応二年（一八六六）に市右衛門の名を継承した。名主となり、明治維新後は郷長・小区長などを勤めた。

文久三年（一八六三）の薩英戦争後に逃亡途中の五代友厚を匿ったことで、明治維新後に半田銀山の経営を任されて実績を上げ

た。そのことにより、内務卿大久保利通に抜擢されて内務省に出仕し、明治二六年（一八九三）年には大蔵省会計検査官に転じた。吉田家の家訓を守って、水災害時における被災民の救済、貧民への助成、凶作時における食糧援助、教育施設への寄付などを行い、木杯・賞賜は数回に及び、明治一年には明治天皇の北陸・東海行幸に際して、羽二重二匹を下賜されている。明治三九年一〇月二日に東京麹町区富士見町（現、東京都千代田区）の自宅にて病没した。享年六二。法名は乗裕宗載信士。下奈良村の集福寺に葬られた。同年九月二八日には、正五位に叙任されている。

なお、吉田家文書は多く遺されており、それらを読み解くことで、さらに詳細な歴代の事蹟が明らかになるものと思われるが、今後の課題としておきたい。

### 三 「記録」について

(1) 「記録一」（埼玉県立文書館所蔵吉田(市)家文書六）

〔縦二七cm×横一九・五cm、表紙共全七五丁、墨付七十二丁〕

四つ目綴じの縦帳で、表紙・裏表紙がある。表紙には、題箋「記録一」が付けられ、裏表紙には記述はない。修復されている。

解説 筆者は、巻末をみると、文化元年（一八〇四）正月に七五歳に

なる岡田治右衛門孝恒と記されている。その前には、吉田市右衛門宗房（六六歳）とある。年齢からすると二代市右衛門であるが、諱は前述の「宗敬」とは異なっている。その点については、今後の検討課題としておきたい。

さて、筆者の岡田治右衛門についてである。野中家文書の中に「教訓心之鬼全」（埼玉県立文書館保管野中家文書一八三九）という写本があり、その奥書に治右衛門が登場する（長谷川宏『武州幡羅郡中奈良村野中家蔵書目録』、一九九〇年、を参照した）。治右衛門は中奈良村岡田家の人で、父の「不如意」により若くして、四方寺村の吉田六左衛門に召し抱えられた。その後、六左衛門家から喜右衛門が分家して江戸で崎玉屋という旅人宿を開業し、そこに手代奉公として雇われた。治右衛門は「実徳之仁」で「忠臣」を尽くしたことにより取り立てられて、伊勢屋佐助と改名して公事宿を譲り受け、神田旅籠町（現、東京都千代田区）に開業した。子の二代善五郎に家業を譲った後は、治右衛門と再び改名し、長寿にして諸芸に達しており、八三歳で死去したという。

先程の記述によると、文化元年に七五歳ということは、享保一五年（一七三〇）の生まれにあたる。喜右衛門が江戸で旅人宿をはじめるのは、少なくとも元文元年（一七三六）より少し前であり、若くして治右衛門が六左衛門に召抱えられたことからすると、諸芸に達していたことや、吉田六左衛門家（市右衛門家の本家）

に恩義のあることから、この治右衛門が隠居後に「記録」を執筆したと考えたいところであるが、「記録二」や「記録三」も同じ筆者だとすると、文政期までは存命していないので矛盾する。そうなると、その子善五郎である可能性もある。いずれにしても、他の史料も精査しつつ、引き続き検討したい。

「記録一」の内容は、家訓、享保く天明期の事蹟、さまざまな上納金、旗本植村氏からの奇特人の上申、関東御免上酒試造などが記載されている。

家訓としては、古法の家風を守り、家業に出精し、万事分限を過ぎないようにと度々記されており、初代市右衛門が分家した経緯とその後の事蹟を列挙している。安永一〇年（一七八一）に下奈良村内を通る新田往還（太田熊谷道）にかかる熊谷橋を石橋に架け替えたことも記している。

また、災害の記載もある。天明三年（一七八三）の浅間山噴火にともなう下奈良村や周辺地域の状況も説明しており興味深い。天明六年二月一六日には、吉田家が火災に遭っている。

続いて、さまざまな上納金に関する文書が数多く写されている。天明七年の中山道熊谷宿助郷村々助成金、寛政元年（一七八九）の利根川通自普請組合村々諸色代助成金、同四年の荒川奈良堰用水組合諸色代助成金などである。道中奉行所や勘定奉行所へ宛てた願書の写しや上納金の納入先の伊奈代官役所などからの受取書

などを記載している。

それから、松平定信の政策で、民間の孝心者・忠勤者・奇特者などを申立てるよう仰せ出されたが、旗本領主の植村久五郎から勘定所へ吉田市右衛門が孝心・奇特であると上申した文書が写されており、数々の事蹟を確認することができる。

次には、関東御免上酒試造に関する文書が写されている。寛政二年に勘定奉行柳生主膳正久通から関東上酒試造高一〇〇〇石を仰せ付けられ、一時は定行司役を勤めていたこともあった。「奈良泉」という銘柄を納め、関東上酒とともに御初穂酒や御用酒などとしても上納し、褒美に白銀を度々頂戴している。その上納などの詳細が記録されている。

最後に、興味深い記載がある。寛政六年二月一七日に勘定奉行柳生主膳正久通が荒川通普請の出来栄えを見分に廻村してきたときのことである。下奈良村名主吉五郎が御機嫌伺をしたところ、大麻生堰の埵樋の上で下奈良村の市右衛門は変わらないかと御尋ねがあった。早速、吉五郎が市右衛門へその旨を知らせ、市右衛門はその日のうちに柳生が旅宿としている熊谷宿竹井新右衛門宅へ伺った。手札にて伺ったところ、明朝御出掛けの際に御目通りを仰せ付けられ、翌一八日に鈴木屋六兵衛宅前で控えていると、公用人の岡本弥九郎が取り次いでくれて、武州下奈良村吉田市右衛門参上の旨を申し上げると、駕籠を止めて変わらないかと仰せ

があった。市右衛門は御見送りをいたしたいと申し上げたところ、それには及ばず引き取るよう仰せがあったが、村岡村辺りまで御供として随っていき、改めて弥九郎を通じて引き取るよう仰せがあったので、引き取ることにした。このような勘定奉行柳生久通との接点があったのであり、吉田市右衛門の功績の大きさを知ることができると話である。

ところで、「記録一」には付札が全六枚確認できる〔写真①〕。「差上申一札之事」、「市右衛門迄」（二枚）、「利根川通願」、「奈良堰一件」、「同村名主吉五郎迄」と記されており、付札の貼られている向きは、〔写真②〕の向きである。折り込むと、〔写真③〕のようになり、折り込まれた状態で文書は保存されている。なお、これらの付札は六枚とも同一の筆跡と考えられるが、本文の筆跡とは明らかに異なるため、後に付されたものと思われる。

本書の史料翻刻にあたっては、付札の文言をカギ括弧で括り、脇に（付札）と注記した。挿入した位置は、付札の貼られている近辺に合わせ、わかりやすくするために付札の後の本文は改行した。

## （2）「記録二」（埼玉県立文書館所蔵 吉田（市）家文書七）

〔縦二六・七cm×横一九・五cm、表紙共全九四丁、墨付九〇丁〕  
四つ目綴じの縦帳で、表紙・裏表紙がある。表紙には、題箋「記

録二」が付けられ、裏表紙には記述はない。修復されている。筆者の記載はないが、「記録一」と同じ筆跡であると考えられるので、岡田治右衛門と思われる。

内容は、中扉が付けられているので、まとまった内容を把握しやすい。まず中扉を列挙しておく。

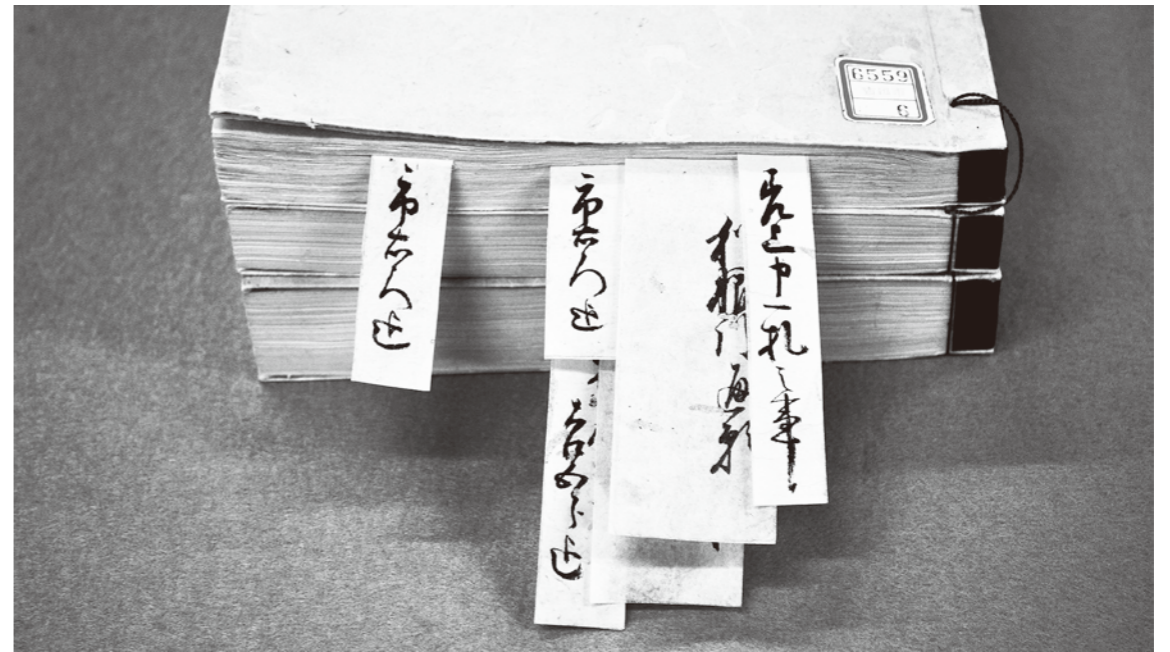
- ① 「当村方困窮二付、潰れ百姓取立並困窮立直方助成、亡父助左衛門丹誠積立金利潤を以、困窮人潰れ百姓取立地代金配分取計」
- ② 「玉井・大麻生両堰諸色代助成金一件」
- ③ 「文政十一年十月五日改、自文政十亥七月至子年四月、備前堀元口掘割願自普請樋類川除諸色代皆出来栄諸入用一式請

### 払勘定精帳

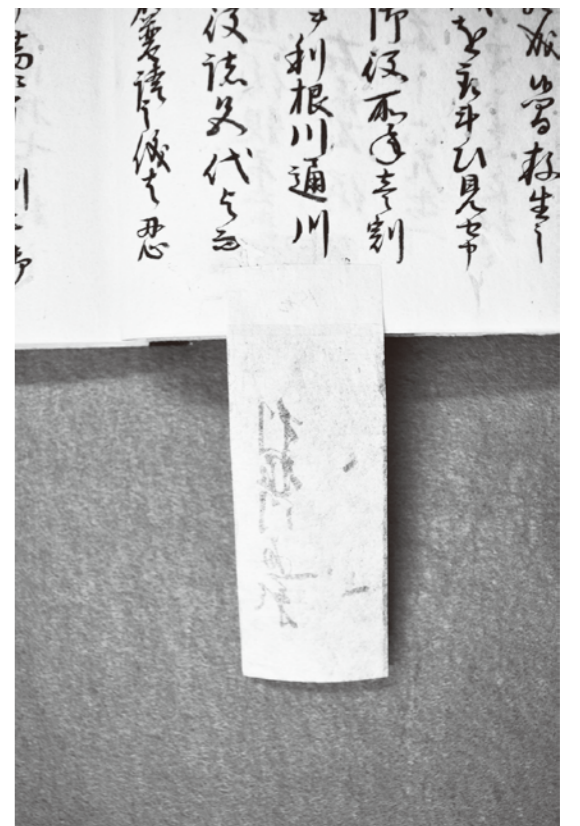
まず①であるが、文化一二年に市右衛門から勘定奉行所へ潰れ百姓の取立や困窮人の立直しのために上納金を行いたいと歎願する。亡父助左衛門（宗敬）の貯金一〇〇〇両で、下奈良村・四方寺村・日向村を対象としていた。しかし、勘定奉行所からは認められなかったのである。数多くの上納金を行ってきた吉田市右衛門家であったが、この点はさらなる検討の余地がある。

そこで、市右衛門は江戸へ家質にその金を回し、その利金で困窮人を扶助していった。文政二年（一八一九）から同一三年にかけての質地代金の書上が控えられている。

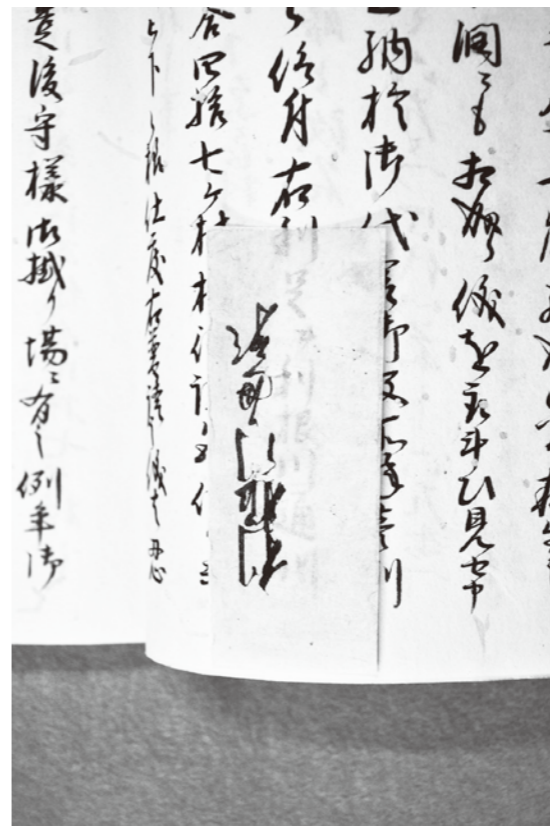
次に②であるが、玉井村勘右衛門などからの願いにより、文政



[写真①]



[写真②]



[写真③]

九年には玉井・大麻生両堰諸色代助成のために、市右衛門は金六〇〇両を幕府へ上納している。その一連の文書が書き留められている。その後には、先に認められた利根川通自普請組合村々諸色代助成金、荒川奈良堰用水組合諸色代助成金、備前堀用水組合助成金などに関する文政一二年ころまでの文書が記載されている。また、吉田市右衛門家が勤めた名主役の年限なども控えられている。

③は備前堀再興に関する文書を写したものである。仁手子堰の再興に、市右衛門が金三〇〇両、羽生町場村（現、羽生市）弥右衛門が金二〇〇両を幕府に献金して願ひ出て許された。上納金は毎年利金を下され、備前堀の運営に利用された。備前堀取扱世話方は、小沼十五郎・八木原三郎右衛門であった。

(3) 記録三（埼玉県立文書館所蔵 吉田(市)家文書八）  
〔縦二六・七cm×横一九・五cm、表紙共全一四〇丁、墨付一三九丁〕

四つ目綴しの縦帳で、表紙・裏表紙がある。表紙には、題箋「記録三」が付けられている。裏表紙には記述はない。修復されている。筆者の記述はないが、「記録一」と同じ筆跡であると考えられるので、岡田治右衛門と思われる。

解説 内容は、中扉が付けられているので、まとまった内容を把握し

やすい。まず中扉を列举しておこう。

① 「御免、御試造冥加酒上納御褒美銀子頂戴并貧民小児養育用途ニ林大学頭様御分御田地書上一件」

② 「御名田地徳最寄貧民小児養育、捨子・長病・老衰・極窮人江夫食配分帳」

③ 「本家六左衛門家相続成兼諸親類一同相頼十九ヶ年世話引受家督相讓、跡相続方取計為取替書付写」

④ 「御料私領入会上州邑築郡砂入村々開復反別諸入用書抜」

⑤ 「文政十一子年四月廿九日、備前堀定懸り并修覆差出金一件」  
まず①は、関東御免上酒試造の褒美銀を頂戴した記録とその利用について記載している。吉田家は、関東上酒を寛政五年〜享和元年に四三七樽、文化元年〜文政九年に三九〇樽を上納している。その褒美として白銀二二三枚を頂戴している。その白銀などで、中奈良村内の田畑を譲り受け、その作徳金で小児や捨子の養育に利用することとした。

その利用状況を書き留めたものが②である。文化七年〜文政一五年の周辺村々の貧民・小児・捨子・長病・老衰・極窮人たちへの金銭などの給与状況が列挙されている。

次に③であるが、天明期以降には市右衛門家の本家にあたる吉田六左衛門家の経営が厳しかったようである。そのことに関する文書がまとめられている。要因は、引き続き作柄の損毛や臨時の

物入りにあり、凶作・旱魃・出水などの影響が大きかったようである。市右衛門家からも相続金を援助している。文政九年には、親類間で相続金議定が結ばれている。

続いて④は、文政六・七年に利根川堤が決壊して出水となり、上野国邑楽郡一四ヶ村の田畑が被害にあつたが、その復興に関する文書をまとめたものである。差出金は、羽生町場村名主弥右衛門が三〇〇両、吉田市右衛門が四七七両余であつた。

さらに⑤が続く。文政一年の備前堀定懸り并修覆差出金一件についての記録である。備前堀組合の惣代江波村伊三郎が勘定奉行所へ宛てた願書の写しにはじまる。定懸り場への願ひであり、認められた。また、備前堀仁手堰諸色助成金として、吉田市右衛門が金三〇〇両、弥右衛門が二〇〇両を上納する願ひが聞き届けられ、その運用は代官山本大膳の指図を受けるようにされた。御白洲図なども記されており興味深い。

最後に、関東取締出役の河野啓助らに提出した吉田家の書上や日記を控えている。文政一年一月一七に提出したもので、亡父市右衛門（宗敬）代の一冊（紙数八六枚）、当市右衛門（宗敏）代の一冊（紙数一七三枚）、御請証文並日記帳写であつた。さらに、文政二二年七月二一日に地誌調役所へ提出した吉田家の由緒書が控えられている。

おわりに

埼玉県立文書館所蔵の吉田(市)家文書には、本書に掲載した文書以外にも「記録」と表題の付された文書がいくつかある。

一冊は、表題の記述はないが、「記録」とされている文書である(吉田(市)家文書一三)。内容を検討したところ、本書に掲載した文書とほぼ重複していたため、本史料集では割愛した。

もう一冊は、表紙に「記録」という題箋の付されている縦帳である(同家文書一五)。ただし、中扉には「纂要之巻」とあり、その脇には「吉田文庫」の朱印が押されている。これは、吉田市弥家文書にある「諸事纂要」のなかの一冊であろう。同家文書には、他に「式編諸事纂要」(同家文書一六)、「三編諸事纂要」(同家文書一七)、「諸事纂要」(同家文書一八)、「五編諸事纂要」(同家文書一九)、「六編諸事纂要」(同家文書二〇)の五冊が確認できる。文書番号一八の「諸事纂要」は内容から四編と考えられ、一編は文書番号一五の「記録」(纂要之巻)であると思われる。

それから、明治期にも「記録」がある。「記録第一」(同家文書二二)、「記録第二」(同家文書二三)、「記録第三」(同家文書三四)、「記録第四」(同家文書三四)、「記録第五」(同家文書三五)である。これらは、いずれも五代の吉田宗載(市十郎)の代のものと考えられる。

このように、吉田市右衛門家では二代宗敬以降、「記録」と題された史料がある一定のまとまりをもって作成・保存されてきている。それらの史料群の関係性や、個々の記録内容のさらなる検討などは、今後の課題としておきたい。

(参考文献)

\* 浜館貞吉『吉田家五世の事蹟一斑』(大日本偉人顕彰会、一九三四年)

\* 『熊谷市史』通史編(一九八四年)

\* 竹内誠「地方農民の江戸進出」(『歴史教育』一二一一二、一九六四年)

\* 玉井哲雄『江戸町人地に関する研究』(近世風俗研究会、一九七七年)

\* 日下部朝一郎『熊谷人物事典』(国書刊行会、一九八二年)

\* 渡辺尚志『近世の豪農と村落共同体』(東京大学出版会、一九九四年)

\* 立正大学古文書研究会編『近世酒造業と関東御免上酒の展開』(二〇〇二年)

解説

\* 松沢裕作「『奇特之者』から官僚へ―吉田市十郎の軌跡―」(渡辺尚志編『近代移行期の名望家と地域・国家』、名著出版、二〇〇六年)

\* 立正大学古文書研究会編『近世後期の用水堰組合と用元・惣代役―荒川奈良堰用水組合を事例として―』(二〇〇七年)

\* 栗原健一「天保期の『困糶』御用と関東在々買上糶世話人―武蔵国幡羅郡下奈良村吉田市右衛門の『凶年御救困糶』購入代金上納と関連して―」(『熊谷市史研究』二号、二〇一〇年)

\* 同「近世土豪百姓の土地所持と村外分家の創出―武蔵国幡羅郡四方寺村吉田六左衛門家を事例に―」(『関東近世史研究論集』一卷村落、岩田書院、二〇一二年)

(栗原 健一)

一 文化元年（一八〇四）正月 記録一

〔表紙〕

記録 一

一、御公儀様御政法を可相守儀勿論也、総而為上御方江対シ、我意二募る事專一二可慎、然上者御地頭所江私之理を立ンと計る事不容易法外成る事

一、家業を専にし懈る事なく、万事其分限二過へからさる事 惣而要用談之儀者親類衆評之上、其宜を取用ひ長久を可計事

一、家督讓請五ヶ年之間ハ、別而諸向分限よりも軽く、修覆・造営等其外万事前後之算談、自定不成間ハ見合、不益之失費致間 鋪事

一、当家之儀、四方寺村吉田六左衛門より致分家、同人儀者慶長年中より田畑高六百石余致所持、右之内当村高之内百石余名請仕、右内享保十一年年反別四町四反歩、先市右衛門事加藤讓請農業を専にし、其間ニ熊谷宿市ニおゐて白木綿を買出し、壹端二付式・三拾銭ツ、之助成を積々て、元手金と成し、悉く儉約

いたし、積金彼是之利潤を以、穀物買置致し、尚儉ニ積金と相成、後年二及候而者質物を預り貸金致シ、宝曆十一巳年火災ニ逢、老年ニも及候二付、翌午年嫡子久弥ニ家督相讓、則市右衛門と相改メ、引統家風相守出精致し、有来家督と当守護人合躰ニ相合候故、弥以繁榮長久之基ひと相成、當時有高八拾壹石余、田畑反別九町九反歩余、并御代官所日向村屋敷四反歩余所持有之、尤地徳宜場所依之尚為相統、左之通記録致ス

一、毎年古法之家風を相守、新規新法を取用ひ中間鋪、縦万代不易之吉事たりとも 兼忽ニ相企申間敷事

一、家業を専にし、懈る事なく万事其分限に過へからさる事 本文之通、往古より難有御高札御定目ニ候処、御奉行所方 苗字帯刀御免蒙仰事、民間ニ而ハ無此上事ニ候間、子々孫々ニ至迄、此冥加を尊信致シ、長久を可相願ふ事

一、家繁榮ニ至候得者、諸向多用ニ相成、且慢心おこり要用を怠る時ハ其冥罰を請る事、必然たる間、日用を無懈怠日々田畑を見廻り、一同 兼無之様可致事

吉田六左衛門五代目 吉田六左衛門宗統（統方）  
嫡子八家督人 八男吉田市右衛門宗永（宗方）  
当家之元祖

一 文化元年(1804)正月 記録一

一、享保年中、分家

一、宝曆年中、名主役被 仰付

一、明和年中、当市右衛門跡役被 仰付

一、明和二戌年二月中、伯父隱宅牛込改代町吉田忠右衛門重病ニ付看病ニ參、暫く看病致候処、農業最中ニ成候ニ付相歸り可然と有之故、今数日之看病を乞候処、心切ハ相届候間、達而相歸り候様被申ニ付、暇乞ニ至而外ニ申遺スヘき筋茂無之、我等事年来公事訴訟之宿を職分とせし候共、可制者公事出入之事也、先ハ物入者限無之、心勞ハ勿論、其上其事ニ一心凝時者後々ニハ修羅道之基ひと成る事也、依之世俗の説ニ三度迄ハ戻候へと（戻）の教語なれ共、何ケ度堪候へ忍ひても時至ハ、是ハ是非分之事ハ如何様弁舌を巧ニしても非ニ落人物也、必出入事を企るを可慎と呉々の教なり、此教訓を相守、生涯出入致たる事なし、依之末々可慎事

一、明和式乙酉年、吉田源次郎事後ニ利左右衛門と改、村内江分家いたし、田畑反別式町三反壹畝廿式歩、但屋敷共ニ裏通ニ而東之方江家蔵造立致シ遣ス

一、安永五申年、本家吉田六左衛門先祖方造来候酒造株之内、拾五石讓受、右株を以、申年方引続酒造米三百石宛酒造致来候所、天明八申年御改之節、右之通書上ル

享和三亥年十月、大久保豊前守様御知行所久保島村酒造人三右衛門造来候酒造株、當時不如意ニ付、重縁之故を以、双方分限ニ応シ酒造相成候、相對を以酒造株引替、尤同人造来候株高百三拾石五斗、此酒造米高七百式拾石、此方江讓受、双方御地頭所江相願、御聞届之上、御勘定所江御届ケ有之、其段双方江被 仰渡候

一、安永十丑年四月、上州新田往来字原通熊谷橋を為永久石橋ニ、先市右衛門事加藤致ス掛替

一、天明三卯年七月初より陰陽不和にして、同七日・八日ハ頻ニ陽勢盛ンニ、浅間山之絶頂焼拔、北東之方江火勢飛走り、其麓蒲原村江落掛、此村之人家破却いたし、凡千式・三百人之人数之内九百余人変死ス、其末々吾妻川左右之村々数拾ケ村致変地、死亡人其数をしらす、夫方利根川江火石焼泥押来、上州那辺郡・武州児玉郡辺迄同様ニ、其後泥中より死骸堀出ス事夥敷、其余者江戸川江も流来、行徳徳願寺其時之住僧智徳之僧ニ而者、変死人を数々教化被致候由ニ候、利根川水ハ暫く湯ニ成、既上利根川之枝川三分川は右川水凡三分、此川江分水と成故、三分川と唱候由、然ニ利根川本瀬ハ彼火勢を以、火石焼泥押埋、本瀬之川水過半三分川水増り、此時方利根川之川床悉く高く成候儀、諸人之知る所也、此時浅間山東南之方江ハ焼砂降、其近

辺は勿論当村辺小砂降積る事、地坪二式・三斗、亦は四・五斗位之所も有之、末々ハ銚子浜迄其行程凡六拾余里之大変、七日八ツ時過る夜の如く、空中ハ火焰の如くにして震雷の轟く事前代未聞之天災大變、夫ら凶作引続き、同午年七月中関東大水難溢、秋毛損亡田方ハ過半皆無故に、翌末年飢饉、餓死人等も間々有之、依而村内極貧・大難没入江者米穀配渡致し、飢餓を為凌遣候、尤後年追々ニ相返候得共、其凶年者御府内等は白米壹升価三百錢之高直之処元石二而請取之、後年ニも万一ケ様之時節も有之は人を助る趣談有度成るに仍記し置事也、勿論常躰儉約を專一可心掛事也

此年の御触、羹餅之趣法者、性よきわらを式寸程ツ、二切、是を煎り、少々こかし、うすにてひき、粉にして、何成共、五穀雜穀粉に交合、餅にして喰へし

一、天明六丙午年二月十六日、火災

一、同年八月、中山道熊谷宿定助郷村々より困窮申立、近郷手明村々を差村致シ、加助郷・代助郷等之願度々申立、差村ニ相成、又者御見分御出役之節、引合等ニ被召出、其度々路雜用之失費夥敷、勿論引請候而者難相立村方二付、先代市右衛門村方助之心願を相企、日掛ケ之溜錢百兩余ニ相成候処、父市右衛門事加藤及老年ニ、右心願成就不致儀を相歎時々教訓之趣を相

守、続而日懸積錢いたし、高百五拾兩相貯、父存生之内心願成就為致度趣を桑原伊予守様道中方を兼、公事方御奉行御勤役之節奉願候処、再応御吟味之上、村方小前之助を存、其上親孝心之願旁寄特ニ被思召、天明六年八月願之通、金百五拾兩御公儀様江致上納、御貸付金御利足を以、助郷役勤方代りニ被成下、自今差村相通候御趣意を以、右上納金ハ御郡代伊奈半左衛門様御役宅江上納いたし、御請取書并御評定所御割印之御書戴置候、右写左之通

差上申一札之事

〔差上申一札之事〕

一、下奈良村之儀者、中山道熊谷宿最寄ニ而、右宿助郷村々休役願有之節、度々差村ニ相成候得共、村柄御糺之上、是迄者相洩候へ共、此上御吟味之節、強而難儀之趣申立候儀も恐入、引請候而者村方相統無覚束、老父教訓之趣を以、年来心懸置候金子百五拾兩上納致シ、御貸付金ニも相成、助郷村之御手当ニも被成下、右を助郷勤之替りニ相願候趣、再応御糺之上、村方之為を存、年来心懸置候趣<sup>茂</sup>無相違ニ付、格別之思召を以、今般願之通御聞濟被遊、右金百五拾兩者早々当 御奉行所江上納可仕候、左候ハ、右之分御貸付金ニ被成下、熊谷宿助郷村々助成ニ<sup>茂</sup>追而可被下置旨被仰渡難有承知奉畏候、仍御請証文差上申処、如件

植村久五郎知行

武州播磨郡下奈良村

名主 市右衛門

天明七未年正月  
道中

御奉行所

覚

一、金百五拾兩者

右者中山道熊谷宿助郷村々之内、休役之節者差村ニ成候処、困窮村ニ而是迄者相洩候得共、此上差村ニ成、若代助郷勤候様ニ而者村方相統難相成候ニ付、書面之金上納之上御貸付ニ相成候積りニ、桑原伊予守様ニ而被仰付、持参請取候、以上

伊奈半左衛門内

天明七年未正月

遠山 要蔵 印

植村久五郎様御知行

武州播磨郡下奈良村

名主 市右衛門

〔市右衛門迄〕

差上申一札之事

植村久五郎知行下奈良村市右衛門儀、親市右衛門当時隱居仕、嘉藤と改名いたし、右嘉藤儀ハ同国四方寺村名主六左衛門四代以前之六左衛門弟ニ而、先祖六左衛門慶長年中より下奈良村ニ出作高百石余所持致、六十二年以前享保十一年、右出作高之内反別四町四反歩嘉藤儀譲り受、同村百姓ニ罷成、農業出情無懈愈相励ミ、追々身上向も相心ニ相成候処、加藤儀村方為ニ罷成候儀を仕候様申教候故、年来金子積立候儀を心懸候所、嘉藤儀当年八十七歳ニ罷成候間、存生之内少たり共村々潤ニも相成候儀を取計ひ見申度、金五百兩致上納於御代官御役所年割之利足御貸付被仰付、右利足ヲ利根川通川〔利根川通願〕

除御普請所組合四拾七ヶ村村役諸色代と而組合村江御渡し被下候様仕度、右普請之儀者、忍領付ニ而阿部豊後守様御掛り場ニ有之、例年御見分御目見仕立共ニ御同人様御家来中御取計、其年々破損所ニ随ひ諸色代増減有之候得とも、以来者御普請役中御立合御見分御目見有之候ハ、猶更嚴重ニ相成、右御貸付利金五拾兩ツ、を以、融通流用ニ而相済可申哉、尤四年巳前午年、下奈良村之儀、熊谷宿助郷差村ニ相当、小前之者共難儀いたし候間、其節も市右衛門所持之金子百五拾兩上納致シ、御代官御役所ニおゐて御貸付被仰付、右利金を下奈良村人足代と而

助郷村々江被下置候様道中御奉行所江奉願候処、願之通被仰渡、金子上納仕候儀も有之、旁以奉願候段申上候二付、御吟味之上、左之通被仰渡候

一、市右衛門儀、願之通金五百兩上納被仰付、年耆割之利足を以、御貸付利金五拾兩宛、来々亥年以来年々利根川通御普請所組合四拾七ヶ村々役諸色代と而御普請惣代之ものへ御渡可被下間、右金五百兩伊奈撰津守様 御役所江此節相納可申候、且市右衛門儀、前書之通兩度迄所持之金子差上相願候段、孝心奇特之至二付、御褒美として向後苗字 御免被仰付候間、名乗可申旨被仰渡、難有仕合ニ奉存、被仰渡之趣奉畏、右金五百兩早速撰津守様御役所江相納又可申候

右之通被仰渡、尤来戊春已来豊後守様御家来中破損所御見分御普請御目見之節、御普請役御立合ニ而御出役被仰付候間、其旨相心得組合村々之者共江不洩様申通、 来ル戌年者是迄之通組合村々より割符差出、来々亥年以来年々順番ニ相勤候、御普請組合惣代之もの毎春三月撰津守様御役所江罷出、金子請取可申候、勿論諸色代之儀、其年々破損之様子ニ随ひ増減可有之候得共、可相成丈ケ融通流用いたし、右代金組合村々江割符不懸様いたし遣シ、弘方勘定異論ケ間敷儀無之様明白ニ取計ひ可申候、尤組合村名并村役人名前帳面相認め、撰津守様御役所江御

届ケ申上、金子請取方之儀御差込可奉請旨被仰渡難有仕合ニ奉存候、前書被仰渡之趣、一同承知奉畏候、因茲御請証文差上申所、如件

寛政元酉年十一月三日

小普請組

阿部越前守支配

植村久五郎知行

武州幡羅郡下奈良村

名主 市右衛門

同州埼玉郡

関根村

藤間村

真名板村

下新郷村

下須戸村

小針村

下新田村

若小玉村

小見村

荒木村

上新郷村  
須賀村  
白川戸村  
齋条村  
犬塚村  
馬見塚村  
中江袋村  
和田村  
上池守村  
中池守村  
下池守村  
下川上村  
南川原村  
大塚村  
北川原村  
上中条村  
今井村  
上川上村  
酒巻村  
下中条村

同国大里郡

肥塚村

原島村

代村

同国幡羅郡

柿沼村

小曾根村

四方寺村

葛和田村

日向村

弁才村

田島村

西野村

奈良新田村

上奈良村

中奈良村

玉ノ井村

東別府村

下奈良村

右四拾七ヶ村惣代

阿部豊後守領分

同国埼玉郡上新郷村

名主 孫 惣

下中条村

名主 忠 八

須賀村

名主 市郎兵衛

酒卷村

名主 利兵衛

齋条村

名主 六郎右衛門

松平大和守領分

同国同郡上川上村

名主 弥右衛門

藤方勘右衛門知行

同国同郡北川原村

名主 半 蔵

安部図書知行

同国播磨郡奈良新田村

名主 市郎右衛門

御奉行所

但し、久保田佐渡守様御勤役中御請証文也

請取金之事

一、金五百兩者

但小判也

右者利根川通普請組合四拾七ヶ村村役諸色代と而、此度書面之金五百兩相納、年耆割之積御貸付被仰付、右利金来々亥年〆被下置諸色代助成二相成候積、久保田佐渡守様被仰渡、持參請取候処、仍如件

寛政元酉年十一月七日

伊奈撰津守内

森 藤太夫 印

遠山 要蔵 印

下奈良村

市右衛門

〔市右衛門迄〕

阿部豊後守殿

家来中

一 文化元年(1804)正月 記録一

右之者儀、所持之金子五百兩上納致、年耆割二貸付、利金之分、利根川通川除御普請組合下奈良村外四拾六ヶ村村百姓役諸色代と而相渡度旨願出候二付、吟味之上、願之通上納申付候、尤右川除堤破損所之儀、是迄御役人中手限見分目論見二候得共、以来者其度々御普請役立合申付候積、牧備後守殿江伺之上被 仰渡候間、被得其意、来戊春〆見分以前御勘定所江可被申立候、其外之儀者是迄之通可被相心得候

酉十一月

久保田佐渡守

伊奈撰津守殿

植村久五郎知行

武州播磨郡下奈良村

名主 市右衛門

右之者儀、所持之金五百兩上納致、年耆割之利足二貸付、利金之分、利根川通川除御普請組合下奈良村外四拾六ヶ村村役諸色代として相渡度旨願出候二付、吟味之上、願之通上納申付候、右金五

百兩其御役所江相納メ、組合村々之外御支配所村々之内江御貸付、年耆割之利足金五拾兩ツ、来々亥年以來年々三月中右組合惣代之者江御渡、其度々書付を以 御勘定所江御届有之候様存候、尤請取方之儀者御差図を請候様、是又申渡置候、右之趣牧備後守殿江伺之上被仰渡候間、御達申候

相定申一札之事

一、利根川通圍堤川除組合四拾七ヶ村村御普請所、前々〆忍御掛場諸色人足組合村々〆差出シ、春毎二普請致来候処、近来別而増減有之難儀二およひ候、然処貴殿御老父御教訓を以、年来御心懸ケ被成、御公儀様江金五百兩御上納、年耆割之利分、右御普請所諸色代助成と而、組合村々江被下置度段、今般 久保田佐渡守様へ御願被成、願之通被仰付、右金者伊奈撰津守様へ御上納、利金来々亥年〆被下置候積、尤来戊年より御普請役中御立合御目論見被下置候段被仰渡、一同難有奉存候、誠二貴殿御精力を以組合へ助成被下、大小之百姓一同忝存候、依之組合寸志二て、御村高千式百六拾六石余相掛り人足役、残四拾六ヶ村二而勤埋候積、及対談一同承知二付、其段佐渡守様へ御伺申上御聞濟二御座候、然上者以来前書下奈良村高人足役相除候筈二相定候、若万々一御利足不被下候ハ、先規之通人足御出シ可被

下候、仍為後証組合連印一札相渡置候所、如件

組合四拾七ヶ村前書之通

寛政元酉年十一月

壹ヶ村三判ツ、印有之

差上申一札之事

武州幡羅郡下奈良村・三ヶ尻村・東別府村・西別府村・下増田村・新堀村・同新田・奈良新田・上奈良村・中奈良村、合拾ヶ村、御領・御私領組合高老万七百石余、同州大里郡河原明戸村(付札)地内荒川方引取候用水路奈良堰之儀者、從古來忍御城主「奈良堰一件」

阿部豊後守様御掛り場二而、普請之節御同人様御役人中御出役御見分御目論見仕立共御差図有之、組合村々方人足諸色共二差出シ、自普請二仕來候得共、組合村々并堰地所共二忍御領内二無之、殊二荒川之儀者出水之度々瀬変候場所二有之、水路之儀も堰口迄不殘御他領二付、容易二堀浚等茂成兼、彼是申談候内、自然と手延二相成、其内二者二重之失却二相成候義も御座候、其上右用水路地高之方江水引取候故、不順二而一同難儀仕候、依之以來者右用水路之儀、忍之御掛りを離れ、御定式御普請所二被成下候様仕度旨、組合村々相願居候得共、容易二相成間敷哉と差控候得とも、兎角用水堰普請入用諸色代之儀者、壹ヶ年

二凡金三拾兩程ツ、有之候ハ、可相濟哉二付、組合村之内下奈良村名主吉田市右衛門儀所持之金子、并二同人親嘉藤用意金をも一同仕合金三百兩、今般市右衛門上納可仕候間、年壹割之積りを以御貸付二被仰付、其利金三拾兩ツ、年々右諸色代助成とも組合拾ヶ村惣代之者へ御渡被下候様仕度、尤人足之儀者是迄之通百姓役二相勤可申候間、以來御定式場二被成下候様仕度、此旨加藤儀も俱々相願候二付、市右衛門奉願候段申上、併豊後守様御掛り場を御引分御定式場二者難相成候ハ、右用水堰普請忍御役人中御出役、御目論見之節以來者御普請役中立合御吟味御目論見之上、出来米をも御普請役中御見分御座候様成共仕度、扱又普請入用金高之儀者破損之様子二随ひ、年二寄多少可有御座候得共、御目論見之節成丈右利金三拾兩ツ、二而年々流用之御勘弁之儀、豊後守様御役人中江御沙汰御座候様仕度段も申上、右之趣市右衛門奉願候二付、御吟味之上、左之通被仰渡候一、下奈良村外九ヶ村へ引取候用水路奈良堰之儀、是迄者豊後守様御掛り場二而自普請仕立來候処、向後御定式御普請所二仕度段相願候へとも、此儀者古來方御証文茂有之相定候儀候得者、容易二可被及御沙汰筋二無御座候間、其旨相心得可申、且又御普請所忍御役人中御出役御見分御目論見之節、御普請役中御立合普請仕様之輕重御目論見御取極之上相仕立、出来米をも御普

請役中御見分御座候様仕度旨之儀者、願之通來丑年方以來年々御立合被仰付候

一、市右衛門父子所持之金合三百兩、市右衛門上納仕度旨之儀者、願之通被 仰付候間、右金子ハ御代官淺岡彦四郎様御役所江此節相納可申、然上者御貸付被成下、年壹割之利足金三拾兩ツ、來々寅年方以來年々奈良堰用水路自普請諸色代助成として組合拾ヶ村へ御渡可被下候、尤人足之義者、是迄之通百姓役二相勤可申候

一、來丑春之儀者、當時元金上納之儀故、月数不足二而御貸付利金三拾兩未滿二御座候間、利足御取立溜之分計御渡可被下候一、助成金請取方之儀者、毎年三月中定式二金三拾兩ツ、組合村々惣代之村役人請取手形江、其年立合之御普請役中御奥印を申請、彦四郎様御役所江惣代之者持參仕、金子請取可申候

一、普請入用金高者、破損之様子二随ひ、多少可有之候得共、御目論見之節、成丈右三拾兩を以、年々流用之御勘弁有之候様、今般豊後守様御役人中江被仰達置候、尤此儀者、右金高二而不足之節ハ、組合村々方出金差出シ可申候、殘金有之候節者村方江受取除置之、不足之年之足合二可仕候

右之趣、組合村々小前之者迄不洩様可申聞、且又入用金高右三拾兩二而過不足之節割合方之儀者、明白二取計勘定合二付、異論ケ

間敷儀無之様可仕旨被仰渡、一同承知奉畏候、仍御請証文差上申候処、如件

小普請組

石河壹岐守支配

植村久五郎知行

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

右村給々

名主

組頭 惣代

百姓代

依田平次郎知行

同村

名主 吉五郎

奈良堰自普請組合

同州同郡三ヶ尻村

東別府村

西別府村

下増田村

新堀村

同新田

奈良新田

上奈良村

中奈良村

右九ヶ村名主・組頭惣代

小栗庄右衛門知行

右三ヶ尻村

名主 丈 七

杉浦岩之助知行

右上奈良村

名主 常 七

御奉行所

前書被 仰渡之趣、私儀も罷出、一同奉承知候、依之奥書印形差上申候、以上

奈良堰地元

井上遠江守領分

武州大里郡川原明戸村

名主

組頭 惣代

名主 義右衛門

覚

一、金三百両也

右者武州幡羅郡奈良堰用水堰諸色代助成金貸付元金、書面之通請取申候、右金子奈良堰組合拾ヶ村へ諸色代として、其年三月中相渡可申候、以上

浅岡彦四郎手代

寛政四子年九月

鯨井与三郎  
杉浦 仙蔵

吉田市右衛門殿

差上申一札之事

植村久五郎知行武州幡羅郡下奈良村名主吉田市右衛門親市右衛門儀者、当時隠居仕嘉藤と名を相改罷在、同人義者同国四方寺村名主六左衛門四代已前之六左衛門弟二而、先祖六左衛門方代々田畑高六百石余所持仕、慶長年中下奈良村二名請出作高百石余有之候内、六拾七ヶ年以前享保十一年、出作之内反別四町四反歩嘉藤讓請、同村百姓二罷成、追々田畑相求、三拾壹ヶ年以前宝曆十式午年当市右衛門儀讓受、当時名主役相勤又、同村二高八拾六石余、外蓑笠之助様御代官所同郡日向村二屋敷反別四反歩余所持

仕、農業専相励、其外酒造商売をも仕、少々宛質物をも預り貸金等仕、酒造之儀者前々米高三百石程ツ、相稼候処、当時者御触等二而三分一造仕、其内端九拾六石程造立并去々戌年関東新製上酒造方御免被仰付、此分千石造立申候、且亦親加藤常々教訓仕候者(關字)御公儀様を重シ、農業を励、且何成とも後々まで人之為に成候

義を可致置旨申聞候二付、其心懸二而作方第一二相営、其余力を以、前書之通外稼も仕、身上も相応二相暮、年来心掛候故、金子をも相貯申候、然処当村之儀、前々度々中山道熊谷宿助郷差村二相成候義有之候得共、困窮村故、其度々御免之儀奉願、則願之通被仰付、近来人足差出候儀者無御座候へとも、右牀之節者小前之者共当惑仕候、依之所持金之内百五拾兩上納仕、御貸付被成下利金之分、熊谷宿助郷村々江当時人足代二被下候様相成候ハ、居村之為可然旨、親嘉藤申聞候間、其段七ヶ年以前午年桑原伊予守様御勘定御奉行御勤役中道中御奉行御兼役之節、市右衛門奉願、則願之通被仰付、右金百五拾兩伊奈撰津守様御役所江相納、夫以以後助郷村ハ御省二相成、尤右金子年壹割之積利金撰津守様より助郷村々江御渡被下候、将又下奈良村下同国埼玉郡上中条村外五ヶ村付、利根川通川除堤御普請所之儀、大破之節者御手伝、又者皆入用御普請被仰付、年々少破普請者、古来同国忍御城主阿部豊後守様御掛り場二而、御同人様方御役人中御出役御見分御目論見、

御料・御私領四拾七ヶ村組合人足諸色差出来候処、年々之御積方者村々方願出候を忍御役人中御取用、丈夫二普請之仕立候御心得之故二候哉、兎角目論見金高多相成候二付、此已後者御普請役中御出役御取扱有之候様仕度、左候ハ、減方二も相成平均壹ヶ年五拾兩程ツ、二而者諸色代相済可申哉、然上者所持金之内五百兩上納仕度候間、年壹割之積を以御貸付被 仰付、壹ヶ年分利足金五拾兩ハ、右諸色代と而組合村々江年々被下候様仕度、右者前書之通親嘉藤教訓を守、年来金子積立候処、同人儀も及老年二候間、存生之内少たりとも村々潤二成候儀を取計ひ為見申度段、四ヶ年以前久保田佐渡守様御勘定御奉行御勤役之節、市右衛門奉願、則願之通被仰付、右金五百兩是又伊奈撰津守様御役所江相納、其後者忍御役人中御出役普請御目論見之節者、御普請役中御立合二相成、且又右壹割之利足金者、撰津守様御役所方組合村々へ年々御渡し被下候、右之通兩度まで金子差出し、村方之為に成候儀を相願候始末、親之志を請継、村々を相助候段、孝心奇特之旨、其砌為御褒美苗字御免被仰付、然ル処又候今般奉願候者、当村并同郡三ヶ尻村・東別府村・西別府村・下増田村・新堀村・同新田・奈良新田・上奈良村・中奈良村、合拾ヶ村御料・御私領組合高壹万七百石余、同国大里郡河原明戸村地内荒川より引取候用水路奈良堰之儀者、是又古来より阿部豊後守様御掛り場二而普請之節御同

人様御役人中御出役御見分御見立共ニ御差凶有之、組合村々人足諸色ともに差出シ、自普請ニ仕来候得とも、組合村々并堰地所共ニ忍御領内ニ無之、殊ニ荒川之儀者出水之度々瀬変候場所ニ有之、且又水路之儀ハ堰口まで不殘御他領ニ付、容易ニ堀浚等も成兼、彼是申談候内、自然と手延ニ相成、其内二者ニ重之失却相成候義も御座候、其上用水路地高之方江水引取候故、不順ニ而一同難儀仕候、依之以来者右用水堰之儀、忍之御掛を離、御定式御普請所ニ被成下候様仕度旨、組合年来相願居候得共、容易ニ相成間敷哉と差控候得とも、兎角用水不順ニ而及難儀候間、右堰普請諸色代助成として所持之金子上納仕、御定式御普請所ニ相願度心懸候得共、先達而両度迄上納金いたし候故、余力無之心外ニ、其儀整兼、親嘉藤江申談候得者、大切之御田地養方之儀ニ付可相叶候ハ、何様ニも仕、右堰入用金程之金子者上納可仕間、御定式場ニ相願候様申聞、金子之儀者嘉藤用意も御座候間、夫をも可差足旨申聞候、右堰用水路普請入用諸色代者、壹ケ年ニ凡金三拾兩程ツ、有之候ハ、可相濟哉ニ付、市右衛門所持之金并加藤用意金一同ニ仕、都合金三百兩、今般市右衛門上納可仕候間、年壹割之積を以御貸付ニ被仰付、其利金三拾兩ツ、年々右諸色代として組合拾ヶ村惣代之者へ御渡シ被下候様仕度、尤人足之儀者、是迄之通百姓役ニ相勤可申候間、以来御定式場ニ被成下候様仕度、

此旨嘉藤儀当子九拾才ニ罷成、俱ニ相願候儀ニ付、市右衛門奉願候段申上、併豊後守様御掛場を御引分ケ、御定式場二者難相成候ハ、右用水堰普請忍御役人中御出役御見分御見之節、以来者御普請役中御立合御吟味御見之上、出来栄ヲも御普請役中御見分御座候様ニ成候共仕度、扱又普請入用金高之儀者破損之様子ニ随ヒ、年ニより多少可有御座候へ共、御見論見之節成丈右利足三拾兩ツ、ニ而、年々流用之御勘弁之儀、豊後守様御役人中江御沙汰御座候様仕度段も申上、此度奉願候、依之御吟味之上願之通金三百兩上納被仰付候、以来奈良堰普請御見論見方等之儀委細被仰渡、此儀者別紙御請証文差上申候、然処別段被仰渡候者、前書之通市右衛門儀常々親之志を請繼、居村并組合村々之為、所持之金子六百五拾兩、先達而両度ニ上納仕、御貸付之儀相願候段、孝心奇特之故を以、去ル酉年苗字御免被仰付候処、猶又今般組合村々助成と而金三百兩上納仕、御貸付之儀奉願上候、右者一躰嘉藤儀年来教諭方も宜市右衛門義も父之教訓ニ服從致候段、孝心奇特之儀ニ有之、且又市右衛門名主役ニ相成候後、三拾年来居村より御奉行所并御地頭所へ出訴之儀一度も無之、一同申合も相整、不和合之者無之、一村静謐ニ相続之儀者被思召、然ル上者苗字御免之儀ハ先達而被仰渡も御座候上者、子孫まで永々相名乗可申儀ニ御座候得共、又候此度上納金仕、右上納之儀度数も相重候間、猶為

御褒美今般市右衛門一代帯刀 御免被仰付候、并嘉藤儀年来奇特之志ニ付、同人江者御褒美御銀被下置候旨被仰渡、難有仕合ニ奉存候、則嘉藤儀御銀五枚頂戴仕候、依之被仰渡之趣御請証文差上申処、如件

小普請組石河吉岐守支配

植村久五郎知行

武州幡羅郡下奈良村

寛政四子年八月晦日

名主 吉田市右衛門

右市右衛門父

隠居 嘉 藤

御奉行所

前書被 仰渡之趣、私も一同罷出奉承知候、依之奥書印形差上申候、以上

名主 右村給々 組頭 惣代

依田平次郎知行

同村名主 吉五郎

〔同村名主〕

吉五郎迄

前書之通、荒川通用水路奈良堰普請方入用諸色代、為助成金三百兩御上納之上、以来之趣法御願給候故、是迄忍表御手限御掛場ニ而組合村々自普請仕来候処、御領内之外故、自然と手延ニ成候様ニ而不益之失却も有之候処、右格別之功を被立候故ヲ以、年々諸色代出金を相助り、其上御普請役中御立合御見分御見被成下候段、以来永久嚴重之御趣法、今般被仰付、組合村々一同難有、右寸志為謝御所持高之内百石分之人足を相除、組合村々ニ而勤埋候定ニ而、則右之趣一札差出シ置候也

一、松平越中守様御執権職御勤役中、国家之為を被為思召、諸向江被仰出候御趣意之内ニ、民間之内父母ニ孝、心又者奉公ニ忠勤、其外奇特なるもの有之者相糺可申立旨被仰出候ニ付、御地頭所へ御勘定所へ御書上被下候御書之御控御下ケ被下候ニ付、左之通写置也

私知行所武州幡羅郡

下奈良村名主

吉田市右衛門

右市右衛門儀、常々農業出情仕、其上生質貞実なる者ニて前々より地頭所大切為第一ニ心懸、亡父伝五郎存生之内、住宅修覆仕候節も知行所へ罷出居色々出精相働、天明六年屋敷類焼仕候節も早

速江戸表へ罷出色々骨折、右類焼仕候二付、亡父伝五郎舅坂部惣左衛門方二同居相願住居取繕仕候義二付候、而も色々出精仕、其後伝五郎病死仕候後、私屋敷相對替、其外知行所村方之儀者不及申諸事拔出骨折相働、且天明三卯年砂降、同六年出水、兩年共至而凶作二而、於村方も一統難儀至而困窮仕候者共多く、夫食等差支候もの多御座候処、右困窮仕候もの共江者、夫々二夫食手当等仕、村方困窮之助二罷成、天明七未年中山道夫伝馬助之儀下奈良村差村二罷成、勿論是まで助郷差村二度々相当候へ共、一駄凶作等統困窮之村方二御座候間、御吟味助郷御免相願、願之通助郷御免被成下候処、又々差村二相当り候二付、右困窮之村方故夫伝馬相当り候而者、村方一統至而難儀仕候、依之右市右衛門儀八十歳之父御座候、右父市右衛門江常々申教候者、是迄農業之間穀物等売仕候二付、右売買之利潤聊宛たり共随分大切二溜置何卒村方助二罷成候儀二遣候様情々申教候二付、市右衛門義父之教を常々相守、農業并売買大切二心掛、少々宛之利潤溜置候金子百五拾兩有之候二付、此節右金子を以村方難儀を除申度、且者父之教何卒父存生之内、村方助二罷成候儀を父江為聞候ハ、聊孝心之筋も可相当哉と御勘定奉行桑原伊予守へ願出候者、此度中山道夫伝馬助下奈良村差村二罷成候、一駄村方之儀者度々凶作打続甚困窮之村二御座候二付、可相成義二御座候ハ、市右衛門儀農業之間二売買仕来、少

々宛之利潤溜置候金子百五拾兩御座候間、右金子此度上納仕度、右百五拾兩之金子御代官二而御貸付二相成、右利分を外助郷相働候村々江被下置、下奈良村之儀者助郷永代御免被成下候様仕度旨相願候処、願之通下奈良村助郷永代御免被成下候間、右金子上納仕候様、桑原伊予守・伊奈右近将監御役所へ金子上納も相濟村方一統之助二相成候、寛政元酉年利根川通川除普請前々組合四拾七ヶ村二而仕来候処、近年竹木等近在二無之、其上村々凶作等統難儀仕候間、何卒可罷成儀二御座候ハ、去午年金子上納仕助郷永代御免相願候例も御座候間、此度も金五百兩上納仕御貸付二罷成右利金為諸色代組合村々江被下置候ハ、組合一統之助二も罷成候間、可罷成儀二御座候ハ、右願之通被仰付被下置候様、御勘定奉行久保田佐渡守方江相願候処、是又願之通佐渡守申渡、右金五百兩伊奈右近将監御役所江上納仕候様申渡上納も相濟、且兩度迄所持之金子上納仕外村々之助二も相成候儀、殊更父之教を相守孝心奇特成仕方二付、為御褒美以来苗字 御免被成下候旨、佐渡守申渡、右兩度共願之通相叶、村方ハ不及申組合村々一統之助とも罷成候儀、其上父之存念二も相叶、孝心奇特之筋も相立候儀、先達而被 仰出候御書付之趣も御座候間、此段入御聴二置度、書付を以申上置候、以上

寛政四子年二月

植村久五郎

御勘定所

一、寛政二戌年三月、柳生主膳正様御差紙を以被召出被仰聞候趣者、御府内売買之上酒ハ下り酒而已成故二、至而高直二而諸人も難儀可有之、依之於関東も可相成、尤御当地定直段に売捌候ハ、諸人助二も可相成御趣意被仰聞候二付、酒造之仕方委細申上候処、追而可被及御沙汰之旨二付、歸村被仰付候、同年八月猶又被召出、弥以関東上酒御試造高千石被仰付、則引請、文化元子年迄拾五ヶ年之間無滞相納、右之間寛政之頃者、外酒造人共為取締、定行事役被仰付候儀、是又無滞相働ム

一、御免上酒酒造人共申合、為冥加酒造高千石二付上酒八樽宛、其年直段を以、右代永者最寄御代官御役所上納之積り願之通被仰付、拾五ヶ年之間二凡八千兩程納ル  
自力造之者ハ千石二付上酒式樽ツ、  
但、  
拝借人ハ 千石二付同八樽ツ、  
御本丸御用 御免関東上酒  
奈良泉

一、関東上酒四百九拾八樽 但、寛政式戌年より  
享和式戌年まで  
平川口御春屋へ納ル

内、四拾四樽 卯辰二ヶ年代金請取候分  
引ノ関東酒四百五拾四樽 初尾酒為冥加上納分  
柳生主膳正様御勘定奉行御勤役中

差上申一札之事

一、私儀去ル戌年方関東上酒被 仰付候処、差はまり出精仕、殊二外酒造人一同定式冥加上納之外、去亥年以來追々願之上冥加酒上納仕、猶又去辰年仕入候分方壹ヶ年五拾式樽宛上酒造被 仰付候内者、年々定式二上納仕度段相願、至而奇特之儀二付先達而願之通上納被仰付候、仍当巴ノ壹ヶ年分五拾式樽、此節迄二上納仕候二付、右御褒美として銀式拾枚被下置候段被仰渡、難有頂戴奉畏候、仍而御請書奉差上候処、如件  
寛政九巳年十二月 吉田市右衛門  
御奉行所

前書被 仰渡之趣、私儀も罷出承知仕候、依之奥書印形差上申候、以上

同村 名主 勇 八

柳生主膳正様御役宅ニおゐて

- 一、白銀百式拾枚 寛政九巳年の享和二戌年迄六ヶ年之間、壹ヶ年銀式拾枚宛年々被下置候

松平越中守様より被仰渡候趣被仰聞候

西ノ御丸御買上ケ御用酒

- 一、関東上酒九拾樽 寛政九辰年の享和二戌年迄、年々御買上ケ二相成候分、平川口御春屋於御役所、年々代金被下置候

柳生主膳正様御勤役中

御初穂酒為冥加無代上納相願、寛政二戌年より同辰年迄年々願之通被仰付左之通  
但し、繁多二付外趣意ハ略之、樽数而已記之

- 寛政三亥年十一月廿一日 平川口御春屋へ納
- 一、関東上酒五樽 但、壹樽三斗五升宛 奈良泉印

同四子年十月六日 右同断

一、同 式拾樽 但、右同断

同五丑年十月十日 右同断

一、同 式拾樽 但、右同断

同五丑年十二月 右同断

一、同 拾樽 但、右同断

同六寅年十月 右同断

一、同 式拾樽 但、右同断

同年閏十二月 右同断

一、同 拾樽 但、右同断

六口合八拾五樽

寛政六寅年十二月御初穂酒・冥加酒  
上納并御買上御用被仰渡候御請書

差上申御請証文之事

一、私儀関東上酒御試造被仰付候二付、酒造人共一同自力を以仕入候分者、千石二付冥加上納酒式樽宛之積を以相納申候、右之外先達而願上関東上酒御試造被仰付候間者、別段為冥加極上酒式拾樽宛年々上納仕来候、然処出来方も相応二有之候二付、右別段上納之儀、以来ハ壹ヶ月御遣方割合を以月割二相納、猶又

右同様極製酒式拾樽御買上被仰付候間、右御用酒之儀も上納酒相済次第引続、月割を以相納候様被仰渡難有奉存候、然上者 別段上納酒式拾樽并御買上御用酒式拾式樽共二、随分念入極寒仕入置、御用御遣方被仰渡候月割を以、少も御差支無之様、左之通上納可仕候

当寒造

- 一、別段上納酒式拾樽 但、三斗五升入
- 同断御買上 但、同断

内

- 七樽 寅十二月下旬納
- 式樽 卯正月下旬納
- 式樽 二月下旬納
- 式樽 三月下旬納
- 拾樽 四月下旬納
- 三樽 五月下旬納
- 式樽 六月下旬納
- 式樽 七月下旬納
- 六樽 八月下旬納
- 式樽 九月下旬納

一、同 式拾樽 但、右同断

同五丑年十月十日 右同断

一、同 式拾樽 但、右同断

同五丑年十二月 右同断

一、同 拾樽 但、右同断

同六寅年十月 右同断

一、同 式拾樽 但、右同断

同年閏十二月 右同断

一、同 拾樽 但、右同断

六口合八拾五樽

寛政六寅年十二月御初穂酒・冥加酒  
上納并御買上御用被仰渡候御請書

差上申御請証文之事

一、私儀関東上酒御試造被仰付候二付、酒造人共一同自力を以仕入候分者、千石二付冥加上納酒式樽宛之積を以相納申候、右之外先達而願上関東上酒御試造被仰付候間者、別段為冥加極上酒式拾樽宛年々上納仕来候、然処出来方も相応二有之候二付、右別段上納之儀、以来ハ壹ヶ月御遣方割合を以月割二相納、猶又

- 式樽 十月下旬納
- 式樽 十一月下旬納

右割合を以、毎月下旬平川口御春屋へ相納積相心得、書面之通追々上納可仕候、御買上代金之儀御吟味御座候処、是者如何程二而も被下置次第仕度、御直段等之義申上候存寄毛頭無御座候段申上候得者、極製酒相応之諸掛りも可有之儀二付、何れ二も相当之仕上直段不申上候而ハ不相成旨御理解被仰聞候二付、左候ハ、極製法諸入用新樽を以仕入候而も、金壹兩二付壹石替之節、式拾樽二而金拾八兩二相当可仕段申上候処、右御買上代金之儀、金壹兩二付米壹石買之節者、式拾樽二付金拾八兩之割合を以可被下置段被仰渡難有奉承知候、然二おゐてハ御買上御用酒并上納酒共二格別仕入方吟味仕、納方御定之通少も無相違急度上納可仕候、依之御請証文差上申処、如件

寛政六寅年十一月 吉田市右衛門  
御奉行所

上納酒 月割納方覚  
御用酒

- 一、別段上納酒式拾樽 但、三斗五升入
- 一、御用酒 式拾式樽 右同断

都合酒四拾式樽

内訳納方前文之通

右者御用酒并上納酒月割を以相納候様、柳生主膳正様方被仰渡候二付、印鑑差上申候、以上

寛政六寅年十二月

武州幡羅郡下奈良村

吉田市右衛門

印鑑〇

御春屋

御役所

寛政五丑年

一、常磐橋通用之儀、幕下江罷出 御本丸御用酒納主吉田市右衛門と相届而已二而可罷通旨 柳生主膳正様方被仰渡有之事

差上申一札之事

一、関東上酒

但、老樽二付三斗五升入

右者、当 年関東上酒御試造被仰付、仕入候新製之分書面之通上納仕候処、仍而如件

年号月日

吉田市右衛門

御春屋

御役所

寛政七卯年納

一、関東上酒四拾式樽

内 式拾樽 御初穂酒無代上納分

式拾式樽 御買上御用酒分

拾駄二付、拾八両之御直段

代金 拾九兩三分銀三匁

同年十二月奉請取

同辰年納

一、同断四拾式樽

内訳 右同断

代金右同断

同年十二月奉請取

一、上納酒御買上御用酒無代上納仕度段、左之通

差上申一札之事

一、私儀去ル戌年方関東上酒御試造被仰付、外酒造人共定式冥加上納之外、別段冥加として上酒造被仰付候内ハ、年々寒製酒式

都合酒四拾式樽

内訳納方前文之通

右者御用酒并上納酒月割を以相納候様、柳生主膳正様方被仰渡候二付、印鑑差上申候、以上

寛政六寅年十二月

武州幡羅郡下奈良村

吉田市右衛門

印鑑〇

御春屋

御役所

寛政五丑年

一、常磐橋通用之儀、幕下江罷出 御本丸御用酒納主吉田市右衛門と相届而已二而可罷通旨 柳生主膳正様方被仰渡有之事

差上申一札之事

一、関東上酒

但、老樽二付三斗五升入

右者、当 年関東上酒御試造被仰付、仕入候新製之分書面之通上納仕候処、仍而如件

年号月日

吉田市右衛門

御春屋

御役所

寛政七卯年納

一、関東上酒四拾式樽

内 式拾樽 御初穂酒無代上納分

式拾式樽 御買上御用酒分

拾駄二付、拾八両之御直段

代金 拾九兩三分銀三匁

同年十二月奉請取

同辰年納

一、同断四拾式樽

内訳 右同断

代金右同断

同年十二月奉請取

一、上納酒御買上御用酒無代上納仕度段、左之通

差上申一札之事

一、私儀去ル戌年方関東上酒御試造被仰付、外酒造人共定式冥加上納之外、別段冥加として上酒造被仰付候内ハ、年々寒製酒式

都合酒四拾式樽

内訳納方前文之通

右者御用酒并上納酒月割を以相納候様、柳生主膳正様方被仰渡候二付、印鑑差上申候、以上

寛政六寅年十二月

武州幡羅郡下奈良村

吉田市右衛門

印鑑〇

御春屋

御役所

寛政五丑年

一、常磐橋通用之儀、幕下江罷出 御本丸御用酒納主吉田市右衛門と相届而已二而可罷通旨 柳生主膳正様方被仰渡有之事

差上申一札之事

一、関東上酒

但、老樽二付三斗五升入

右者、当 年関東上酒御試造被仰付、仕入候新製之分書面之通上納仕候処、仍而如件

年号月日

吉田市右衛門

御春屋

御役所

寛政七卯年納

一、関東上酒四拾式樽

内 式拾樽 御初穂酒無代上納分

式拾式樽 御買上御用酒分

拾駄二付、拾八両之御直段

代金 拾九兩三分銀三匁

同年十二月奉請取

同辰年納

一、同断四拾式樽

内訳 右同断

代金右同断

同年十二月奉請取

一、上納酒御買上御用酒無代上納仕度段、左之通

差上申一札之事

一、私儀去ル戌年方関東上酒御試造被仰付、外酒造人共定式冥加上納之外、別段冥加として上酒造被仰付候内ハ、年々寒製酒式

一 文化元年(1804)正月 記録一

寛政九巳年納

一、関東上酒五拾式樽

同十年納

一、同 五拾式樽

同十一年納

一、同 五拾式樽

同十二年納

御初穂酒冥加無代

上納分

同断

同断

右之通毎月下旬二平川口御春屋へ上納可仕旨、尤以来納方之儀も右割合之通相心得、前文之通別段可仕旨被仰渡難有承知奉畏候、仍如件

寛政九巳年二月五日

御奉行所

吉田市右衛門

月割者前書二有之間略ス

願之通上納被仰付、尤右願高之内を以、新酒拾樽者去辰ノ十二月上納相済候間、寒酒之分月割上納、左之通被仰渡候

拾樽宛、是又願之上上納仕候、然処去々卯年方右寒製酒同様之御用酒式拾樽御買上二被仰付候、月割を以平川口御春屋へ

上納仕来候処、前書之内寒製酒式拾樽分共二都合五拾式樽ツ、

上酒造被仰付候内者、為冥加年々定式二上納仕度段奉願候処、

願之通上納被仰付、尤右願高之内を以、新酒拾樽者去辰ノ十二

月上納相済候間、寒酒之分月割上納、左之通被仰渡候

一、同 五拾式樽

同断

享和元酉ノ納

一、同 五拾式樽

同断

同二戌年納

一、同 五拾式樽

同断

同年十二月納

一、同 拾七樽

同断

合関東上酒四百九拾八樽

内 四拾四樽

引メ四百五拾四樽

御初穂酒為冥加無代上納分

右者、寛政二戌年関東上酒御試造被仰付候砌方、御初穂酒并冥

加酒為冥加上納、并寛政六御買上御用酒被仰付候月々御上納仕

候段、発端年月相調書上候様被仰渡、前書之通奉書上候、以上

享和三亥年正月

御春屋

御役所

吉田市右衛門

指上申一札之事

一、私関東上酒造被仰付候内外酒造人一同上納之外、別段為冥加老々年五拾式樽ツ、年々上納仕度段、先達而願之通被仰付、是

迄相納来候処、此度酒造高拾分一役米可差出旨被仰出候二付、  
右別段冥加酒上納之儀御免被成下、御用酒之儀者兩 御丸へ志  
ケ年拾五樽ツ、合三拾樽、当亥年〆御買上御用酒可被成下旨被  
仰渡承知奉畏候、仍而御請証文差上申処、如件

享和三亥年正月廿五日 吉田市右衛門  
御奉行所

享和三亥年納

一、関東上酒三拾樽 御買上御用酒之分

翌子年三月、御春屋於御役所、右代金致頂戴候

文化元子年納

一、同 三拾樽 右同断

翌丑年三月、右同於御役所、代金頂戴ス

右御用兩年相勤御免二相成ル

乍恐書付を以奉願上候

武州下奈良村吉田市右衛門代清七奉願上候、酒造出来柄も宜候二  
付、持株自分造之内〆御初穂酒として志ケ年拾樽宛、年々定式為  
冥加御上納仕度段奉願上候、右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕  
合二奉存候、以上

文化元子年七月廿一日

吉田市右衛門  
代 清七

御奉行所

七月廿五日被召出

一、右文言へ持株之二字書入、廿六日明七ツ時 柳生主膳正様  
御役所へ持参可致旨被仰渡、書面之通認奉差上候、引続追々御  
吟味有之、八月廿二日被 召出、口書印形被仰付、同晦日左之  
通被仰渡候

差上申一札之事

私儀年来酒造渡世仕候二付、寛政武戌年御呼出シ、御吟味之上関  
東上酒御試造被仰付、其後追々願之上引続年々上酒造被仰付、右  
二付御願申上、外酒造人共一同定式冥加上納之外、御試上酒造之  
内を以、別段冥加酒年々相納、其外御用酒等も御買上被成下候処、  
私儀老年ニおよひ其上多病ニ罷成難行届候間、当子年ハ上酒造之  
儀御願不申上、然処是迄御用酒等々相納御褒美等も被下置難有  
奉存候二付、尚又為冥加持株造間酒之内、御初穂酒を以年々拾樽  
宛、向後者定式ニ差上度段奉願候処、御吟味之上寄特ニ被思召、  
願之通上納可仕、尤納方之儀者其年々平川口御春屋へ罷出可請御

差凶旨被仰渡、且又右冥加酒上納之儀二付申上度儀も御座候ハ、  
向後者御勝手方御月番 御奉行所へ可申上旨、是亦被仰渡逐一承  
知奉畏候、然上者御吟味之節申上候通、右拾樽毎暮一度ニ相納候  
共、又者間酒・寒酒を以両度相納候共、其年々御春屋ニおゐて御  
下知次第仕、尤相納置候酒万一変酒等ニも相成候ハ、引替上納可  
仕候、仍御請証文差上申処、如件

文化元子年八月晦日 吉田市右衛門  
代 清七

御奉行所

前書被仰渡之趣、私儀も罷出一同奉承知候、依之奥書印形差上申  
候、以上

差添人 七郎左衛門

一、関東上酒一件 御奉行所於 御前被仰渡候、每度御地頭役人  
も被召出、一同承知之上、此旨主人江申聞候様被仰聞候

一、寛政 右御買上御用酒并上納酒 御用相勤候二付、右通用  
ノ為御焼印之御会符壹枚御渡被成下候

文化元子ノ仕入候分

一、関東上酒拾樽

平川口御春屋へ納

御掛り

中川飛驒守様

文化二丑年仕入候分

一、関東上酒拾樽

平川口御春屋へ上納

御初穂酒無代上納分

右納人 吉田市右衛門

代 清七

一、大般若経 六百卷  
寛政子年、奈良郷鎮守熊野社へ村方永久為別当長慶寺江相納、  
為本家長久名前日記ス

一、寛政五癸丑年〆奈良堰用元役相勤、其前年子年大水ニ而、翌  
丑年皆御入用を以御普請被成下、其後者先例之通組合村々自普  
請ニ而、年々無滞用水引取之候、同十年分家家作二付用元役  
難相勤、組合村々江衆評ニおよひ候処、往古ハ先名主長右衛門  
相勤候後者、引続半右衛門方ニ而数年相勤候事故、物馴候故を

以組合より申談候処、外村々と違ひ下奈良村之内故障も有之哉  
二付、普請方差支ニ成候二付、其年之用番名主政右衛門を相手  
取、組合村方御勘定御奉行 根岸肥前守様へ及出訴、御吟味ニ  
可相成候処、扱人共差加り、向後者市右衛門・半右衛門并三左  
衛門三人ニ而無滞相勤候善及熟談、則為取替証文を以向後之趣  
法取置候

一、寛政六寅年二月十七日、荒川通普請方出来栄為御見分 柳生  
主膳正様被遊御廻村、於御場所村方名主吉五郎御機嫌窺申上候  
処、大麻生堰坎樋之上ニおゐて其村市右衛門ハ相替儀も無之哉  
之旨御尋被成下候趣、吉五郎方達有之、其日者熊谷宿竹井新右  
衛門方ニ御旅宿被成候二付、罷出手札を以相伺候処、明朝御出  
かけ御目通可被仰付之旨ニ而引取、翌十八日鈴木や六兵衛宅前  
ニ差控候処、則御発駕之節御公用人岡本弥九郎様御取次、武州  
下奈良村吉田市右衛門参上之旨申上候処、暫く御駕止メ相変儀  
も無之哉之旨被仰聞候二付、今日者御見送り申上度旨相伺候  
処、不及夫間引取候様被仰聞候得共、村岡辺迄御供ニ慕ひ候所  
尚又弥九郎様を以引取候様被仰聞候二付、御請申上引取申候  
一、寛政五癸丑年四月廿三日、酒造之儀ニ付 柳生主膳正様御  
前へ被召出御用向被仰渡候之程別段被仰聞候趣者、其方儀諸向  
如在無之心得なれとも、たとへを以可申聞、其子細は、ひいら

木ハ壹ケ年ニ漸壹式寸ツ、成木は不挿取といへとも、大丈夫之  
本性にして、如何様之大風に逢ふても痛む事なきは余木に越た  
り、亦桐の木は壹尺又ハ式尺宛年々に舒るハはやしといへ共、  
必大風には損るものなり、人の身上も如形俄に長したるハ悦敷  
に似たりといへとも、必保方宜しからず、出情儉約を専一二  
自然と増長したる身上ハ未長久なる事当然たり、仍而此心得  
専要なるべしと、御直々万代不易之御教訓難有子孫へ申伝ふ  
る事也

一、享和二戌年十一月、吉田鉄五郎分家屋敷并田畑反別三町四反  
六畝拾六歩半并東方村萱畑四反式町式拾歩、村方之高式拾八石  
式斗八升四合本宅土蔵肥小家其外当用差支無之様、其上右田畑  
三ヶ年之間者作り取小遣諸入用迄与へ遣ス也  
前條之通、本家四方寺村吉田六左衛門ハ慶長以来名請田畑高六百  
石余所持数代金持来有之、分家末流迄賑ひ繁栄ニ而枝葉連綿たる  
事先祖先祖之幸福故なれハ也、然上者其遺跡余沢を尊敬有て、猶  
日用之所務を不懈出精を相励、長久を可相願、仍而教訓之書、如  
件

文化元甲子年正月

吉田市右衛門

子六十六歳 宗房(マ)

筆者

岡田治右衛門

同七十五歳 孝恒

(埼玉県立文書館所蔵 吉田(市)家文書六)

二 文政十一年（一八二八）十月 記録二

〔表紙〕

〔題箋〕  
記録 二

〔中扉〕  
「当村方困窮二付、潰百性取立並困窮

立直方助成、亡父助左衛門丹誠積

立金利潤を以、困窮人潰百性取立

地代金配分取計

乍恐以書付奉願上候

植村八郎右衛門知行所武州旗羅郡下奈良村名主吉田市右衛門奉  
申上候、私儀三代以前祖父市右衛門、享保十一年村統四方寺村  
名主六左衛門六代已前六左衛門弟二而、先祖六左衛門方田畑高六  
百石余所持仕、慶長年中方下奈良村二出作高百石余有之候内、祖  
父市右衛門田畑四町四反歩譲受、当村百姓罷成、然処父市右衛門  
義、寛政二戌年御呼出し、関東上酒御試造被 仰付、引続出来方

茂宜、依之為冥加御初穂酒等御上納仕候節も御褒美等被下置、全  
御国恩之程恐入難有奉存候、私村方之儀者利根川辺二而、天明三  
卯年砂降已後者川床悉高相成候故、度々出水仕水吐無之、数日水  
溜二罷成、田畑水腐仕、其上作土等迄も押流、殊二田畑砂入二罷  
成、百姓一統困窮仕罷在候村方二付、家数之義も宝曆年中百六拾  
軒余も御座候処、追々相減極窮二而可也二茂取統罷在候もの迄差  
加江漸々百軒余二相成申候、村高千式百六拾六石四斗式升五合、  
田畑も次第困窮人少二付作余、自然と手入等も不行届、追々村方  
困窮仕候、且又四方寺村之儀者村高三百拾六石六斗、家数当時拾  
三軒二相減、中々以田畑手入等も不行届、格別困窮仕候、依之御  
願申上候者、亡父助左衛門義去々酉年十月中死去仕候、末期之節  
私江申聞候者、貯金千両有之候間、猥二不費様大切心掛、右金子  
を以当村并四方寺村両村無難相治候様常々心掛可罷在旨、且潰百  
姓老軒分凡金高三拾兩宛 有之候ハ、取立可申哉二申聞置候、且  
又吉岡次郎右衛門様御代官所日向村之儀水損場二而、屋敷反別も所  
持有之候得者、居村同様二無<sup>申</sup>鹿略相心得可申旨、是又申聞置候、  
右日向村之儀、当村統二而祖父以来屋敷反別四反歩余所持仕罷  
在、殊二利根川辺二而至而地窪之村方、其上上中条村御堤外之村  
方二而砂降已後者大雨之節二度々出水いたし秋毛流失、其上百姓  
居立等江数日水溜り二罷成、悉百姓難儀至極仕候村方二御座候、

何卒奉恐入候得共可相成御儀二御座候ハ、右金千両 御公儀

様江奉上納、最寄御陣屋御代官様二而成共御貸附被成下、右利潤

金年々六百兩分当村江被下置、式百兩分ハ四方寺村江被下置、両

村給々御地頭所様へ年毎二御渡被成下置、追々百姓取立并困窮之

百姓取統相成候様御趣意御達二相成候様仕度、両村二而茂右利潤

金大切二取扱、追々百姓取立、其段御地頭所様迄茂御届申上候様

可仕候間、右御届書江御添書被成下、年毎二 御公儀様江御届

御座候様仕度奉存候、残金式百兩分之利潤金八日向村江被下置、

年々水損困窮之手当二被成下候様仕度、右願之趣御聞濟被成下置

候ハ、父之存念茂相届、両村潰百姓并極窮之者迄追々取立、且又

日向村水損困窮之者取統相成、作方手入等茂行届、右三ヶ村御年

貢御上納物等無滞御上納仕候様相成候得者、三ヶ村無難二相治広

大御慈悲と難有仕合奉存候、右御聞濟被成下置候ハ、右金千両早

速御上納可仕候、何卒可相成御儀二御座候ハ、岩鼻御陣屋御取扱

二茂相成候ハ、右三ヶ村最寄二而一同難有仕合奉存候、格別之御

慈悲を以幾重二茂御聞濟奉願上候、以上

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

文化十二亥年九月廿六日

名主 吉田市右衛門

御奉行所様

乍恐以書付奉申上候

植村八郎右衛門知行所武州幡羅郡下奈良村名主吉田市右衛門奉  
申上候、私村方并四方寺村之儀者、利根川辺二而天明三卯年砂降  
以後者川床悉高相成候故歟、度々出水殊二田畑砂入二罷成、連々  
困窮相募り潰百姓多有之、御取立之儀、且又日向村之儀も同様水  
損困窮御手当之儀二付御願申上候ハ、父助左衛門用意金千両御上  
納仕御貸附利潤を以、右三ヶ村御手当之儀、先達而奉願上候処、  
先月廿八日御呼出御利解被仰聞候者、御貸附之儀容易御取用江難  
相成旨精々御利解を奉請奉恐入候、右躰之儀一向不弁父存生之内  
申聞候者、潰百姓御取立而已心掛御願二可罷出、尤私存念ハ父貯  
金千両 御上様江御上納二さい罷成候得者無此上難有仕合奉  
存候、追日 御上様御賢慮を以、百姓御救之御沙汰御座候様奉  
願、聊たりとも御下ケ金も被下置候節ハ御趣意之程重奉存、御取  
立之百姓永続相成候儀と恐入難有奉存候、其余不足分ハ何程二而  
も差足候様可仕候間、何卒潰百姓御取立并極窮之者取統相成候様

〔朱書〕  
御勝手方兼

御勘定御奉行

柳生主膳正様御掛



一、同断 金五兩	与兵衛	文政五年二月	依田豊前守様御分
文政三辰年十月	右同断	一、質地金七兩壹分	百性 儀右衛門
一、同断 金拾兩	勘右衛門	文政五年二月	内藤主膳様
文政三辰年十二月	朝比奈河内守様御分	一、質地金拾兩	百性 所右衛門
一、質地金拾兩	百性 平 八	同	右御同人様御分
文化十二亥年十二月	石川栄吉様御分	一、質地金拾兩	百性 彦右衛門
一、質地金拾兩	百性 庄 蔵	同	右御同人様
文政三辰年十二月	中山勘之丞様御分	一、質地金六兩貳分	百性 幸右衛門
一、質地金拾兩	組頭 勇 八	文政五年四月	朝比奈河内守様
文政四巳年二月	彦坂丹右衛門様御分	一、質地金八兩壹分	百性 伊兵衛
一、質地金拾兩	百性 四兵衛	文政五年九月	右御同人様
文政三辰年十二月	彦坂丹右衛門様御知行	一、質地金拾兩	百性 久右衛門
一、質地金六兩三分永七拾五文	金右衛門	文政八酉年三月	依田伊賀守様
文政五年閏正月	右御同人様御知行	一、質地金拾貳兩	百性 市郎左衛門
一、質地金拾兩	依田豊前守様御知行	文政九戌年八月	石川左衛門様
文政五年二月	武 七	一、質地金五兩	百性 権左衛門
一、質地金六兩貳分	右御同人様御知行	文政九戌年十二月晦日	植村八郎右衛門様
文政五年二月	政右衛門	一、質地金五兩	百性 七郎左衛門
一、質地金六兩		文政十亥年二月六日	内藤小膳様
		一、質地金拾兩	百性 七兵衛

文政六未年十二月	依田伊賀守様	一、質地金三兩貳分	百性 勘右衛門
一、質地金五兩三分貳朱	百性 半左衛門		
文政十亥年十二月晦日	中山大吉様		
一、質地金拾兩	百性 久左衛門		
		玉井・大麻生兩堰諸色代助成金一件	
從文政二卯、同十亥至九ヶ年配分			
質地代金三百三拾兩三分永七拾五文			
一、質地所進退前書宛名当人支配仕、御年貢・諸夫錢等相勤、年々地徳米永収納いたし、地所永代質地書入未進拝借等決而仕間敷旨、本証文江継書連印いたし、市右衛門方江預置候筈			
文政十亥年十二月改			
文政十二丑年正月	朝比奈次左衛門様御分		
一、質地金五兩壹分	百性 次郎右衛門		
文政十二丑年正月	御同人様御分		
一、質地金四兩三分	百性 庄左衛門		
文政十三寅年正月	内藤小膳様御分		
一、質地金拾兩	百性 長兵衛		
文政十一子年十二月	植村八郎右衛門様御分		

武州荒川通用水自普請所玉井堰九ヶ村組合、同州幡羅郡玉井村名主勘右衛門奉申上候、当 御役所御掛場奈良堰・玉井堰・大麻生堰三堰之儀者、地高之村々二而荒川上筋当時用水引入口、奈良堰地元榛沢郡菅沼村、玉井堰・大麻生堰地元大里郡川原明戸村方用水引取候処、前書菅沼村者荒川水上秩父山近地高之村二而荒川流末道法四里程之間、格別地低故川瀬滝形二急流仕候故、度々致変瀬堰々諸色等年々流失又者押埋用水路亡所仕候儀数度有之、用水諸色手薄二而者相保不申難義至極仕候、申上候ハ奉恐入候御儀二ハ奉存候へ共、前書三堰者荒川北岸、同所南岸用水御正堰六ヶ村組合二御座候所、年々大破場故諸色等御地頭様方御出金二而自普請所二御座候、前書三堰之儀、右躰之場所故格別之大破二而自普請出来兼候節は、三堰共皆御入用御普請御手伝御普請等被成下置

候義数多有之、既去申年大麻生堰大破二付、諸色竹木代御手当被下置、尚又当四年三堰共以外の大破二付、御入用御普請被成下置丈夫二出来仕、流末迄一同用水潤沢仕、広太之御仁恵と難有仕合奉存候、右様難渋之用水路二付、奈良堰之儀ハ右組合村之内、下奈良村吉田市右衛門方諸色代助成金三百両上納仕候二付、御利金三拾両宛御下金被下置、組合村々諸色入用不相掛候二付、小前共可也取統罷在候へ共、玉井堰・大麻生両堰之儀者小高組合、近来打続大破之上水旱損・凶作二而村々甚困窮仕、玉井堰之儀者去ル寛政年中二茂、度々用水路亡所仕 御奉行所様江奉出訴御見分之上并筋被 仰付、去々文政六未年茂亡所仕、井口を失ひ 御奉行所様江奉出訴、并筋御見分奉請願場所堀立被仰付、多分人歩入用等相掛り、其上組合内大高之内上中条村地内利根川除堤同年押切田畑亡所出来、引続四方寺村・今井村・小曾根村、右四ヶ村水腐仕、此四ヶ村之儀ハ元来地窪之村二而平年田場用水保方宜、柿沼村・代村・原嶋村・新嶋村・玉井村五ヶ村ハ地高之村二而、田場石地之場所用水保方悪ク、用水不足二而者暫時二千上り手入茂出来不申、依之組合村々人氣不揃故、用水諸色遣ひ方諸事申談行届兼差支、前々御掛り阿部鉄丸様御役場江申立、度々御苦難相掛候義年々諸色等多分相掛、且ハ村々必至と及困窮自然と人氣茂悪敷罷成、差縫彼是仕候程大切之用水普請方手後二相成候

故、無抛時々之相談二而取掛可也二相仕立不益之失脚相掛り、用水路為二者不相成、村々弥増困窮仕、大麻生堰之儀ハ組合五ヶ村二御座候所、去ル文政四巳年過半田方無仕付旱損、同六未年同様旱損、去申年荒川出水二而亡所も出来、勿論水腐仕、両堰組合村々必至と困窮仕候二付、下奈良村吉田市右衛門儀心を凝シ、玉井・大麻生両堰組合村々困窮二付助成仕度、近来相心掛罷在、両堰之儀も諸色代助成金上納仕、御聞濟之上御利足金奈良堰同様之振合を以、年々御下ヶ金被成下置候ハ、玉井堰江金三百五拾両、大麻生堰江金貳百五拾両、合金六百両者同人方差出上納可仕、左候へ者村々江諸色代割合不相掛為二茂相成、然上者玉井堰之人氣茂取直り平和二可治候様実意二私江申聞候二付、玉井堰諸色代年来平均仕候所、老ヶ年金貳拾八両程大麻生堰右同断老ヶ年金廿両程二御座候、吉田市右衛門組合外之儀、殊二御貸附金御利下ヶ之御時節、恐多自身御願立仕兼敷ヶ敷当惑仕候旨私江申聞候義二付、愚意勘考仕候処、玉井・大麻生両堰之儀者、前書奉申上候通り之場所二而從 御上様累年御物入頂戴仕候所恐多奉存、且ハ吉田市右衛門厚志之程難黙止恐茂不奉顧御愁訴奉申上候、何卒以御憐愍吉田市右衛門儀も被 召出御吟味之上、前書之通両堰諸色代助成金上納之儀御聞濟被成下置、奈良堰同様御振合を以、年々御利金御下金被成下置候ハ、用元・惣代共丹誠仕、年々流用融通仕、村

々江諸色代割合不相掛候様可仕候、然上者困窮村々相助人氣茂取直り、平和二相成、用水路年々丈夫二出来仕、用水潤沢仕候へ者御收納茂無差支村々御田地永続二相成候義二付、重々恐多御儀二者奉存候へ共、此段御愁訴奉申上候、何卒格別以 御慈悲事情<sup>(情)</sup>御賢察之上、玉井・大麻生両堰諸色代助成金上納之儀、前書願之通御聞濟被成下置候ハ、困窮村々相助、吉田市右衛門儀も祖父・亡父之教訓茂相叶一同難有仕合奉存候、以上

荒川通玉井堰組合

数原清庵知行所

武州幡羅郡玉井村

文政八酉年十月

名主 願人 勘右衛門

山本大膳様

御役所

乍恐以追書奉願上候

武州荒川通玉井堰用元勘右衛門奉願上候、私儀去酉十月中奉願上候通、奈良・玉井・大麻生三堰用水地元地高之場所二而、流末四里程川瀬滝形二流水仕候故、出水之度々用水諸色流失變瀬仕、自普請組合村々難儀至極仕候、依之下奈良村吉田市右衛門方奈良堰同様、玉井・大麻生両堰江助成金上納仕度旨私方奉願上候処、願

荒川通玉井堰用元

書御取上被成下置難有仕合奉存、御調中二御座候処、当年玉井・大麻生両堰之義、定例之通自普請当三月中皆出来、然ル処当四月初荒川出水大破之上變瀬仕、且自普請御目論見之通皆出来仕候処、当五月朔日増水二而両堰口先キ荒川底押堀、五月中数日早続及濁水、猶又急破、奉願上其度々多分之諸色人足相掛用水引取候処、又候六月廿日荒川大水二而両堰及大破繕諸色人足多分之入用、都而当年之儀者平年三ヶ年分余二而困窮之組合村々自普請難出来候処、助成金願筋御調中見越之義二而奉恐入候得共、御聞濟二茂可相成旨相合組合村々江申談、両堰共小前之者共者今年限二而明年方者奈良堰同様諸色代頂戴二相成候義二心得相励精々仕候仕合、若用水路明年茂当年之様二も御座候得者何分二も自普請出来兼候様相見、併去年多分之御入用金頂戴仕無間茂 御上様江御入用奉願上候儀茂恐多奉存候二付、当時御調中奉追願候義、何共奉恐入候得共、前書奉申上候通、荒川通極難渋之自普請二而既当年之儀ハ平年三ヶ年分余普請仕、必至と困窮仕候二付、乍恐当年之次第茂御賢慮被成下置、可相成御儀二御座候ハ、両堰諸色代助成金願之義、御急速御聞濟被成下置度、然ル上者明年方用水自普請無差支村々安心仕、一同相助御田地永続仕候間、何卒御慈悲奉蒙御沙汰度幾重二茂奉願上候、以上

文政九戌年七月九日

山本大膳様

御役所

差上申一札之事

一、元金六百両

此利金四拾八両

元金三百五拾両

此利金貳拾八両

内 金壹両三分

内 残金貳拾六両壹分

元金貳百五拾両

此利金貳拾両

数原清庵知行所

武州幡羅郡玉井村

名主 勘右衛門

内 金壹両壹分

残金拾八両三分

猿屋町会所諸人用  
可相成分  
諸色代為助成御渡  
可相成分

武州幡羅郡下奈良村

吉田市右衛門差出金

御貸附願

但、利足年八分

玉井堰諸色代

為助成差出候分

猿屋町会所諸人用  
可相成分

諸色代為助成御渡  
可相成分

大麻生堰右同断

右者当御掛場武州忍領組合自普請所之内、荒川分水奈良堰・玉井

堰・大麻生堰之儀、年々普請入用多分相懸り候二付、奈良堰之儀

者、寛政年中前書吉田市右衛門願之上、諸色代為助成金三百両差

出御貸附二相成、年割之利足三拾兩宛組合村々江年々御下ケ、

諸色入用相省候得共、玉井・大麻生両堰之儀者、右様之助成無之、

小高組合殊二村々人氣不揃二而不益之失脚多分相掛、次第二困窮

相増候二付、右市右衛門義氣之毒二存、奈良堰同様二両堰江助成

金六百両差出シ可申候間、御貸附二相願利金御下ケ有之候様相成

候ハ、組合村々一助二茂可相成、左候者人氣も自然と立直り、不

都合之義も有之間敷候間、当御役所可相願旨、同人右私江申聞候

二付、右差出金御貸附被 仰付度旨相願候処、市右衛門をも御糺

之上先達而御伺被成下候処、御沙汰不被及旨被 仰渡、伺書御下

ケ相成候段被仰渡候処、両堰共堰場之儀荒川水上秩父山麓故水勢

至而早ク滝形之処江梓蛇籠等を以、川形二本瀬を割引入候義二

而、出水之度々諸色悉流失又者押埋掘等出来、既二当年之儀も定

式之通当三月中普請皆出来仕候後、四月右六月迄月毎二出水三度

共諸色流失堰筋及大破立、五月中数日照続キ、荒川渴水二付用水  
口相変、都合五度之普請入用多分相懸り、及自力兼候得共、前書  
御貸附願之通被 仰付候得者、来亥歳右一同相助、右様難渋之義  
も今年限と心得、村々申合精々相励、御目論見通り自普請相仕立  
用水無差支引取候処、差出金不被 仰付候而者、逆茂難及自力儀  
者眼前二付、無抛入用御普請相願候外無之候得共、一躰自普請所  
之儀二付、是以不容易之義者相弁候間、何卒御貸附被成下度再心  
相願強而奉願候処、難義之趣御察被成下、且市右衛門歎之趣も寄  
特之存意茂難黙止被 思召、猶又御伺厚被 仰立被下候処、右差  
出金六百両御貸附之儀、於猿屋町会所年八分之利足を以御貸附、  
利金之内五厘八同所諸人用二相成、残七分五厘八年々翌年早春之  
内御請取、前書玉井・大麻生自普請諸色代助成二御渡、皆御入用  
御普請又者諸色代被下候年柄二者、利金七分五厘之分御入用積之  
内御省相成候積御下知相濟候二付、組合村々一同申合小破之内無  
油断取繕不及大破様いたし、成丈ケ御入用御普請諸色代被下方等  
不相願様可取計旨被仰渡、逸々承知仕有難奉存候、依而御請証文  
差上申処、如件

数原清庵知行

武州幡羅郡玉井村

名主 勘右衛門

文政九戌年十月十五日

山本大膳様

御役所

前書被 仰渡候之趣、私儀も罷出承知仕一同難有奉存候、依而奥  
書印形差上申候、以上

植村八郎右衛門知行

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

前書之通被 仰渡候間、入用一同申合セ、自普請仕立方聊疎略無  
之様用水引取方差支無之様精々可取計旨被仰渡、一同承知奉畏候、  
依而奥書を以御請印形差上申候、以上

玉井堰組合

玉井村

新嶋村

代村

原嶋村

柿沼村

小曾根村

今井村

四方寺

上中条村

右村々  
名主  
組頭 惣代  
右玉井村  
名主 勘右衛門

竹内五六左衛門知行  
小島村  
名主 仁兵衛

長田六左衛門知行

一、金六百兩也

同村  
名主 孫四郎

大麻生堰組合

右者武州忍領組合自普請所、荒川分水玉井堰・大麻生堰諸色代助成御貸附元金、書面之通猿屋町於会所年八分之利合を以貸附、五厘者諸人用相成、残金七分五厘年々翌春之内組合村々為諸色代被下候様、此度御下知相濟候二付請取申候、以上

大麻生村

小嶋村

久保島村

広瀬村

石原村

文政九戌年十月十日

渡辺玄太夫

右村々

名主 惣代

組頭

松平下総守領分

石原村

名主 友五郎

同

飯原陣兵衛 印

下奈良村

吉田市右衛門殿

乍恐以書付奉願上候

私儀、去々文政九戌年荒川通玉井・大麻生両堰為助成金六百兩差

出御貸附奉願候処、願之通被成下、年七分五厘宛利金、其節方兩堰諸色代二御下被下置難有仕合奉存候、右御下ケ金堰々組合村用元惣代方請取証文奉差上候処、私儀茂奥書加印仕候様御達之旨承知奉畏候、然ル所御下ケ金証文江加印仕候得者、後年二至り子孫之者兩堰組合村々江恩儀之存念発、心得違之儀も御座候而者、是迄之心願ニも背キ歎敷奉存候、勿論利根川堤川除・奈良堰諸色代・熊ヶ谷宿助郷江助成金等都而御下ケ金、其組合村惣代印形ニ而御渡被成下候間、前書兩堰諸色代金之儀も、何卒私儀無加印堰々用元惣代印形ニ而御下金御渡被成下置候様奉願上候、以上

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

文政十一年四月

名主 吉田市右衛門 印

山本大膳様

御役所

乍恐以書付奉願上候

利根川通御普請組合四拾七箇村名主・組頭・百姓代一同奉申上候、当組合御普請之儀、去ル文政七申年当 御役所江奉願上候通、水除御堤ハ勿論川除諸色入用組合高割を以差出、御普請仕来候場所ニ而村々因窮罷在候二付、寛政元酉年御普請組合之

内、幡羅郡下奈良村名主吉田市右衛門亡父市右衛門代、貯金五百兩 御公儀様江上納仕、右御利足金を以、利根川通御普請入用諸色代二御下被下置度奉願上候処、願之通御聞濟、同三亥年方御利金割之積を以、年々金五拾兩ツ、組合村々江御下被下置候処、文政五年諸御貸付金御利足歩下被仰出候二付、右置上納金之儀も歩下可相願旨、御普請御掛御役人中様方御利解御座候間、其段村々申談候処、寛政年中方是迄凡三拾ヶ年余御利金五拾兩を以御普請諸色代二遣払、組合村々方割合不差出相濟来候処、此度歩下二相成候義歎敷奉存候間、御愁訴奉申上度一同相談仕候を、当吉田市右衛門及承何様歎願仕候共、御貸付金御利足歩下之義者、都而一同之義二付御聞濟無之ハ勿論之事二候間、此度之御趣意早速御請申上可相成者、右御利足下二相成候丈、元金増上納御願申上、弥御聞濟二相成候ハ、亡父之志を繼、自分方出金可致旨申聞候二付、其段組合惣代を以御勝手御掛り村垣淡路守様江奉願上候処、元金五百兩之御利足是迄割割ツ、被下候得共、已来八歩之御利足被下候上者、歩下二相成候丈之元金百弍拾五兩増上納可仕旨被 仰付候二付、其分吉田市右衛門方上納致呉、元金六百弍拾五兩二相成、前々之通利金五拾兩ツ、年々三月中御下被成下、凡四拾ヶ年も村々方諸色代不差出御普請相仕立難有奉存候、然処人足之義者皆百姓役ニ而相

勤来候得共、近年村々人少二相成、殊二組合之内地元上新郷江御普請御座候節ハ、上郷遠村より者凡道法四里余有之、往返二而者八・九里二相成、其上組合之内上郷唱候村々者、居村田畑共多分水除御堤之外二有之候故、諸色人足相勤御普請丈夫二出来候程、却而水難を請難儀仕候村々ニ御座候得共、用悪水川除御普請之義者不容易義二付、吉田市右衛門是等之訳兼々歎敷存罷在、人足助成之元金貳百兩差出呉候二付、右を基として組合申談、諸色代金御下金之内御普請休年等之殘金差加、都合金高四百五兩壹分銀壹匁四分六厘九毛、去ル申年願之上当 御役所江上納仕、 御公儀様御振合を以御利足八歩之積御下被成下筈、且又追々元金六百貳拾五兩二相満候様上納仕度段も御聞濟之上、願書江御奥書御連印被成下難有奉預置候、依之文政十一子年 御公儀様御下御利金五拾兩并当 御役所人足助成御利金三拾貳兩壹分貳朱銀貳匁八分壹厘七毛、都合金八拾貳兩壹分貳朱銀貳匁八分壹厘七毛上納仕置、尚又当丑年 御公儀様御下ケ御利金五拾兩外金七兩増上納仕、并当 御役所御下御利金之内去子年急破御普請二付、前借分御差引殘金貳拾八兩壹分銀五匁九分四厘三毛、都合金八拾五兩壹分銀五匁九分四厘三毛上納仕候二付、右三ヶ度合金五百七拾貳兩三分貳朱銀拾匁貳分貳厘九毛之上納二而、五拾兩余差足候得者、去ル申年

御願高二相成候二付、組合申談候上、来寅之御下御利金を引当他借仕、金五拾壹兩三分銀拾貳匁貳分七厘壹毛、此度上納仕度奉願上候、左候得者惣高金六百貳拾五兩二相満、数年之願意相届四拾七ヶ村一同安心難有奉存候、然上者右六百貳拾五兩を元金ニ御居置御普請人足為助成、年々御利金五拾兩ツ、御下被成下候様奉願上候、右二付別而奉申上候ハ後年二至り大御普請等有之候共、元金者不及申御利金前借等相願申間敷旨兼而組合議定ハ仕置候得共、年を経候得者村々役人共も追々相替り候事故、其節之了簡ニて議定二不構、或ハ連印或者惣代ニ而何様之儀可奉願哉難計奉存候二付、若大御普請有之 御公儀様并当借等何れ之趣意ニ申立候共、右六百貳拾五兩之義者村々出金ニ而者無之、前書之通吉田市右衛門奇特之上納金を相始り、当御役所之御厄介ニ相成候積金之儀二付、右之趣御利解被仰渡、決而御聞濟不被下置候様仕度奉願上候  
一、来寅年渡御利金之義者、今般上納金之引当ニ御座候間、御下ケ被成下、来々卯年方者 御公儀様御下御利金之義者、是迄之通惣代之もの罷出奉請取、御普請休年ニ御座候得者、当御役所之御下御利金共、則当 御役所江奉預置度奉願上候、何卒兩御利金御預り置、追而御普請有之、右御預ケ金御下ケ奉願候節

ハ、組合惣代願書并御普請役様御奥印之御普請出来形帳面相添入御覽可申候間、右帳面を御目当として金子御下ケ被成下候様奉願上候  
右奉願上候趣、全見越之筋ニ而奉恐入候得共、万一後々議定相崩レ助成金不埒ニ相成候而者 御役所江奉掛御厄介候甲斐も無御座、其上吉田市右衛門厚志并村々当時之役人共情々仕候義も空敷罷成候間、何卒永世助成金無恙立置申度偏ニ御威光奉願上候、且又願之通御聞濟被下置候上者、去ル文政七申年御振合を以御趣意御書下奉願上候、御慈悲を以願之通御聞濟被成下候ハ、組合一同御救と難有仕合奉存候、以上

利根川通御普請組合

四拾七ヶ村

西野村

文政十二己丑年十一月

百姓代 与 四郎

与 頭 勘 六

名 主 龜 次 郎

田島村

百姓代 五左衛門

与 頭 荒 助

名 主 儀兵衛  
奈良新田 平 七

与 頭 惣 五 郎  
名 主 喜 兵 衛

上 奈 良 村  
百 姓 代 甚 八

与 頭 好 右 衛 門  
名 主 八 十 八

中 奈 良 村  
百 姓 代 甚 平

与 頭 吉 右 衛 門  
名 主 政 右 衛 門

下 奈 良 村  
百 姓 代 三 郎 右 衛 門

与 頭 久 米 之 助  
名 主 半 右 衛 門

玉 井 村  
百 姓 代 新 助

与 頭 市 右 衛 門

名主 勘左衛門  
 東別府村  
 百姓代 彦市  
 与頭 左兵衛  
 名主 平左衛門  
 柿沼村  
 百姓代 藤兵衛  
 与頭 藤助  
 名主 久左衛門  
 四方寺村  
 百姓代 与右衛門  
 与頭 弥一兵衛  
 名主 六左衛門  
 葛和田村  
 百姓代 源助  
 与頭 十郎右衛門  
 名主 七郎兵衛  
 弁才村  
 百姓代 吉郎右衛門  
 与頭 市郎右衛門

名主 鉄次郎  
 日向村  
 百姓代 栄五郎  
 与頭 金助  
 名主 伊兵衛  
 代村  
 百姓代 源兵衛  
 与頭 新蔵  
 名主 磯五郎  
 原島村  
 百姓代 源蔵  
 与頭 金兵衛  
 名主 喜右衛門  
 肥塚村  
 百姓代 伴次郎  
 与頭 鹿右衛門  
 名主 邦八郎  
 小曾根村  
 百姓代 勘左衛門  
 与頭 伊左衛門

名主 半七  
 今井村  
 百姓代 七右衛門  
 与頭 儀左衛門  
 名主 五郎兵衛  
 上川上村  
 百姓代 定六  
 与頭 文右衛門  
 名主 三郎右衛門  
 上中条村  
 百姓代 文六  
 与頭 林左衛門  
 名主 兵吉  
 大塚村  
 百姓代 六兵衛  
 与頭 孫右衛門  
 名主 五郎兵衛  
 南河原村  
 百姓代 源之助  
 与頭 嘉太夫

名主 順五兵衛  
 下川上村  
 百姓代 乙五郎  
 与頭 儀左衛門  
 名主 亀四郎  
 中江袋村  
 百姓代 源右衛門  
 与頭 李右衛門  
 名主 孫左右  
 馬見塚村  
 百姓代 六右衛門  
 与頭 万次  
 名主 惣兵衛  
 上池守村  
 百姓代 由右衛門  
 与頭 平右衛門  
 名主 八兵衛  
 中下池守村  
 百姓代 与八  
 与頭 八右衛門

名主 源左衛門  
 和田村  
 百姓代 勘十郎  
 与頭 友右衛門  
 名主 林四郎  
 齋条村  
 百姓代 与左衛門  
 与頭 吉左衛門  
 名主 猪太郎  
 犬塚村  
 百姓代 由右衛門  
 与頭 中右衛門  
 名主 宗左衛門  
 北河原村  
 百姓代 兵右衛門  
 与頭 直次郎  
 名主 金左衛門  
 上新郷  
 百姓代 与左衛門  
 与頭 久左衛門

名主 十兵衛  
 須賀村  
 百姓代 半五郎  
 与頭 藤助  
 名主 次郎兵衛  
 下中条村  
 百姓代 茂左衛門  
 与頭 七左衛門  
 名主 中八  
 酒卷村  
 百姓代 平次郎  
 与頭 金左衛門  
 名主 庸右衛門  
 荒木村  
 百姓代 与四右衛門  
 与頭 源六  
 名主 真次郎  
 白川戸村  
 百姓代 定八  
 与頭 清右衛門

名主 周藏  
 小見村  
 百姓代 和吉  
 与頭 甚右衛門  
 名主 房右衛門  
 小針村  
 百姓代 佐右衛門  
 与頭 又市  
 名主 六左衛門  
 若小玉村  
 百姓代 仁助  
 与頭 熊次郎  
 名主 旧兵衛  
 藤間村  
 百姓代 宇右衛門  
 与頭 竹右衛門  
 名主 源右衛門  
 関根村  
 百姓代 小八  
 与頭 宇八

前書之通、金六百弍拾五兩依願預り置候上者、年八分之利金五拾  
 松平下総守様  
 御役所

名主 久五郎  
 真名板村  
 百姓代 清六  
 与頭 三左衛門  
 名主 仙藏  
 下新田  
 百姓代 吉太郎  
 与頭 吉兵衛  
 名主 七右衛門  
 下新郷  
 百姓代 藤三郎  
 与頭 長三郎  
 名主 弥之助  
 下須戸村  
 百姓代 平七  
 与頭 六兵衛  
 名主 与兵衛

兩宛毎年三月相渡可申候、且又普請無之節者從 公辺御下ケ利金之分共願之通当役所江預リ可申候間、組合惣代之者ハ願出可申候、尤普請有之節者、目論見帳并諸人用等巨細書付組合惣代連印受取書を以相渡可申候、右之通取極置候上者、組合村々遂熟談違乱無之様可致候、仍令連印者也

文政十二己丑年十一月

小林勇右衛門  
長坂又右衛門  
中野九右衛門  
岡崎本左衛門  
岡崎 半蔵  
藤井 領平  
石垣宇左衛門  
和田 孫兵衛  
安東 段兵衛  
長坂幾右衛門  
古市藤左衛門

右之通相違無之者也

他出二付無印

預申金子之事  
一、金六百貳拾五兩也

此訊

金四百貳拾五兩 但、公辺御下ケ金并当役所ハ人足助成利足下ケ金共  
金貳百兩 但、下奈良村吉田市右衛門差足金

右者忍領利根川通堤川除自普請組合四拾七箇村人足助成爲積金、此度書面之金高組合村々依願相納、忍役所江預リ置申所相違無之、右金六百貳拾五兩人足助成元金二居置、利足年八歩之積を以金五拾兩宛年々三月中相渡可申候、且願之通組合連印又者其年惣代印形ニ而願書差出候共、右元金下ケ者勿論利足前貸等も不申付筈、都而願之通聞濟聊相違無之令承知候二付、去ル文政七申年ハ追々仮請取書相渡置候分引替、此度預リ書相渡置候、以上

文政十二己丑年十一月

石垣宇左衛門  
藤井 領平  
岡崎 半蔵  
岡崎本左衛門

前書之通相違無之候、以上

和田 孫兵衛

中野九右衛門  
長坂又右衛門  
小林勇右衛門  
利根川通普請組合  
四拾七箇村  
名主 中  
組頭  
并申年願惣代  
上川上村 三郎右衛門殿  
肥塚村 清太郎殿  
馬見塚村 十兵衛殿  
白川戸村 源右衛門殿  
当丑年惣代  
下須戸村 与兵衛殿  
犬塚村 宗左衛門殿  
代 村 磯五郎殿  
上奈良村 八十八殿  
中奈良村 政右衛門殿

他出二付無印 安東 段兵衛

長坂幾右衛門  
古市藤左衛門

乍恐以書付奉願上候

荒川通忍領奈良堰用水路自普請組合拾ヶ村、用元下奈良村名主弥七郎、右組合惣代中奈良村名主彦兵衛一同奉願上候、私共組合用水路之儀、去子年稀成大水ニ而荒川満水仕、并筋一円押埋、諸色不残流失仕及大破、組合村々田畑不残水冠ニ相成水腐困窮至極仕、難及自力候二付、御掛り御代官山本大膳様御役所江皆御入用御普請奉願上候処、御願後れ御場所外ニ相成、皆御入用御普請難被 仰付旨御利解有之、併難及自普請大破困窮之趣者相違も無之儀二付、荒川通御普請御掛り御役々様方、其段者被仰立可被下置旨被仰渡有之、差控罷在候処、最早苗代水取入時節ニ差掛り候而も御下知無之、無抛定式自普請奉願上御見分之上御目論見御窺中ニ御座候処、時節ニ差掛り当用水取入相成間敷と組合村々一同騒立必死と申合、老若男女昼夜之無差別人足差出、銘々居屋敷竹木伐出シ、杭篝杵・蛇籠新規或者繕修覆等仕、日々出勤人足者勿論村役人共迄麦飯を以諸賄いたし、入用不相掛候様出精仕候二付、前書之通大破之難場、五月上旬迄ニ御目論見之通可也ニ出来仕、

用水取入漸安心仕候処、困窮難儀之趣者無余儀被思召格別之御慈悲を以御手当金百拾六兩被下置奉頂戴、極窮之村々相助莫太之御救と難有仕合奉存候、然ル処右様重キ御趣意之頂戴金、此節不残割賦頂戴仕候<sup>レ</sup>困窮難儀之中、一旦之利潤而已難有御恩沢も過去候得者、下賤之者共薄く相心得、幾重二も奉恐入候御儀と組合村々種々評儀仕候得共、下賤之百姓永続不朽之仕法曾而無御座、当惑至極仕奉恐入候御儀ニ御座候得共、去ル文政八酉年八月中私共兩人方上納仕置候助成金同様、猶又今般金百兩上納仕、年八分利金年々三月中被下置、先般之上納金同様之御取扱ニ被成下置候ハ、最寄 御城主様御余光を以、永代之御救ニ罷成、恐多くも 御公儀様 御仁恵之頂戴金猥ニ不費永く蒙御余沢、追々村々困窮立直候基ひと乍恐御慕ひ奉申上候、且又上納金被 仰付候ハ、後來無謂元金御下ケ願者勿論、年々被下置候御利益金逆茂、期月二不至御下ケ願等決而仕間敷旨も組合村々一同熟談仕置、其外難儀困窮之次第者、文政八酉年上納金願書面奉申上候通之義ニ付、幾重二も御聞濟被成下置上納被 仰付被下置度偏ニ奉願上候、以上

御代官山本大膳掛場  
忍領奈良堰組合  
三ヶ尻村 新堀村

文政十二丑年七月

松平下総守様  
御役所

前書之通、金百兩依願預置候上者、年八歩之利金毎年三月中組合惣代連印請取書を以相渡可申候、右之通相極候上者、組合村々遂熟談違乱無之様可致候、仍令連印者也

文政十二己丑年七月  
小林勇右衛門  
長坂又右衛門  
中野九右衛門  
岡崎 半蔵

新堀新田 東別府村  
西別府村 下増田村  
上奈良村 中奈良村  
奈良新田 下奈良村  
右拾ヶ村組合惣代  
曲淵繁之丞知行所  
武州幡羅郡中奈良村  
名主 彦兵衛  
石川左衛門知行所  
同州同郡下奈良村  
用元名主 弥七郎

右之通相違無之者也

藤井 領平  
和田 孫兵衛  
越後御用ニ付無印  
安東 段兵衛  
長坂幾右衛門  
古市藤左衛門

前書之通相違無之候、以上

下奈良村名主  
弥七郎殿  
中奈良村名主  
彦兵衛殿  
和田 孫兵衛  
安東 段兵衛  
長坂幾右衛門  
古市藤左衛門

一、金百兩也  
預申金子之事

右者忍領荒川通字奈良堰組合拾箇村用水路為助成、書面之金高組合村々此度依願、忍役所江相納預り置申候、然ル上者当丑年方年八歩之利金八兩宛翌春三月中旬々々相渡可申候、為後証仍如件  
文政十二己丑年七月

藤井 領平  
岡崎 半蔵  
中野九右衛門  
長坂又右衛門  
小林勇右衛門  
荒川通奈良堰組合  
惣代

乍恐以書付奉願上候

備前堀用水組合武州幡羅・榛沢両郡之内、仁手堰・矢鳥堰合拾六ヶ村惣代、幡羅郡江波村組頭静右衛門・弥藤五村名主兵三郎・明戸村組頭喜四郎・内ヶ島村名主千蔵一同奉申上候、備前堀之儀、去々亥歳中願之通開復被 仰付、去子春中元口掘割以樋伏込迄無滞皆出来仕、忍領・羽生領迄<sup>茂</sup>用水潤沢仕、旧年植付不相成田方迄も不残植付、引続右場所御定式御懸場同様御取扱、且又右引入口之儀者、利根川を真向ニ引受危難之場所ニ御座候間、水下低場村々二も数年来差障り候ニ付、漸熟談之上三重之塚樋伏込置候得

ども、仁手堰組合高六千石余二而者、年々用水路浚并引入口左右、右利根川表水除粹出込樋修復等迄行届間敷儀を、組合隣村同国幡羅郡下奈良村名主吉田市右衛門相敷金三百両、備前堀流末羽生領用水二相成候水縁を以、同国埼玉郡羽生町場村名主弥右衛門金式百両、合金五百両御貸附被成下、右御利足年々備前堀為助成仁手堰七ヶ村江御下ヶ被下置度段奉願上候処、格別之御仁恵を以願之通上納被仰付難有仕合ニ奉存候、然ル処同七月中大雨ニ而利根川満水仕、備前堀江突当候へ共、御普請役渡辺棠之助様御付添手厚ニ御仕立被成下候故、場所相保候所、地元国役御普請所横手切込逆水ニ而引入口南の方川表水除沈粹欠崩レ流失仕、其上式重之込樋重り堤ヲ押払、備前堀筋押埋候所、当丑春中御普請御掛御役人中様再度御見分之上、備前堀引入口ノ用水路、弥藤吾村字歎清寺洗堰迄川々御普請江御組込被仰付難有奉存候、前書奉申上候始末ニ付、何様ニも当春自普請ニ相仕立候心得ニ御座候処、御普請被 仰付候儀、両堰組合村々小前一同相悦、御普請諸色之儀者組合村々之内身元可也之者所持之竹木入用丈ヶ差出、人足之儀者仁手堰組合ハ不及申矢島堰組合方も議定之通助合、御仕様帳之通大丈夫ニ相仕立、則出来栄御見分奉請候、依之今般奉願上候者、右御普請諸色代人足賃錢ニ被下置候御金之内三百両、内金式百両者仁手堰七ヶ村、金百両者矢島堰九ヶ村為助成増上納

仕、去子年吉田市右衛門・弥右衛門兩人ノ上納金五百両江御組込都合金八百兩ニ被成下、此上之御慈悲を以猿屋町御会所御取扱ニ被成下度奉願上候、去々亥歳ノ備前堀一件ニ付度々奉掛 御厄介候儀重々奉恐入候得共、引入口難渋之場所ニ而後年普請手薄出来仕、万々一二重樋押抜候様ニも相成候而者、先年差障り候水村々ノ猶又故障被申立候而者、両堰組合者勿論忍領・羽生領迄及難儀候間、此度願之通御聞濟被成下候上者、年々御利足金奉頂戴御普請所少破繕たり共諸色等成たけ相撰、丈夫ニ相仕立申度奉存候、尤小破又者普請休年等之節者、御利金之内相残候分者身元相忘之者江預ヶ置、込樋伏替且備前堀非常之手当ニ備置申度候、左候ハ、自今水下村々も安心可仕、組合村々ニ而も普請無疎略相仕立、用水潤沢仕候ハ、吉田市右衛門・弥右衛門奇特之志も相立、猶以市右衛門儀長く世話致呉候内存も有之由、幾重ニも御憐愍を以願之通被 仰付被下置候ハ、両組合小前末々忍領・羽生領村々迄、莫太之御救と難有仕合奉存候、以上

備前堀用水仁手堰組合

- 松崎善右衛門 知行所
- 三枝長兵衛 知行所
- 長山弥三郎
- 武州播羅郡太田村

- 深津弥七郎 知行所
- 深津弥左衛門 知行所
- 深津 小膳
- 同州同郡飯塚村
- 天野勘兵衛 知行所
- 玉虫勇右衛門 知行所
- 伴野鉄之助
- 同州同郡八木田村
- 清水 領知
- 中根五兵衛
- 遠山半左衛門
- 蜂屋 左門 知行所
- 佐野鉄三郎
- 岡野孫一郎
- 同州同郡弥藤五村
- 横田三四郎 知行所
- 小倉 内記
- 同州同郡江波村
- 中根五兵衛
- 伴野鉄之助 知行所
- 水野藤次郎
- 同州同郡八ッ口村
- 岡野孫一郎

文政十二丑年七月

- 内藤 小膳 知行所
- 細井吉太郎
- 同州同郡上須戸村
- 右七ヶ村惣代
- 小倉内記知行所
- 同州同郡江波村
- 組頭 静右衛門
- 清水領知
- 同州同郡弥藤吾村
- 名主 兵三郎
- 同用水矢島堰組合
- 大久保上野介 知行所
- 同州同郡明戸村
- 同知行所
- 同州同郡新井村
- 堀 数馬 知行所
- 大岡伝蔵
- 同州榛沢郡内ヶ島村
- 黒田豊前守領分
- 同州同郡冲宿村

黒田豊前守領分  
 谷辺養安 知行所  
 伴 道与 知行所  
 肥田銀之丞  
 同州同郡冲村  
 肥田銀之丞知行所  
 同州同郡大塚嶋村  
 松平大和守領分  
 天野弥五右衛門知行所  
 同州同郡戸森村  
 大久保上野介  
 木下 求馬 知行所  
 前田 左京  
 同州同郡上敷免村  
 松平大和守 領分  
 黒田豊前守  
 谷辺養安 知行所  
 伴 道与  
 同州同郡高畑村  
 右九ヶ村惣代  
 大久保上野介知行所

武州幡羅郡明戸村  
 与頭 喜四郎  
 大岡伝蔵知行所  
 同州榛沢郡内ヶ島村  
 名主 千 蔵

山本大膳様  
 御役所  
 前書仁手堰并矢島堰自普請所江差出金三百兩、願之通御貸附被仰付候様偏二奉願上候、左候得者先達而私共兩人を差出候分共二都合八百兩罷成、右利金御下ヶ被下置候ハ、諸色代多分之助二罷成、永久組合村々一同莫太之 御仁恵と難有仕合二奉存候、依之奥書を以奉願上候、以上

丑八月六日

武州埼玉郡羽生町場村  
 名主弥右衛門代兼  
 吉田市右衛門 印

山本大膳様  
 御役所

書付 山本大膳  
 役所

吉田市右衛門  
 先達而相願置候忍領自普請所江差出金御下知相濟候間、右金三百兩持参早々可相納候、以上  
 丑十月九日

覚

一、金三百兩也  
 内 金貳百兩者 仁手堰  
 金百兩者 矢島堰

右者忍領自普請所之内、仁手堰・矢島堰之儀困窮組合二而自普請難行届候処、当丑春川々御救御普請江御組込被仰付候処、最初自普請之積り取集置候諸色代金三百兩相残候二付、右之内書面割合之通、為助成差出御貸付相願候二付取調相伺候処、猿屋町会所二おゐて年七分五厘利足を以貸付、利金年々組合村々江相渡可申旨御下知済二付、元金書面之通請取之候、為後証請取書相渡置もの也

文政十二年十月

山 大膳 印

武州幡羅郡  
 仁手堰 惣代  
 矢島堰

自普請所御下知申渡候間、印形取揃并先日仮請取書持参、只今早々可罷出候、以上  
 丑十月廿五日

山本大膳  
 役所

吉田市右衛門

差上申御請書之事

一、金三百兩也 但、年八分 御貸附願  
 利足

内 金貳百兩也 仁手堰江差出候分  
 金百兩也 矢島堰江差出候分

右者武州忍領自普請所之内、備前堀用水元利根川通分水仁手堰・矢島堰之儀、少高困窮組合二而年々普請入用多分二相掛必至と難渋罷在候処、去子年中右堀筋及大破組合自力難出来候処、当丑春中川々御救御普請被仰付、組合一同出精仕、自普請二相仕立候積二而兩堰を諸色代人足差出助合御普請丈夫二出来仕、右二付最初自普請之積り取集置候諸色代金三百兩相残候間、前書割合之通

り兩堰助成御貸附被 仰付度、左候得者去子年中吉田市右衛門・弥右衛門差出金五百兩江差加へ、一同猿屋町会所におゐて御貸附被仰付度奉願候処、御取調之上御伺被成下候処、年八分二御貸附被仰付、利足之内五厘通りハ諸入用として同所江相渡、残七分五厘年々自普請手当ニ御下ケ可被成下旨、今般御下知之趣被仰渡一同難有承知奉畏候、右為御請奉申上候、以上

(割印墨書)

自普請所拾六ヶ村惣代

武州播磨郡江波村

丑十月

組頭 静右衛門

同州同郡弥藤吾村

名主 兵三郎

同州同郡明戸村

組頭 喜四郎

同榛沢郡内ヶ島村

名主 千蔵

山本大膳様

御役所

前書被 仰渡之趣承知奉畏候、依之奥書印形奉差上候、以上

吉田市右衛門

請取申金子証文之事

一、金五拾壹兩三分永百弍文四分

右者上州邑楽郡川俣村外五ヶ村、去ル申年利根川堤切所水先二而田畑皆荒地相成、去ル酉年方起返取掛候処、水吐無之候二付少雨之節二而茂悪水湛、剩住居迄茂押入候程之始末難儀至極仕候処、御代官山本大膳様御廻村之砌、御目掛り二相成被遊御汲取御見分之上被為仰立候二付、村々義茂申合用悪水路新規堀割并樋類橋等迄御普請被成下置候様奉願上候処、御聞濟二相成、御料・私領御高割御出金二而御普請願之通被 仰付、御掛御普請役北村市右衛門様・永井奎太夫様・川嶋小七郎様、御代官山本大膳様御手代駒崎善蔵様御掛二而遣方御改奉請、諸色寸間無相違品差出、人足御扶持米代永等夫々無甲乙割合、御普請丈夫二皆出来難有仕合二奉存候、尤此御入用御仕用帳表諸色代永御扶持米代永とも、惣金高六百七拾三兩永弍百四拾弍文、右之内金五百六拾九兩弍式步永三拾九文弍分御料御出金、金百三拾兩弍分永弍百四文八分私領出金高割候、依之兩御地頭所方皆御出金可有之処、私共村方之儀者水難以後御年貢御上納物等一向差上不申、大金御出金願上、殊二近年打統候凶作故御地頭所様方二茂御差支二有之、右金高之内半数村方二而可差出旨被仰付、残半数御地頭所様方御出金被成下候筈之処、兼而困窮之村方

二付 御代官山本大膳様被思召付之由二而、書面之出金半数之候、以上

分起返取扱人方江私共方相歎可申旨、御同人様御手代飯原陣兵衛様方被仰聞候二付御頼申入候処、早速御聞届被下忝仕合奉存候、依之書面之金子五拾壹兩三步永百弍文四分、此度御渡被成下難有慥二請取、小前一同立会之上請払仕候処相違無御座候、且山本大膳様并兩給御地頭所江茂此段御届可申上候、依之金子請取書付入置申候処、如件

山本大膳御代官所

川俣村 名主 新八

大佐貫村 名主 太左衛門

中谷村 名主 栄太郎

新里村 名主 理右衛門

下札二而理右衛門出府二付印形無之、組頭喜兵衛代印仕候

矢嶋村 名主 三右衛門

文政九年戌十一月廿五日

上州邑楽郡須賀村

名主 磯右衛門

組頭 文右衛門

百姓代 吉兵衛

嶋田弾正知行所

同州同郡同村

名主 平蔵

組頭 庄右衛門

百姓代 太右衛門

羽生町場村

名主 彦兵衛殿

前書之通御普請組合二付、一同立会相改相違無御座候二付奥印仕

下奈良村地内

字中嶋屋敷西之割

一、屋敷壹反歩

御代官竹村惣左衛門様方

元禄十一寅年八月御分郷

植村八郎右衛門知行所

地主 吉田市右衛門

此取永百五拾文

口永四文五分

永百五拾四文五分  
此高盛壹石

御上納辻

右家屋敷、正徳二壬辰年二月廿七日名受罷成住居仕候事

高百三石三斗九升七勺三才

天明三卯年生

当 市右衛門

当子四十六才

外田畑反別壹町壹反八畝廿壹歩

召仕 作方 貳拾人

酒方 三拾人

右之通御座候、以上

天明八申年書上高

酒造元株百三拾石五斗

酒造米高七百貳拾石

酒造人

吉田市右衛門

文化三寅年白米高貳千石宛酒造仕候

右之通御座候、以上

植村八郎右衛門知行所

武州下奈良村

吉田市右衛門名主役罷成候年限之事

文政十一子年十二月十七日

名主 吉田市右衛門

宝曆五亥年六月名主役被 仰付候

元禄十六未年生

寛政四子年十月八日死

関東向御取締御出役  
河野啓助様

名主役被 仰付候

祖父 市右衛門

請取申金子之事

明和四亥年四月晦日名主役被 仰付候

元文四未年生  
文化十四年十月十七日死

一、金貳百兩也

名主役被 仰付候

亡父 市右衛門

右者利根川通堤川除御普請四拾七ヶ村組合村々、連々人少困窮

酉七十五歳

二付書面之金子御出金被下候二付、忍御役所江奉願人足助成之

元二居、年々御公儀様右組合村々江頂戴仕候諸色代助成金

〔中歴〕文政十一子年十月五日改

自文政十亥七月至子年四月

備前堀元口掘割願自普請樋類川除諸色代

皆出来栄諸人用一式請払勘定精帳

備前堀取扱世話方

十五郎

三郎右衛門

一、金百兩

一、金貳百兩

御地頭様方

助合金

吉田市右衛門

濟崩借用金

荻野七郎兵衛

吉田市右衛門

矢嶋堰九ヶ村

助合金

五拾兩宛、御普請休年之分差加へ上納仕、元金六百兩二満候ハ、元二居置、年八分之利足組合村々江人足為助成被下置候積り、願之通り御聞濟二相成候二付、書面之金子貳百兩組合村々江御渡被下、慥ニ受取上納仕候処相違無御座候、為後日金子請取書付、仍而如件

目錄

一、金百貳拾兩

一、金五拾兩

一、金六百八拾五兩

榛沢郡横瀬村外拾四ヶ村并宮ヶ谷戸村

外三ヶ村 熟談金

榛沢郡横瀬村外拾四ヶ村分

樋番手当金差出置候

備前堀諸人用

銀拾貳匁七分六厘六毛

備前堀故障熟談願入用并元口掘割樋類川除諸色代諸雜費共一式、

黒鍬雇替所々礼金迄惣入用高

三口×金八百三拾五兩

銀拾貳匁七分六厘六毛

内

一、金七拾兩

一、金百兩

銀式匁式分六厘

高割御出金

四口ノ金五百拾三兩壹分

銀式匁式分六厘引之

差引残金三百式拾壹兩三分

銀拾匁五分

右者備前堀組合太田村外六ヶ村身元可也之者共寄特金差出、右諸人用請払無滞相濟  
右相違無御座候、以上

備前堀組合惣代

前書之通相違無御座候、以上

太田村

備前堀世話役

文政十一子年十月五日

名主 茂 八

上之村

飯塚村名主兼帯

十五郎

組頭 勘兵衛

上川上村

八木田村

三郎右衛門

名主 源左衛門

(埼玉県立文書館所蔵 吉田(市)家文書七)

江波村

名主 伊三郎

組頭 静右衛門

八ツ口村

名主 嘉右衛門

弥藤吾村

名主 兵三郎

上須戸村

名主 政右衛門

下奈良村

吉田市右衛門殿

備前堀

御世話役衆中

三 文政十二年(一八二九)七月 記録三

〔表紙〕

〔題箋〕  
記録 三

〔中扉〕  
御免

御試造冥加酒上納御褒美銀子

頂戴并貧民小兒養育用途二

林大学頭様御分御田地書上一件」

寛政二戌年八月 柳生主膳正様御勘定御奉行御勤役中、吉田市右衛門儀御差紙御呼出之上、関東上酒御試造被 仰付候二付、為冥加御初穂酒無代上納樽数、左之通

寛政三亥年上納

一、関東上酒五樽

寛政四子年上納

一、同 式拾樽

寛政五丑年上納

一、同 三拾樽

同六寅年上納

一、同 三拾樽

同七卯年上納

一、同 式拾樽

同八辰年上納

一、同 式拾樽

同八辰年分

一、同 五拾式樽

同九巳年分

一、同 五拾式樽

同十年年分

一、同 五拾式樽

同十一未年分

一、同 五拾式樽

同十二申年分

一、同 五拾式樽

享和元酉年分

一、同 五拾式樽

※関東上酒四百三拾七樽 上納  
持株酒造之内を以、為冥加御初穂酒無代上納願之上、年々左之通上納仕候

文化元子年分

一、関東上酒拾樽

同二丑年分

一、同 拾樽

同三寅年

一、同 拾樽

同四卯年

一、同 拾樽

同五辰年

一、同 拾樽

同六巳年

一、同 拾樽

同七午年

一、同 拾樽

同八未年

一、同 式拾樽

同九申年

但、三斗五升入

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

一、同 式拾樽

同十四酉年分

一、同 式拾樽

同十一戌年分

一、同 式拾樽

同十二亥年分

一、同 式拾樽

同十三子年分

一、同 式拾樽

同十四丑年分

一、同 式拾樽

文政元寅年分

一、同 式拾樽

同二卯年分

一、同 式拾樽

同三辰年分

一、同 式拾樽

同四巳年分

一、同 式拾樽

同五午年分

三 文政十二年(一八二九)七月 記録三

〔表紙〕

〔題箋〕  
記録 三

〔中扉〕  
御免

御試造冥加酒上納御褒美銀子

頂戴并貧民小兒養育用途二

林大学頭様御分御田地書上一件」

寛政二戌年八月 柳生主膳正様御勘定御奉行御勤役中、吉田市右衛門儀御差紙御呼出之上、関東上酒御試造被 仰付候二付、為冥加御初穂酒無代上納樽数、左之通

寛政三亥年上納

一、関東上酒五樽

寛政四子年上納

一、同 式拾樽

寛政五丑年上納

一、同 三拾樽

同六寅年上納

一、同 三拾樽

同七卯年上納

一、同 式拾樽

同八辰年上納

一、同 式拾樽

同八辰年分

一、同 五拾式樽

同九巳年分

一、同 五拾式樽

同十年年分

一、同 五拾式樽

同十一未年分

一、同 五拾式樽

同十二申年分

一、同 五拾式樽

享和元酉年分

一、同 五拾式樽

※関東上酒四百三拾七樽 上納  
持株酒造之内を以、為冥加御初穂酒無代上納願之上、年々左之通上納仕候

文化元子年分

一、関東上酒拾樽

同二丑年分

一、同 拾樽

同三寅年

一、同 拾樽

同四卯年

一、同 拾樽

同五辰年

一、同 拾樽

同六巳年

一、同 拾樽

同七午年

一、同 拾樽

同八未年

一、同 式拾樽

同九申年

但、三斗五升入

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

一、同 式拾樽

同十四酉年分

一、同 式拾樽

同十一戌年分

一、同 式拾樽

同十二亥年分

一、同 式拾樽

同十三子年分

一、同 式拾樽

同十四丑年分

一、同 式拾樽

文政元寅年分

一、同 式拾樽

同二卯年分

一、同 式拾樽

同三辰年分

一、同 式拾樽

同四巳年分

一、同 式拾樽

同五午年分

一、同 式拾樽  
同六未年分  
一、同 式拾樽  
同七申年分  
一、同 式拾樽  
同八酉年分  
一、同 式拾樽  
同九戌年分  
一、同 式拾樽  
〆関東上酒三百九拾樽 上納  
式口合、関東上酒八百式拾七樽 冥加酒上納  
御褒美銀頂戴、左之通  
寛政九巳年ヨリ享和二戌年迄、但六ヶ年頂戴  
一、銀百式拾枚 但、七ヶ年銀式拾枚宛  
文化元子年方同七午年迄、七ヶ年頂戴  
一、同 式拾壹枚 但、同断銀三枚宛  
文化八未年方文政九戌年迄、十六ヶ年頂戴  
一、同 八拾枚 但、同断銀五枚宛  
〆白銀式百式拾壹枚 頂戴銀

乍恐以書付奉願上候

武州幡羅郡下奈良村名主吉田市右衛門奉申上候、私儀年来酒造致  
来候処、寛政二戌年御呼出、関東上酒御試造被 仰付、引続出来  
方茂宜、依之為冥加御初穂酒等御上納仕候節、御褒美被下置、其  
後父市右衛門事当時助左衛門儀老衰多病二罷成、文化元子年御試  
造ハ御願不申上、其節別段御願申上持株酒造之内年々拾樽ツ、為  
冥加御初穂酒上納仕候儀、願之通被 仰付難有仕合二奉存候、尤  
御試造并御用酒等迄被 仰付、其後ハ引続出来方茂宜、私之儀  
二無御座難有仕合奉存候、然処去未年撰州伊丹表方蔵方杜氏呼下  
酒造仕候処、別而上酒二出来仕候段、私之儀二無御座、全 御  
国恩之儀と難有仕合奉存候、右二付私酒造建置候屋敷畑壹反分之  
処、為冥加御年貢 御公儀様江茂永上納仕度奉願候、此儀ハ父  
助左衛門儀も年来心願二御座候得共、万一御地頭所様を蔑に致候  
様二茂可相当哉と奉恐入差控罷在候得共、父方引続心願之儀不  
奉願候儀無本意奉存候二付、恐を茂不奉願奉願上候、且又格別二  
上酒出来仕候二付、是迄御初穂酒拾樽ツ、上納仕候処、尚又為冥  
加拾樽相増都合式拾樽宛当年方年々上納仕度奉願候、尤隣村御  
代官吉岡次郎右衛門様御支配所日向村二茂私屋鋪畑四反余先年  
方所持仕罷在候、勿論 御公儀様江御年貢上納仕候而茂 御

地頭様江茂上納物等之儀ハ是迄之通相納申候間、何卒年来心願之  
通酒造蔵建置候屋鋪壹反分、御年貢上納被 仰付被下置候様奉願  
候、以上

植村久五郎知行所

武州幡羅郡下奈良村

文化九申年正月廿八日

酒造人 吉田市右衛門 印

御奉行所様

御月番柳生主膳正様・公用人岡本弥九郎様・御留役布下権左衛門  
様・御勘定下方調方中川次左衛門様、正月廿八日願書差上置、二  
月十八日御吟味、三月廿日口書印形被 仰付、五月四日御裁許被  
仰渡候、御用人涉沢卯兵衛殿被召出、正月廿八日願出候節ハ地  
頭所江差出無之直願、宿馬喰町式丁目津嶋屋善兵衛

差上申一札之事

私親助左衛門儀、寛政二戌年方関東上酒御試造被 仰付酒造相様  
罷在候処、文化元子年方ハ御試造ハ不奉願、其節別段奉願持株之  
酒造初穂酒為冥加年々拾樽ツ、上納仕、右為御褒美白銀三枚宛被  
下置難有頂戴仕候、然処去ル寅年勝手次第酒造可仕旨之御触以來  
ハ式千石宛造立候二付、去未年伊丹表方杜氏呼下酒造為仕候処、

別而出来方宜候間御国恩を厚奉存、猶又拾樽相増都合二十樽宛年  
々上納仕、右酒造蔵建置候地所畑地壹反余茂御座候間、御地頭所  
様江御年貢相納候外二 御公儀様江茂永久御年貢相納度奉願  
候処、為冥加初穂酒拾樽ツ、増上納いたし、蔵地畑年貢相納度段  
奇特之筋二被 思召候得共、御地頭所様江御年貢相納候上ハ二重  
之儀二付、御年貢納方之儀ハ不被及御沙汰、持株酒造之初穂酒拾  
樽相増都合二十樽年々上納之儀ハ、願之通被仰渡承知奉畏候、依  
之御請証文差上申所、如件

植村久五郎知行所

武州幡羅郡下奈良村

文化九申年五月四日

酒造人 吉田市右衛門 印

御奉行所

酒造之冥加酒上納仕候二付、年々寛政九巳年以来御褒美銀子頂戴  
江差加金いたし、田地林大学頭様御分中奈良村地内字除通、高八  
石壹斗壹升四合六勺八才、中下畑壹町式反式拾六步、質地代金式  
百兩式分永六拾六文、追々讓受、壹ヶ年凡地徳金平均拾五兩程宛  
收納仕候分ハ、小兒養育捨子等之用途二宛置候事

文政七申年中奈良村名主關役組頭与兵衛・龜吉名寄帳面書改、御地頭所江相納候二付、右反別江市右衛門印形罷出候節、右之次第申上候二付、林大學頭様江御取調相成、嶋村兵助殿方委細申立相成、左之通り名主并市右衛門江御書付を以被仰渡候

白銀 貳枚  
奉書紙包水引結長熨斗添  
白状箱入御封印俣頂戴

其許農隙酒造之冥加酒、公儀江被差上候御褒銀を以、所々田地引請、其作徳者最寄貧民小兒養育等之用途二被宛置候由、然所当家知行所田地之内二付引請有之段、今般村々名寄帳改正被申付候付、始而入主人之聽候所、格別奇特之趣意を以田地請持候儀誠ニ喜悅被存候、仍而聊賞美之驗迄ニ白銀貳枚差遣候旨二候、此段我々より可申達との儀二付、以紙面申入候、尤知行所村役人共江も右地所取扱方疎意無之様申付置候也

林大學頭内

申三月

山田 久助 印

太田与衛門 印

病氣ニ付無印形

前原 運平

島村 兵助 印

武州幡羅郡

下奈良村名主

吉田市右衛門殿

一筆申入候、然者今般其御知行所村々名寄帳取調出来、柿沼村兵右衛門方差出候處、其村御田地之内植村八郎右衛門様御知行所、下奈良村吉田市右衛門請持罷在候分、持主印形之儀同人出府中二付、当 御屋敷江罷出調印可致旨留守宅掛合相濟候段兵右衛門より申越、則市右衛門儀罷出帳面印形相濟候、然所其砌同人申聞候者、右請持有之候御田地之儀者、同人農隙酒造之冥加酒 公儀江被差上候御褒美銀を以引受、右地所作徳者貧民小兒養育等之用途二宛之置候由二付、右名寄帳入御覽候御序其訳詳細ニ申上候 処御感心被為在、殊ニ当御知行所之内、右躰之ために御田地引受候もの出来候儀御喜悅之御事二候、依而者市右衛門江御賞美之御驗迄銀子貳枚被下候間、其段我等共より可申達との御沙汰二付、此度被下銀書取相添、町飛脚を以相達候、依之右書取写志通心得として差遣候條、御主意之趣厚相含居、市右衛門請持罷在候地所、後々取扱方疎意無之様可致候、此旨申渡候、右之段為可申入如斯候、以上

三月十八日

山田 久助 印

太田与衛門 印

病氣無印形

前原 運平

島村 兵助 印

中奈良村

名主代

組頭 与兵衛殿

龜 吉殿

猶以本文吉田市右衛門江之被下銀書取とも油紙包状箱入、其方共迄相廻候之間、落手早々相達可申候  
柿沼村兵右衛門江之封状志通是又差遣候之間、取急相達可申候、以上

差上申御請書之事

私祖父市右衛門儀、隱居仕嘉藤と改名仕罷在候處、寛政四年壬子八月中御勘定御奉行 柳生主膳正様御勤役中、荒川通奈良堰拾ヶ村組合用水路諸色代助成金三百兩、亡父市右衛門御上納仕候節、祖父嘉藤儀被召出、年来寄特之志ニ付為御褒美御銀五枚頂戴仕

候、并亡父市右衛門代より引統農隙酒造仕、為冥加御初穂酒寛政年中方 御公儀様江奉上納候二付、為御褒美年々御銀頂戴仕候、右両様之御褒美銀を以、文化年中 林大學頭様御分中奈良村地内字除通中下畑寺町式反式拾六歩、此高盛八石壹斗壹升四合六勺八才、質地元金貳百兩貳歩永六拾六文、追々差出田地引請御年貢上納、其余徳を以最寄貧民小兒養育等用途致置候段、今般被達平也 御聞為御賞美御銀頂戴被仰付、并右村役人江右地所取扱方疎意無之様被仰付候段、亡祖父方引統多年之志願相届難有仕合奉存候、猶前文之趣不輕御褒美頂戴銀を以取添、私ニ御名田と唱、先祖之もの共存意不失様子孫末々迄も疎略無之様、且右地所之作徳を以、極窮もの小兒養育難成もの壹ヶ月金貳朱宛、壹ヶ月金壹兩貳分宛、五才を限養育料相渡、右同様ニ而産後母相果養育難成もの江者壹ヶ月金壹歩宛壹ヶ月金三兩宛、是又五歳を限相渡、右兩様之外村内捨子等有之節者、右手当金之内村方へ相渡、且自分江引受ケ養育料を以育候義も有之、右人用銀作徳積置、前文之通追々遣払候義子孫末々迄も堅申聞置猥不相成様、後年二至り候而も右地所ニ限何様之變事等有之及困窮候而も質地者勿論讓地等ニ決而難相成筋、先祖之もの共之存意候得者、奉恐入候得共 御聞被置被下置度奉存候、前文御賞美御銀貳枚并御書取志通頂戴仕、子孫者共教訓仕候基ニ相成、恐入重疊難有奉存候、依之養育配分割渡

帳面写老冊相添御請証文差上申処、仍如件

植村八郎右衛門知行所  
武州幡羅郡下奈良村  
名主 吉田市右衛門  
分家 助左衛門  
同 定次郎  
組頭 佐右衛門  
同 小右衛門  
家元四方寺村  
名主 六左衛門

<sup>〔中歴〕</sup>御名田地徳最寄貧民小兒養育  
捨子長病老衰極窮人江夫食配分帳  
文政七年申三月写

吉田市右衛門

文化七十年三月十二日 石川栄吉様御分  
一、男子養育 下奈良村

午未申三ヶ年養育

吉三郎

但シ 金五兩銀七匁五分

悴 庄蔵

白木綿三端

吉田市右衛門方捨子

文化九申年五月廿日

もん

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上  
当御知行所

申年〆寅年迄

中奈良村

但シ 金廿四兩三分銀式匁五分

名主闕役二付

中山勘之丞様御分

組頭 与兵衛

一、男子養育

下奈良村

同 亀 吉

極窮もの産後母相果養育難成難渋もの

三右衛門

但シ 西年〆子年迄

悴 竹蔵

金七兩式分

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

分家 助左衛門

同 定次郎

組頭 佐右衛門

同 小右衛門

家元四方寺村

名主 六左衛門

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

<sup>〔中歴〕</sup>御名田地徳最寄貧民小兒養育

捨子長病老衰極窮人江夫食配分帳

文政七年申三月写

吉田市右衛門

文化七十年三月十二日

一、男子養育

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

分家 助左衛門

同 定次郎

組頭 佐右衛門

同 小右衛門

家元四方寺村

名主 六左衛門

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

<sup>〔中歴〕</sup>御名田地徳最寄貧民小兒養育

捨子長病老衰極窮人江夫食配分帳

文政七年申三月写

吉田市右衛門

文化七十年三月十二日

一、男子養育

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

分家 助左衛門

同 定次郎

組頭 佐右衛門

同 小右衛門

家元四方寺村

名主 六左衛門

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

<sup>〔中歴〕</sup>御名田地徳最寄貧民小兒養育

捨子長病老衰極窮人江夫食配分帳

文政七年申三月写

吉田市右衛門

文化七十年三月十二日

一、男子養育

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

分家 助左衛門

同 定次郎

組頭 佐右衛門

同 小右衛門

家元四方寺村

名主 六左衛門

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

<sup>〔中歴〕</sup>御名田地徳最寄貧民小兒養育

捨子長病老衰極窮人江夫食配分帳

文政七年申三月写

吉田市右衛門

文化七十年三月十二日

一、男子養育

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

分家 助左衛門

同 定次郎

組頭 佐右衛門

同 小右衛門

家元四方寺村

名主 六左衛門

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

<sup>〔中歴〕</sup>御名田地徳最寄貧民小兒養育

捨子長病老衰極窮人江夫食配分帳

文政七年申三月写

吉田市右衛門

文化七十年三月十二日

一、男子養育

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

分家 助左衛門

同 定次郎

組頭 佐右衛門

同 小右衛門

家元四方寺村

名主 六左衛門

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

<sup>〔中歴〕</sup>御名田地徳最寄貧民小兒養育

捨子長病老衰極窮人江夫食配分帳

文政七年申三月写

吉田市右衛門

文化七十年三月十二日

一、男子養育

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

分家 助左衛門

同 定次郎

組頭 佐右衛門

同 小右衛門

家元四方寺村

名主 六左衛門

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

<sup>〔中歴〕</sup>御名田地徳最寄貧民小兒養育

捨子長病老衰極窮人江夫食配分帳

文政七年申三月写

吉田市右衛門

文化七十年三月十二日

一、男子養育

午未申三ヶ年養育

但シ 金五兩銀七匁五分

白木綿三端

文化九申年五月廿日

一、女子捨子

前書之通相違無御座候二付、奥書印形差上申候、以上

当御知行所

中奈良村

名主闕役二付

組頭 与兵衛

同 亀 吉

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

分家 助左衛門

一、男子捨子 百姓定二郎地内  
右捨子吉人乳守付置養育致、同廿八日原島村百姓万蔵養子貫  
度由、当村方半十郎世話ニ而申込有之候ニ付、養育手当金三  
兩相添書付取置、定二郎方へ引渡

文化八末年十二月 下奈良村  
一、穀麦式拾俵 但、六斗入 夫喰難渋もの  
太兵衛 権右衛門 平兵衛

右もの長病又ハ老衰人並稼成兼 吉兵衛 庄兵衛 権左衛門  
年々凶作打続夫喰難渋もの穀麦 丑五郎 仁右衛門 与兵衛  
九人配分致遣候もの

文化九申年九月 四方寺村  
一、穀麦五表<sup>(俵)</sup> 但、六斗入 八左衛門後家  
右同断長病夫喰難渋もの配分 極窮人 そめ 六兵衛

文化九申年五月十九日 植村八郎右衛門様御分  
一、穀麦五十五表<sup>(俵)</sup> 但、六斗入 寄居村  
右者氷降作毛皆無毛ニ付夫喰難渋もの 極窮夫喰難渋もの 三拾五人

文化九申年九月 吉岡次郎右衛門様御代官所

一、種大豆三拾俵 但、四斗五升入 日向村

右申秋洪水作毛皆無毛豆種失ひ難渋もの 極窮人  
右者寛政・享和・文化・文政中迄御褒美頂戴銀を以、田地引受御  
年貢上納、右余徳を以、極窮もの小兒養育難成もの、同産後母相  
果乳守無之難渋ニ而養育難成もの、村方捨子並長病老衰等ニ而稼  
成兼夫喰難渋もの、氷降洪水種物夫喰難渋ものへ御名田地徳積立  
貯置候分を以、夫々難渋もの次第承及手当いたし遣候、尤銘々帳  
面書付等印形取置候、依之此段申上置候、以上

植村八郎右衛門知行所  
武州幡羅郡下奈良村  
文政七年申三月 名主 吉田 市右衛門  
分家 定次郎  
同 助左衛門  
家元 六左衛門  
名主 組頭 佐右衛門  
同 小右衛門

林大学頭様  
御用所

乍恐以書付奉願上候

植村久五郎知行所武州幡羅郡下奈良村名主吉田市右衛門奉申上  
候、私義先祖方相応取続殊農業之余力酒造稼仕候処、寛政二戌年  
関東上酒御試造被 仰付、引続御用酒等迄茂被 仰付、出来方茂  
宜冥加至極難有仕合奉存候、然処助左衛門儀兼々申教候二ハ、農  
業第一二仕不益之儀ニ金銀を不費様朝<sup>(多)</sup>可心掛旨、乍恐 御公  
儀様大切ニ可心掛旨時々申付置、農業を相励何成とも後々迄人  
之為ニ罷成候儀を可致置旨申聞候ニ付、其心掛ニ而作方第一二相  
當、其余力を以右酒造稼仕、年々聊宛之利潤金親之代方溜金仕、  
年来積立候儀を心掛候処、助左衛門儀当酉七拾五才ニ罷成、五  
ヶ年已前巳年方中症ニ罷成、永く存命之程茂難計奉存候間、聊た  
りとも存生之内村々潤ニ相成候儀を取計見せ申度、当時金千兩  
余ニ相成誠ニ老父存念も相届候儀と奉存候得共、存付之趣意相立  
候ハ、聊孝心之儀と昼夜相考候得とも、多分之金子ニ無之故可致  
様茂無之歎敷奉存候、依之何卒奉願上候ハ、最寄中仙道熊谷宿助  
郷村々近来格別困窮強、其上潰百姓茂多く孰之村方ニ而茂人別相  
減惣<sup>(合)</sup>町步等有之、自然近辺手明村々差村等奉願、其度々御見分  
様方御廻村彼是御吟味中数日相掛、元来困窮之村々猶以衰微仕  
百姓取続成兼候ニ付、不奉願恐を茂重御伝馬役難渋仕候儀、何共

奉恐入候得共小前之者ハ前後不弁者共ニ付無故義を申立、自難渋  
仕候始末甚歎敷奉存候、依而右溜金并ニ助左衛門用意金差足一同  
仕、都合金千五百兩今般 御公儀様江奉納、右之分最寄御代  
官様ニ而成とも御貸付金利倍被成下、金高三千兩ニ相成候ハ、右  
利分、年々熊ヶ谷宿之助郷村々助成金被下置候ハ、助郷村々永  
代之益ニ茂相成可申哉、右年来助左衛門心願茂相叶候儀ニ付、何  
卒願之通被 仰付助郷助成ニ相成候ハ、困窮村々立直農業手入  
等茂行届百姓取続も可相成哉と奉存候、乍恐幾重ニ茂御聞濟被成  
下、願之通ニ茂被 仰付候ハ、右金高上納仕度偏ニ奉願上候、被  
仰付茂被下置候ハ、莫太之御慈悲難有仕合奉存候、已上

植村久五郎知行所  
武州幡羅郡下奈良村  
文化十癸酉年五月 名主 吉田市右衛門

道中  
御奉行所様

西七月廿九日、柳生主膳正様於御白洲、大目附井上美濃守様御立  
会ニ而、左之通被仰渡

植村久五郎知行所  
武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門  
其方儀年来心掛貯置候金子千五百兩此度上金いたし、中仙道熊谷宿助郷村々助成として貸附之儀願之通申渡間、右金子ハ御代官山田常右衛門役所江相納候様可致候

植村久五郎家来  
渋沢喜兵衛

右之通申渡間、得其意主人江可申聞

差上申一札之事

私義先代ハ相応ニ取統殊農業之余力酒造稼いたし、父助左衛門儀兼而申教候通、後々迄人之為ニ可罷成儀可致置積を以作方第一相営酒造稼を仕、年々聊宛之利潤金親代ハ貯置候処、父助左衛門儀当西七拾五才ニ罷成候上、五ヶ年已前ハ中症相煩永く存命之程も難計奉存候間、聊たりとも存生之内父之志を継、村々潤ニ相成候儀を取計見せ申度、然処当村最寄中仙道熊ヶ谷宿助郷村々近来別而困窮ニおよひ、潰百姓多く人別相減惣作町步等有之、難渋ニ付兼而心掛置候金千兩、并父助左衛門用意金共都合千五百兩今般上納仕、最寄御代官御役所おゐて利倍御貸附被成下、元金三千兩相成候ハ、右利金年々熊ヶ谷宿助郷村々助成として被下置候様奉願上候処、御糺之上格別之思召を以今般願之通御聞濟被成下、

右金千五百兩之儀ハ御代官山田常右衛門様御役所江、上納可仕旨被 仰渡難有承知奉畏候、仍御請証文差上申処、如件

植村久五郎知行  
武州幡羅郡下奈良村

文化十癸酉年七月廿九日  
道中

御奉行所

覚

一、金千五百兩  
右八年来心掛農業相励、余力を以酒造相稼、聊つゝ之利潤金親助左衛門代方溜溜金、同人用意金共二都合千五百兩、中仙道熊ヶ谷宿助郷村々助成御貸附相願、此度上納ニ付、当西方私領村々江御貸附元金三千兩満候ハ、元ニ居置、利金年々熊ヶ谷宿助郷村々江割渡之積、道中御奉行所ニ而被仰渡、右金持參請取候、以上

山田常右衛門元手代

和田 一九郎

文化十四年八月五日

同人元手附

筒井 用蔵

植村久五郎殿知行

武州幡羅郡下奈良村  
名主 吉田市右衛門

酉八月十九日、柳生主膳正様於御白洲、大目附井上美濃守様御立会、左之通被仰渡候

植村久五郎知行

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

其方儀、父助左衛門教諭之趣相守作方第一ニ相営、数年心懸ケ貯金いたし、後々迄も人之為ニ相成候義致置度旨を以、此度中仙道熊ヶ谷宿助郷村々困窮ニ付為助成上金いたし、御貸附相願候段寄特之義ニ付、其身一代帯刀差免、右申渡趣証文申付ル

植村久五郎家来

渋沢 喜兵衛

右之通申渡間、得其意主人江可申聞

差上申一札之事

私義父助左衛門兼而申教候通、作方第一相営其余力を以酒造稼仕、年々聊宛之利潤金数年貯置候処、此節金千兩余ニ罷成候ニ付、父助左衛門用意差加江都合金千五百兩上納仕、中山道熊ヶ谷宿助

郷村々為助成御貸附奉願上候処、願之通先達被 仰付、右躰父之志を継後々迄 人之為ニ相成候義を数年心懸ケ願出候段寄特之儀ニ付、其身一代帯刀仕候様被 仰渡、冥加至極難有仕合奉存候、仍御請証文差上申処、如件

植村久五郎知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

道中

御奉行所

乍恐以書付奉申上候

植村久五郎知行所武州幡羅郡下奈良村名主吉田市右衛門奉申上候、私父助左衛門儀当西七拾五才ニ罷成、五ヶ年已前文化六巳年六月ハ中症相煩、先月十日ハ病氣差重、始終本復之程も無心元奉存候、依之此段書付を以御届奉申上候、以上

植村久五郎知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

文化十四年十月十一日  
御奉行所様

植村様・柳生様・肥田様御三方様御届



三郎右衛門 印

差上申一札之事

武州利根川通自普請所四拾七ヶ村組合諸色代為助成金五百兩、同州荒川通奈良堰用水組合拾ヶ村諸色代為助成金三百兩、合金八百兩、寛政年中右組合内同州下奈良村吉田市右衛門願之上上納仕、御貸附被成下、年耆割之利足金八拾兩宛年々兩所組合村々江被下置、諸色代不差出自普請仕来候処、此度諸向御貸附金利下被 仰出候二付、前書助成金之儀も利下ヶ可仕旨被仰渡奉畏候処、右差出金利下ヶ被 仰付候而者、夫丈ヶ年々御下ヶ被下置候利金相減、其分村々諸色代江足シ金差出候様相成、困窮之村々難義至極仕候、併重キ被仰渡を違背可仕様無之組合一同評義仕候処、当市右衛門申聞候者、同人祖父代より丹誠仕候而先年願之通被 仰付、是迄三拾ヶ年余利足金を以自普請仕来候儀二付、何ヶ様二も出情仕、此度金貳百兩増上納仕、元金千兩二被成下利足八分引下ヶ候様仕度、左候得者利下之儀御請仕候而も、年々御下ヶ被下候利足金者矢張八拾兩宛御渡被下候様二相成候間、是迄之通兩組合村々諸色代差支無之一同安心仕候段熟談仕候二付、格別之御儀を以右之通被 仰付被下置候様、私共惣代罷出奉願上候処、願之趣無余儀筋二被 思召候二付、願之通被 仰付候旨被仰渡、然上者

右増金貳百兩早々御貸附御役所江相納可申、利足金御渡方等之儀ハ是迄之振合二相心得可申、且市右衛門儀組合村々為を存し格別出精仕候段奇特之儀二被思召候段被仰渡、逸々承知奉畏難有仕合奉存候、仍御請証文差上申所、如件

文政六未年三月十日

- 武州利根川通
- 自普請所組合
- 四拾七ヶ村惣代
- 阿部鉄丸領分
- 同州崎玉郡
- 馬見塚村重兵衛代兼
- 土井大炊守領分
- 同州同郡上川上村
- 三郎右衛門
- 武州荒川通
- 奈良堰用水組合
- 拾ヶ村惣代
- 朝比奈河内守知行
- 同州幡羅郡
- 下奈良村助右衛門代兼
- 天野求馬知行

御奉行所

- 同州同郡三ヶ尻村
- 庄九郎
- 植村八郎右衛門知行
- 同州同郡下奈良村
- 吉田市右衛門

以上

御貸附掛

- 文政六未年三月十一日
- 関口兵太夫 印
- 詰合無之二付無印
- 小田佳門太
- 高橋 三内 印
- 前同断無印
- 畔柳良四郎

覚

植村八郎右衛門知行  
武州幡羅郡下奈良村  
吉田市右衛門納

一、金貳百兩也  
右者、寛政年中亡父吉田市右衛門願之上所持之金八百兩兩度二差出、右之内五百兩者利根川通自普請所四拾七ヶ村組合諸色代助成之積、金三百兩者荒川通奈良堰用水組合拾ヶ村諸色代助成之積御貸附二相成、年耆割利金八拾兩宛年々請取来候処、諸御貸附金利下ヶ被仰出、前書之分も去年年八分二利下ヶ之積、然ル処右之通利下ヶ二相成、年々請取候利金相減候而者 諸色代不足二付、此度猶又金貳百兩差加都合元金千兩二いたし、年八分利金八拾兩宛年々御渡方之積相願、於奉行所願之通被 仰付、右増金之分早々当役所江可相納被仰渡候二付持參、書面之通請取之候、

奉請取金子之事

一、金三百五拾壹兩銀拾三匁五分貳厘八毛  
組合自普請人足為助成  
金去年十一月中上納仕候分  
午十二月未五月迄  
此利金拾四兩貳匁九分四厘壹毛 但、  
年八分

一、金四拾兩 右同断諸色代金、去年分御利足御貸附

御役所<sup>ら</sup>奉頂戴、当四月中上納仕候分

是著此度御所替被為蒙 仰候二付御

利足頂戴不仕候

元利合金四百五兩壹分・銀壹匁四分六厘九毛

右者利根川通御普請組合四拾七ヶ村前々<sup>ら</sup>御掛場二御座候所、水旱兩難之村々二<sup>而</sup>年来人少困窮相募、近年者村々毎二手余り地所惣作町歩数多出来候上、遠村々地元村迄<sup>者</sup>往返八里程相隔、且水除堤外村々<sup>茂</sup>組合大雨満水之砌水腐所二罷成、夫食無御座御普請人足出方難義仕、御普請御差支も有之一同難儀仕候、依之地元組合打揃種々申談候処、近年御国役御普請并川々御普請被 仰付、自普請三ヶ年休年二<sup>而</sup>諸色代御下金百五拾兩、去卯年自普請諸色代殘金壹兩余当御役所江御預り被下置候二付、右金人足助成二積立候積り申談候処、下奈良村名主吉田市右衛門代々奇特温和之者二<sup>而</sup>、永久金子無失却人足助成相成候ハ、所持之金子貳百兩右金江差足呉候様被申談候間、誠二組合荷<sup>担</sup>之厚志と一同相悅候<sup>平出</sup>而情々仕候積罷成候へ共、人足助成金永続仕候儀不容易事二<sup>而</sup>御上様御仁恵ならてハ成就難儀と奉存、去年年右始末細二<sup>而</sup>当 御役所江乍恐奉願上候処、御聞濟之上書面之金子上納仕、尚亦当末年<sup>ら</sup>来亥年迄右川通少破之儀者地元村繕二仕、諸色代御下

金五拾兩并右助成金御利足積立、元金六百貳拾五兩二満候ハ、御憐愍を以御書下ヶ頂戴仕、御公儀様御同様年八分之御利金年々三月中御下ヶ被成下、永久人足助成二相成り一同難有安堵仕候義と奉存、地元組合年限中末々共議定仕候処、此度御所替二付前書之金子元利御下ヶ被成下難有奉請取候処、仍如件

利根川通御普請組合

四拾七ヶ村年番

去年年惣代

肥塚村

名主 東 清太郎

白川戸村

名主 源右衛門

馬見塚村

名主 関和十兵衛

上川上村

名主 三郎右衛門

当末年惣代

小見村

名主 田口 周八

今井村

阿部鉄丸様 名主 友右衛門  
御役所  
右之通書面差上金子奉請取、下奈良村名主吉田市右衛門方江惣代共一同封印いたし預ヶ置、尤右之段組合村々江申談、人足貸助成元金二致候者格別外用二遣払不申筈、其節も再議定仕置候、右二付左之通訳書を以奉願上候

乍恐以書付奉願上候

利根川通御普請組合四拾七ヶ村一同奉申上候、前書之通先 御城主阿部鉄丸様御役所江、利根川通自普請仕立人足助成金上納方奉願上候処、御聞濟之上金子上納被 仰付被下置候、然処奥州白川江御所替被為蒙 仰候二付、右金元利御下ヶ二相成、組合村々一同当惑仕候、当組合村々之内遠村よりハ地元村々江凡道法往返八里余御座候村方<sup>茂</sup>有之候二付、右人足助成金二<sup>而</sup>茂無之候得者、自普請人足出方悉ヶ難義至極仕候、一躰利根川通水除御堤之儀者、当 御城水除第一之御要害、殊当組合四拾七ヶ村之内、御領分村方凡高貳万四千四百拾三石余二<sup>而</sup>村数貳拾貳ヶ村有之、其外組合二無之御領分之内、多分之村々水除二罷成候御堤二御座候間、去寛政三亥年出水二付村々困窮之訳被為及御聞、翌子年二月

中諸色代金七拾四兩壹分余、先御城主阿部鉄丸様御役所<sup>ら</sup>被下切二被 仰付、御普請相仕立候程之御場所二御座候間、莫太之御厄介筋二者御座候得共、右金四百五兩壹分余当 御役所様江御預被下置、年々年八分之御利足被下置候分江追々足金仕、元利合金六百貳拾五兩二満備仕候ハ、人足助成元金二御居置、御公儀様御同様年八分之御利足金五拾兩宛年々三月中御下ヶ被下置候様奉願上候、御聞濟之上金子上納被仰付被下置候ハ、水除御堤者勿論、川通村々川欠之場所相防水難相遁可申儀と一同難有仕合奉存候、右願之通御聞濟被成下候ハ、組合村々先年取極候議定書壹冊当御役所江御上納仕候間、地元組合一同後年二至り議定違変無之様御請印被 仰付、且又当御役所<sup>ら</sup>御普請金之儀二御座候間、年々三月中御利足御下ヶ被下置候旨、両様之御趣意御書下被下置度乍恐奉願上候、尤御利足頂戴之儀<sup>者</sup>前書奉申上候通、御普請休歳二者当 御役所様江御預り被下置、自普請御座候節御下ヶ被下置度奉存候、且 御公儀様<sup>ら</sup>諸色代助成金御利足年々三月中御下ヶ被下置候分<sup>茂</sup>、御普請休年二<sup>者</sup>当御役所様江其時々年番惣代より可奉願候間、同様御預被下置、其後御普請御座候節御入用丈ヶ御下ヶ被下置候様奉願上候、何卒格別之御憐愍を以、右願之通御聞濟被成下置候ハ、組合村々水難相遁、其上永久之人足相助田畑手入等行届、追々困窮村々立直り候基と一同難有仕合奉存

候、以上

文政七申年四月

利根川通四拾七ヶ村組合

名主

組頭

百姓代

右之通相違無之者也

水谷 清九郎

石垣宇左衛門

江草 衆兵衛

忍

御領主様

御役所

他出二付無印

安東 段兵衛

和田 孫兵衛

足助 軍内

貝原 桂蔵

前書之通、金四百五兩壹分銀壹匁四分六厘九毛依願預置候上者、年八歩之利金毎年三月相渡、此後追々積立元金六百貳拾五兩二相成候者、年八分之利金五拾兩ツ、相渡可申候、且又普請無之節者

一、金四百五兩壹分銀壹匁四分六厘九毛

内 下奈良村吉田市右衛門

内 金貳百兩

右者忍領利根川通堤川除自普請組合四拾七ヶ村人足助成爲積金、此度書面之金高組合村々依願相納、忍役所江預置候、依之当中四月

從 公辺御下ケ利金之分共願之通当役所江預り可申候間、組合惣代之者ハ願出可申候、尤普請有之節者、目論見帳并諸入用等委細書付組合惣代連印之受取書を以相渡可申候、右之通相極置候上者組合村々遂熟談違乱無之様可致、仍令連印者也

文政七甲申年四月

小林勇右衛門

他出二付無印

浅井 東蔵

他出二付無印

長坂又右衛門

和田 作太夫

加藤定左衛門

藤井 領平

文政七甲申年四月

江草 衆兵衛 印

石垣宇左衛門 印

前書之通相違無之候、以上

石橋為永久掛替

水谷 清九郎 印

藤井 領平 印

加藤定左衛門 印

和田 作太夫 印

小林勇右衛門 印

一、字熊ヶ谷橋 壹ヶ所

入用金拾四兩貳分五匁

文化八末年四月修復

入用金拾四兩壹分銀三匁

×金貳拾八兩三分銀八匁

文化七年四月

中山道新堀村地内

一、字新堀大橋 壹ヶ所

但、長サ三間

幅 貳間

此入用金九拾三兩三分銀十貳匁八分四厘

外二石引取人足七百拾人 東別府村・上奈良村・中奈良村

下奈良村・奈良新田 右五ヶ村百姓役二而勤之

一、村方小橋石橋掛替

大般若経 三ヶ寺納

中奈良村 長慶寺 寛政四年壬子七月

此入目 金三拾四兩三分 中屋半兵衛払

外二箱諸入用金五兩程払

下奈良村 集福寺 文化十一年甲戌十月十七日

此経入目 三拾壹兩三歩七百七十式文

外箱并入用拾壹兩壹歩七百七十式十四文

×金四拾三兩銀十三匁五分

太田村 能護寺 文化十二亥三月二日

古経代金拾五兩

外諸入用金五兩

転読料金拾兩

×金三拾兩也

右三ヶ所般若入目

金百拾式兩三分銀拾三匁五分

文政四巳年早魃極窮田地手入不行届者江日雇賃貸具井戸堀諸色施遣又分

巳五月晦日

一、錢三十三貫式百文

巳七月七日

金拾兩

菅沼前人足三十八人  
買上ヶ堀割為致  
手入届兼荒地二及候  
反別壹反へ壹貫文宛  
日雇賃貸渡、佐右衛門・

小右衛門世話致取計

巳十二月

金壹兩壹分式朱

式十七貫五百三十九文

×金式拾兩壹分

右者巳早損罷成、用元七郎左衛門勤役中人頼二付明戸菅沼引入口人足買上深浚いたし、組合村々江毎日見廻り厚世話いたし、流末村々迄一統植付田方養、御年貢上納いたし、無滞相濟事後歳為心得記置候間、常心掛居差支無之様万端二心を施取計可申事

〔中座〕 本家六左衛門家相続成兼諸親類一同

相頼十九ヶ年世話引受家督相讓

跡相続方取計為取替書付写

私家本家四方寺村名主吉田六左衛門家之儀、天明之度より引続多分損毛・臨時物入等相嵩連々不如意相成、近来別而凶作・早魃・出水等損毛多相続難相成、拾九ヶ年之間無利足二而御地頭所長井初太郎様迄も一式引受、借財等も不残皆済いたし、当久弥事六左衛門改名為致、文政五年家督引渡

文化四卯年七月

金式百兩

文化八末方文政四巳年至ル

金六百九拾九兩式分

銀拾式匁壹分七厘

内五百兩居山立木代金

文化八末方文政四巳年至ル

金八拾壹兩三分卜

永百六拾式文六分

相続金議定証文之事

一、金五百兩也

右者当家之儀、天明年中右引続多分損毛・臨時物入等相嵩、連々不如意二相成候処、近来別而凶作打続及困窮相続方無覺束相成候二付、貴殿御祖父正徳二年辰二月中当家方分家致候由緒を以、作方初穂積金之内、今般本家為相続金五百兩御讓被下忝、諸親類一同立会之上、貴殿方二而当戌方未迄十ヶ歳季二定、年壹割之利合を以、壹ヶ年金五拾兩宛年々十二月十五日限御渡被下候節者、親類為惣代兩人宛為立会受取候筈、右年限相立候ハ、元金之

但、文字金也

亡父助左衛門家督中

本家相続金差送

家督世話年限中

借財払替無利足二而

立替金二相成候分

玉井三郎左衛門方右追々受取候

長井初太郎様御賭中

無利足立替金相成候

儀者江戸町屋敷取置、貴殿名前致置、地代・店賃納高之内二而町入用・七分積金・家守給引去り、全正味納高三分年々無相違可被相渡筈、繼添致候節も加判之面々為立会熟談之上加判為致取計可被申候、且右金永代元金不様双方之勝手をのそぎ、加判之面々立会実意二申談、行末鹿略不相成様取計、後歳至り双方代替り候而も、元金之儀者六左衛門方二而受取候筋曾而無之、一己之所存勝手ケ間敷儀取計申間敷候、右之相続金之儀者我等並貴殿之物二而も無之、全先祖方預り候心得を以、当家之備二積置、双方実意を積ミ、子孫永々大切二取扱、且貴殿多年之丹誠を以、本家を再興被致候厚志子々孫々至迄忘却不致、質素儉約を相守永続可仕候、依之相続金議定証文、仍如件

四方寺村

文政九年丙戌十月十五日

吉田六左衛門

下奈良村

弟 保次郎

分家 吉田三郎右衛門

神田旅宿町

同 同 権兵衛

同 同 喜右衛門

四方寺村  
 親類 吉田茂左衛門  
 久保島村  
 同 森田 関五郎  
 熊谷町  
 同 鯨井久右衛門  
 下藤井村  
 同 平野長左衛門  
 羽生町場村  
 同 清水弥右衛門  
 下奈良村  
 吉田市右衛門殿

相続金規定証文之事  
 一、金五百兩也 但、文字金也  
 右者当家之儀、正徳二年辰二月中、四方寺村吉田六左衛門中興、五代宗統四男幼名市十郎、後二市右衛門と改、下奈良村江分家致、先祖六左衛門代々田畑高六百石余所持仕、慶長年中下奈良村名請出作高百石余有之候内、反別四町四反歩譲受農業出精致、追々作方為初穂積金致置候処、右本家六左衛門家之義、天明年中

引続多分損毛・臨時物入等相嵩、近歲別而凶作打続相続方無覺束存、右由緒二付積立金五百兩今般本家為相続金讓置、尤年割之利合、当戌未迄拾ヶ年之間預ヶ置、壹ヶ年金五拾兩宛年々十二月十五日限相渡、年限相立候ハ、元金之儀者江戸町屋敷取置、我等名前致置地代・店賃納高之内町入用・七分積金・家守給引去り、全正味納高年々無相違可相渡旨、此本紙江継添いたし候節、前文同様加判之面々為立会熟談之上、尚又加判為致取計可申、且双方代替り未々至り候而も永久元金不失様双方之勝手を除き、加判之面々厚取扱方実意ニ申談、行末<sup>（重）</sup>鹿略不相成様可致候、右之趣忝市三郎并分家親類一同立会連印規定証文、仍如件

下奈良村  
 文政九年丙戌十月十五日  
 預主 吉田市右衛門  
 忝 同 市三郎  
 同  
 分家 同 助左衛門  
 同  
 同 同 定次郎  
 羽生町場村  
 親類 清水弥右衛門  
 同

同 酒井 彦兵衛  
 下奈良村  
 同 吉田三郎右衛門  
 志多見村  
 同 松村 源六郎  
 下新郷  
 同 漆原喜代三郎  
 熊谷町  
 同 鯨井久右衛門  
 久保嶋村  
 同 吉田 関五郎  
 江戸牛込御たんす町  
 同 吉田喜右衛門  
 同神田はたご町  
 同 吉田 権兵衛  
 熊谷町  
 同 大善院  
 四方寺村  
 吉田六左衛門殿

乍恐以書付奉願上候  
 武州忍領荒川通字奈良堰用水路拾ヶ村組合高壹万七百石余二而、寛永十二亥年御証文を以御定有之、先 御城主様御代々之御掛場二候処、去ル末年阿部鉄丸様奥州白川江御所替被 仰付、御勘定所御差配被 仰渡候二付、私共村々組用水路之儀、柑本兵五郎様御掛場二被 仰付、從古來諸色人足組合村々差出年々自普請仕來候得共、堰地所共組合外之村二而殊二荒川之義ハ出水之度々瀬変り候場所二有之、容易二堀浚等も成兼、彼是申談候内自然と手延二相成、其中二者二重之失脚相成候義も御座候、其上荒川通上壱口二而外堰々と違地高之方江水引上ヶ候用水路之儀二付、悉水行不宜不順二而一同難儀仕候、依之寛政四子年組合村之内下奈良村名主故吉田市右衛門所持金三百兩 御公<sup>江上</sup>納仕、年割之積りを以御貸附被 仰付、其利金三拾兩宛年々右為諸色代組合拾ヶ村惣代之者江御渡被下候様仕度、尤人足之儀ハ百姓役二相勤可申候間、忍御役人中様御出役御目論見之節、御普請御役人中様御立会御吟味御目論見之上、出来栄をも御普請御役人中様御見分御座候様仕度旨、願之通翌五年已來年々御立会被<sup>（關字）</sup>仰付難有仕合奉存候処、去ル文政五年諸向御貸附金御利下ヶ之儀被 仰渡、右助成金之儀も年八分二引下ヶ候様被 仰付奉畏候処、右差出金御利下ヶ被 仰付候而者、夫丈ヶ年々御下ヶ被下置

候利金相減シ、其分村々諸色代足金差出候様相成、困窮之村々難儀至極仕候、併重キ被仰渡を違背可仕様無之組合一同評儀仕候処、当市右衛門申聞候者、同人祖父之代方丹誠仕候而先年願之通被 仰付、是迄三拾ヶ年余御利足金を以自普請仕来候儀二付、何ヶ様にも出精仕、其節金七拾五兩増上納仕元金三百七拾五兩二被成下、利足八分二引下ヶ候様仕度、左候得者御利下ヶ之義御請仕候而も年々御下ヶ被下候様相成候間、是迄之通組合村々諸色差支無之一同安心仕候段熟談仕候二付、格別之御義を以右願之通翌未年三月十一日村垣淡路守様於 御奉行所被 仰渡、然ル処去々未年分御利足金貳拾九兩、去申年分金三拾兩、合金五拾九兩、兩度奉頂戴、去申年近年稀成洪水二而用水路堰口共一円高河原二相成、組合村々も同様水腐仕、数日水溜二相成、皆無毛之町步多出来、困窮仕百姓難及自力二無抛御願奉申上、当酉年用水路臨時御入用御普請被 仰付、極窮村々相助り難有仕合奉存候、乍去寛永年中御定を以自普請所之儀二付、高百石二付人足八拾人迄村役相勤候様被 仰付、其余人足御扶持米御賃米被下置、御仕立中日合も無之殊二大切之御田地養方之儀二付、諸色人足者組合村々方差出出精仕候二付、御普請丈夫二出来從 御公儀様頂戴金之内四拾壹兩余、組合村々江割合可仕金子二御座候処、困窮之村々江割合候迎聊宛之割合二相当り、一旦之利潤而已二而永統之仕法二不

相当、重キ御趣意之頂戴金猥二不費様仕度旨組合拾ヶ村熟和仕、下賤之百姓永統之仕法相考候得共、曾而無之一同当惑至極仕奉恐入候御儀二者御座候得共、右用水流末二至り候而者、御領分村々専用二相成候水縁を以当 御城主様奉願上、右金百兩上納仕、年八分之積ヲ以御領分村々二限り御貸附被成下、年々利金八兩宛、翌年三月中頂戴仕候様仕度、尤当堰用水路之儀者外堰と違ひ、寛文十三丑年内藤上野之助様御知行所同州大里郡河原明戸村地内用水路相開キ候節、御給々様御一統御立会御見分之上、堀代潰地上下畑合五反七畝貳拾六步之処、御年貢五ヶ年平均三割増ヲ以、永々組合村々方右村名主元江相納、其外組合外之堰元故、雜費等も他堰と違余分相掛難儀仕候二付、右御利金を以前文入用筋二宛置、組合村々江多分割合不相掛様仕度奉存候間、幾重二も<sup>(平出)</sup>御城主様御余光御慕申上候外他事無御座候、且又当堰之儀者忍領河原明戸村方水引入、三ヶ尻村・新堀新田・新堀村三ヶ村用水之流末玉井堰江落込、上中条村地内二而御領分南河原村用水二相成、西別府村・下増田村・東別府村・上奈良村・奈良新田・中奈良村・下奈良村、右七ヶ村流末悉上江袋村溜井并字福川江落入、羽生領用水源二相成、同州埼玉郡北河原村地内二込樋有之、御領分酒卷村・下中条村・須賀村・上新郷・馬見塚村・大塚村・南河原村・下新田・下新郷・荒木村・齋条村・北河原村、右拾貳

ヶ村用水二相成、其末羽生領高四万五千石余之用水二相成候義故、当堰用水自然不足仕候節者右村々用水江も相響候間、何卒格別之御儀を以、前書願之通御聞濟被成下 御公儀様御振合之御取扱ヲ以、年々三月中助成金として八兩宛永々頂戴仕候様、且組合村々方後年二および、御下ヶ金者格別御拝借等相願候共、不被仰付様仕度旨も組合村々熟談仕、奈良堰用水路永代之助成二相成候様、右願之通御聞濟被成下候ハ、右金子百兩早速当御 役所江御上納仕度候間、幾重二も御聞濟被成下置候ハ、困窮之村々相助り、莫太之御慈悲と難有仕合奉存候、以上

御代官山本大膳掛り場

忍領奈良堰組合

三ヶ尻村

新堀村

新堀新田

西別府村

下増田村

東別府村

上奈良村

中奈良村

奈良新田

下奈良村

右拾ヶ村組合惣代

石川左衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 弥七郎

曲淵繁之丞知行所

同州同郡中奈良村

名主 彦兵衛

松平下総守様

御役所

文政八酉年八月九日

前書之通金百兩依願預置候上者、年八歩之利金毎年三月中組合惣代連印請取書を以相渡可申候、右之通相極候上者、組合村々遂熟談違乱無之様可致候、仍令連印者也

文政八年乙酉八月

右之通相違無之者也

小林勇右衛門

長坂又右衛門

岡崎本左衛門

藤井 領平

石垣宇左衛門

貝原 桂藏

安東 段兵衛  
長坂幾右衛門  
古市藤左衛門

貝原 桂蔵 印  
安藤段兵衛 印

一、金百両也  
預申金子之事

<sup>〔中略〕</sup>御料私領入会上州邑楽郡砂入  
村々開復反別諸入用書拔

右者忍領荒川通字奈良堰組合拾ヶ村用水路為助成書面之金高、  
組合村々此度依願、忍役所江相納預り置申候、然上者当酉歳  
年八分之利金八両宛、翌春三月中旬年々相渡可申候、為後証仍如件  
文政八年乙酉八月

文政六末年 利根川堤押崩大出水田畑皆亡所村左二  
文政七申年

石垣宇左衛門  
藤井 領平  
岡崎本左衛門  
長坂又右衛門  
小林勇右衛門

大輪 須賀 川 俣 大佐貫 矢島 中谷  
南大島 入ヶ谷 新里 千津井 上中森 江口  
田嶋 梅原

荒川通奈良堰組合惣代

上野国邑楽郡開復村々取極左二

下奈良村名主  
弥七郎殿  
中奈良村名主  
彦兵衛殿

取極一札之事

世話役 酒井彦兵衛  
同 森尻源之丞

前書之通相違無之候、以上

拙者共村々之儀、去ル未・申兩年利根川堤押崩し、右出水二而田  
畑皆亡所二罷成、村々必至と困窮仕、田畑起返仕度候得共中々不  
及自力二、当麦作仕付当惑致候所、今般右急難始未被及御聞歎  
敷被思召、村々之もの共起返取掛り出精之心掛有之候ハ、助力可

被成下、内々思召之御方有之趣二而貴殿御取扱を以、起返之儀御  
対談御勸二預り千万忝奉存候、村方退転ハ勿論渴命ニもおよひ候  
程之時節二付、田畑起返手段村方一統相談之上取すかり御頼申入  
候所、早速御承知被下起返入足者人二付穀麦式升宛、但拾五歳以  
上男女共二罷出相働候者江可被下筈、且起返出来之地所忝反二付  
麦種八升宛被下候筈、御対談被下重々忝承知いたし候、然上者村  
役人共者不及申小前百姓一統場所江罷出無懈怠及丈ヶ出精起可  
仕候、御蔭を以乍恐 御公儀様江御奉公二相成、先祖伝来之田  
畑起返り百姓永続可仕と村々一同千万忝奉存候、依之取極一札差  
出申所、如件

文政八年酉九月

一、其所之村役人宰領之事  
但シ、弁当料一日錢百文宛  
一、人別一日限り着到日古帳押切受可申事  
一、当酉時付麦種忝反二付八升宛  
但、両式石式斗買之積を以、代金二而可相渡候間、前広ニ  
用意可被致候  
右者返済不及候  
右之通相極候上者、取扱人其時々見廻り相改可申候、以上  
取扱人  
彦兵衛

酉九月

彦兵衛

名主  
組頭  
百姓代

文政八酉年

上野邑楽郡

羽生町場村  
起返取扱人  
彦兵衛殿

開復田畑屋敷  
一、凡反別七拾三町八反拾九歩  
此開復諸入用  
金三百九拾貳両壹分三匁九分四厘

一、起返場所働人足、十五才以上男女者人二付一日穀麦式升宛  
一、朝六時より罷出暮六時迄相働可申事  
覚

大輪村  
須賀村  
川俣村  
大佐貫村  
矢島村  
中谷村  
南大嶋村  
入ヶ谷村

文政九戌年

開復田畑屋敷

一、凡反別百五町九反六畝廿八步

此開復諸入用

金三百貳拾七兩貳分拾三匁壹分貳厘

同郡

新里村

千津井村

×拾ヶ村

一、凡反別拾町三反八畝拾八步

此開復諸入用

金五拾七兩貳分五匁五厘

入ヶ谷村

上中森村

大輪村

×三ヶ村

右酉戌亥三ヶ年開復

反別田畑屋敷百九拾町壹反六畝五步

此入用金七百七拾七兩貳分銀七匁壹分壹厘

内三百兩 羽生町場村名主弥右衛門出金

残四百七拾七兩貳分銀七匁壹分壹厘

吉田市右衛門

文政十亥年十二月改

差出金

〔中歴〕  
文政十一年四月廿九日

備前堀定懸り并修履差出金一件

芝愛右下

遠山左衛門尉様御奉行所

備前堀組合

江波村

願人 名主 伊三郎

同郡

×拾三ヶ村

梅原村

田嶋村

江口村

新里村

南大嶋村

入ヶ谷村

中谷村

矢島村

大佐貫村

川俣村

須賀村

大輪村

上中森村

文政十亥年  
開復田畑屋敷

御勘定組頭

石井源左衛門様

御勘定御懸り

三輪 満蔵様

同

同

池永鉄之助様  
菅谷源太郎様

〔朱書〕  
願書江附札

武州江波村名主伊三郎出書面老通相廻申候、右願之趣

尤之様ニ相聞候へ共、不容易儀と存候間、早々御取調

有之候様存候

五月朔日

左衛門尉

源左衛門殿

乍恐以書付奉願上候

備前堀用水組合拾四ヶ村之内、武州幡羅郡太田村・飯塚村・八木  
田村・弥藤五村・江波村・上須戸村・八ッ口村、都合七ヶ村惣代  
江波村名主伊三郎奉申上候、私共用水元之儀者、烏川・利根川  
落合流来候同州兒玉郡元仁手村地先、慶長九甲辰年二月伊奈備前  
守様御見分之上、蔭山敷馬様御知行所元仁手村江堀敷土置場御

代地被下之掘割被 仰付、依而備前堀仁手堰と唱、同州深谷領・  
幡羅郡忍領・羽生領高七万石余之用水ニ而一同普請仕候処、万治  
二亥年伊奈半十郎様御支配之節、忍領・羽生領八拾三ヶ村者日向  
堰、深谷領九ヶ村者矢島堰、幡羅郡拾四ヶ村者仁手堰、三ヶ所組  
合被 仰付、仁手堰之儀者 御代官様御掛場ニ而御入用御普請所ニ  
御座候処、天和三酉年組合村々堀田筑前守様御領分相成、御領主  
様方人足御扶持米被下置御普請相仕、貞享二丑年御領分相替給  
々分郷被 仰付候得共、仁手堰之儀者 如以前御代官様御掛二相  
成、高百石二付人足五拾人村役ニ而相勤、其余者 人足扶持米并諸  
色代永被下置、其上格別押埋候節者 皆御入用御普請被 成下候儀  
も度々有之候処、天明三卯年信州浅間焼砂降火石焼泥等利根川江  
押出し川床高ク罷成、大雨満水之節者 水押開、低場村々及難義  
候二付、寛政年中同州榛沢郡一本木村外拾四ヶ村方奉願、同二戌  
年方田方植付三ヶ年御見様備前堀元口×切被 仰付、中山道本  
庄宿裏字仙南耕地其外諸所之湧水備前堀江引入代用水ニ被 仰  
付候処、其後度々之洪水ニ而火石焼砂追々押流シ利根川之床下り  
候ニ随ひ、仙南耕地其外湧水相減シ、自然と備前堀湧水難義仕候  
二付、右元口掘割奉願候得共故障有之、掘割難被 仰付御利解有  
之恐入奉畏罷在候処、近年渴水強ク塊田之俣ニ而差置候仕合ニ  
付、関東御取締山本大膳様御手代河野啓助様難儀之趣御見聞被

成、御改革御廻村之御序、備前堀懸り合故障村々迄御呼出熟談和融之御利解御座候間、取扱人立入仁手元口掘割以樋二重二伏込、利根川水まし候節者樋口を閉候筈示談相整、去亥歳中当 御奉行所様江掘割奉願候処、願之通被 仰付、当子正月御普請役渡辺棠之助様・郡司善三郎様御見分御水盛被成下、尚又御仕立之儀奉願上候二付、右棠之助様御出役元口掘割式ヶ所之以樋を伏、且利根川右引入口江川除普請被成下置、組合村々之儀者右様之普請不案内之処御差図有之候二付、無滞皆出来水行差支無御座難有奉存候、然ル処当組合高老万五百五拾三石五斗九升六合之内高四千四百七拾八石五斗六升、北郷七ヶ村者畑多二而田高少ク備前堀渴水いたし候而も用水差支無之由掘割御願不仕、当七ヶ村并矢島堰請持二御座候間、元口掘割以樋伏込入用二不相構、当歳掘割人足計差出シ申候、依之来丑年ハ組合七ヶ村高六千七拾五石三升六合六勺二而、備前堀諸色人足利根川水除以樋修覆等不残請持、成丈ヶ出情可仕心得二御座候処、組合最寄同州幡羅郡下奈良村吉田市右衛門儀数歳備前堀渴水敷敷存居、掘割御願濟被 仰付候儀を相悦、当歳掘割入用等組合不行届分ハ助合呉、普請手厚出来仕候処、猶又同人申聞候者 是迄其村々数歳早損打続人少困窮致詰、小高二而年々以樋表川除修覆并大破之節不行届可及難儀、右二付所持之金三百兩并市右衛門親類同州埼玉郡羽生町場村名主弥右衛門

儀、備前堀元口者忍領・羽生領用水元二而流末相用、此上者用水潤沢仕早塊之愁薄く、同人貯金貳百兩、合金五百兩御貸附奉願、右御利足仁手堰諸色代金ニ致度候得共、御貸附之儀度々 御上様江奉掛御厄介恐入罷在候間、自身御願申上候儀も難相成、私共ハ申上呉候様実意ニ被申聞、右二付今般奉願上候者当七ヶ村之儀年々渴水地頭所收納相減シ、百姓共儀も極窮仕農業之氣力を失ひ候処、格段 御仁恵を以元口開復被 仰付、用水潤沢いたし候得者 難有出精可仕者勿論ニ候得共、右之始末ニ御座候間、市右衛門・弥右衛門願意之通合金五百兩上納仕、文政五年玉井・大麻生両堰諸色代為助成、吉田市右衛門上納之振合を以御貸附ニ被成下、右御利足仁手堰諸色代并以樋修覆為手当御下ヶ被下置候様偏ニ奉歎願候、殊更組合村々之儀者仁手元口迄道法五里半或者六里余有之、日々之往返難相成宰領人足共二地先仁手村二而宿々借受普請を仕立万事手越、其上村々以樋川除不案内之儀ニ御座候間差支等難計、右上納金御聞濟被成下御利足御下ヶ被下置候得者、弥以猥ヶ間敷有之候而者奉恐入候二付、何卒以来御普請役様定御懸場ニ被 仰付、年々自普請御目論見御仕立共ニ御出役被成下、用水専用之節者水配共御精々被成下置候様何分奉願上候、且是迄仙南堀用水不足之節者、羽生領御定掛場ハ渴水之節者、御出役先江相願候得者御廻り場所二も御座候二付、前書申上候通、此度

之自普請以樋川除等之儀者、組合村方一同不案内之儀ニ付無滞出来仕候、此後御定掛場ニ被成下度御目論見御仕立、御出役御差図無御座候而者行届不申歎敷奉存候間、願之通御聞濟奉願上候、左候得者村々一同安心仕、市右衛門憂意も相休、窮民共農業相励候基ニ而追々村柄取直り御年貢無滞相納可申、莫大之御救と難有仕合奉存候、以上

- 松崎善右衛門
- 長山 弥三郎 知行所
- 三枝 伊織
- 武州幡羅郡太田村
- 深津 弥七郎
- 深津弥左衛門 知行所
- 深津 小膳
- 同州同郡飯塚村
- 天野 勘兵衛
- 玉虫勇右衛門 知行所
- 伴野 鉄之助
- 同州同郡八木田村
- 清水 領知
- 岡野 孫一郎
- 中根 五兵衛
- 遠山半左衛門 知行所

- 蜂屋 左門
- 佐野 鉄之助
- 同州同郡弥藤五村
- 横田 三四郎 知行所
- 小倉 内記 知行所
- 同州同郡江波村
- 内藤 小膳
- 岡野 孫一郎 知行所
- 同州同郡上須戸村
- 水野 藤次郎
- 中根 五兵衛 知行所
- 伴野 鉄之助
- 同州同郡八ッ口村
- 右七ヶ村給々惣代
- 横田 三四郎 知行所
- 同州同郡江波村
- 名主 伊三郎

文政十一年四月二十九日

御奉行所様

〔朱書〕 遠山左衛門尉様御訴所願書

差出又 馬喰町壹丁目

宿 京屋 弥助

乍恐以書附奉申上候

武州幡羅郡太田村外六ヶ村惣代同郡江波村名主伊三郎奉申上候、私共村々備前堀込樋其外修覆之儀二付、同郡下奈良村吉田市右衛門并二同州崎玉郡羽生町場村名主弥右衛門右金五百兩差出候義二付、今日御呼出シ御座候処、右金子差出方并御利足御下ケ之義其外御尋二御座候得共、睨と御請申上兼候義御座候二付、勿論右弥右衛門代兼市右衛門義、右二付御用筋も可有御座哉と存、江戸宿京屋弥介方罷出差控居候間、追而御呼出シ之節者、市右衛門召連罷出御受申上候様仕度奉願上候、依之此段奉申上候、以上  
備前堀用水組合太田村外六ヶ村惣代  
横田三四郎知行所  
武州幡羅郡江波村

文政十一子年五月十日

名主 伊三郎

御奉行所様

〔(朱書)五月十日御調札方

菅谷源太郎様御調方

三輪満蔵様水戸御用二付

菅谷源太郎様御吉人二而御札方

乍恐以書付奉申上候

武州幡羅郡下奈良村名主吉田市右衛門奉申上候、此度備前堀修覆伏替并川除普請之儀、七ヶ村惣代江波村名主伊三郎申上候通御定懸り場二被成下度、利根川右引入候場所欠留川除込樋等二付、組合村々自普請所二而者後年自然と等閑二打過、殊二組合村々者六里余も相隔万端不行届、右出水之節右場所及大破水押入、先年右差障村々田畑亡所二も相成候而者、其節之次第二寄用水路を失ひ候様二も相成候而者、御仁恵を以掘割被 仰付候儀も宜敷罷成、大川之儀二付歳々御普請役様御見分不奉請候而者安心不仕、伊三郎右差上候願書之通り、此節之場所元口二而忍・羽生領迄之用水元二候処、万治之度組合村々相分り、忍・羽生領者今二定御懸場二茂相成居候間、何卒格別之 御仁恵を以定御懸場二被仰付候様御憐愍之御沙汰奉願上候、以上  
(欄字)

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

文政十一子年五月十六日

御奉行所様

乍恐以書付奉申上候

武州幡羅郡江波村名主伊三郎・同郡下奈良村名主吉田市右衛門奉申上候、此度備前堀込樋并二川除修覆諸色代入用為助成と、私并武州崎玉郡羽生町場村名主弥右衛門右御上納金五百兩差上方之儀、何れ右御上納仕候而も差支無御座、御沙汰次第何れ之御役所江成共早速御上納可仕候、御利足之義者、七ヶ歳八分之内五厘者御入用二引去、残七分五厘御下ケ被成下候へ者差支之筋無之、尤右利金受取方之儀も被仰渡之趣を以、何方右奉請取候而も聊差支之筋無御座候間、何卒以 御慈悲右之段御聞濟奉願上候、以上

文政十一子年五月十六日

横田三四郎知行所  
武州幡羅郡江波村  
名主 伊三郎  
大岡主膳正領分  
同州崎玉郡羽生町場村  
名主 弥右衛門代兼  
植村八郎右衛門知行所  
同州幡羅郡下奈良村  
名主 吉田市右衛門

御奉行所様

差上申御請書之事

此度私共儀、備前堀込樋伏込其外普請為手当差出金義相願候処、追々御調二も可相成候得者、此節植付之時分二も有之候二付、私共儀者一卜先歸村仕、追而御調出来次第御呼出可有御座候間、其節者早々罷出可申段被仰渡難有承知奉畏候、依之御請書差上申処、如件

文政十一子歳五月十六日

横田三四郎知行所  
武州幡羅郡江波村  
名主 伊三郎  
大岡主膳正領分  
同州崎玉郡羽生町場村  
名主 弥右衛門代兼  
植村八郎右衛門知行所  
同州幡羅郡下奈良村  
名主 吉田市右衛門

御奉行所様

〔(朱書)五月十六日

池永鉄之助様 御揃二而 御調  
菅谷源太郎様

乍恐以書付奉願上候

武州榛沢郡矢島堰組合惣代内ヶ嶋村名主七郎兵衛奉申上候、去亥年中備前堀元口掘割並に樋伏込共仁手堰組合一同連印を以奉願上候処、願之通被 仰付、当春中御普請役御附添御情々被成下、普請皆出来仕算加至極難有仕合奉存、右為御訴私共組合方明戸村組頭喜四郎、仁手堰組合方江波村名主伊三郎出府仕、然ル処堀割示談之節方情々致呉、右普請川除共引受仕立組合江不相掛出金致呉候武州下奈良村吉田市右衛門出府罷在、仁手堰組合七ヶ村者少高二而後年二至り大破並に樋伏替之節行届申間敷、私共組合九ヶ村者当春普請仕立助合人足而已差出候議定二付、後年之歎無之様樋并川除普請為助成、吉田市右衛門金三百兩、同人親類武州埼玉郡羽生町場村名主弥右衛門金貳百兩、都合金五百兩上納、玉井・大麻生両堰助成金振合二御貸附奉願上、年々御利足頂戴修覆助成二仕、并御普請役様定御懸り場二被 仰付度旨願上候節、両組合方御願致呉候様吉田市右衛門方喜四郎江申間も有之候得共、同人儀一存二而調印も難成差掛候義二付、伊三郎老人二而右御願仕候段跡二而承、然ル処当子年田方植付之節、私共組合内

文政十一子年六月廿二日  
御奉行所様

武州榛沢郡内ヶ島村

名主 七郎兵衛 印

「遠山左衛門尉様御訴所江差出ス」

「右願義内ヶ島村安右衛門二も御糺候所、矢島九ヶ村一統之存

子七月二日 左衛門 御判

武州幡羅郡

江波村

名主 伊三郎

下奈良村

名主 吉田市右衛門

右村々

名主

組頭

念二而、右の七郎兵衛願出候趣二而有之由、七月九日安右衛門罷越、拙者江申間置候事、七月十三日御呼出、七郎兵衛御調上、尚市右衛門・伊三郎をも御調之上、故障無之旨何卒両人方も被 仰付度申立候処、書面可差出被 仰付、則差出候処、御訴所江七郎兵衛御呼出、一先御調濟候迄帰村被仰渡候」

「西久保桜田備前町上州屋源助方ヨリ七月四日達」  
尋儀有之間、早々罷出可相届、若於不参者可為曲事者也

子七月十三日武州江波村伊三郎外老人請証文  
差上申一札之事

私儀武州備前堀手当御貸附并定御掛場江組入之儀奉願上候二付、追々御吟味御座候処、一躰同国幡羅郡拾四ヶ村組合用水路、利根川通同国下仁手村地内字備前堀之儀者、寛政之度切相成候場所二有之候処、堀割之儀組合村々之者共、当 御奉行所江願出、先達而御普請役中御見分并普請仕立方御差図之上、願之通堀割被仰付、然ル処右組合高老万五百五拾三石余之内、北郷七ヶ村之高四千四百七拾八石余八畑勝二而用水差支無之、此度之儀者一同人足差出普請取計候得共、以来者残当組合七ヶ村之高六千七拾五石余二而、川除樋修覆等可致候処、元来少高困窮之村々右手当方等無之、尤兼而最寄同国幡羅郡下奈良村名主吉田市右衛門儀、年来備前堀用水差支候を相歎罷居、堀割入用組合村々二而不行届分ハ助合呉候儀二有之、猶又以来修覆手当行届兼候を見兼、同人儀金三百兩、并備前堀之儀者最寄忍領・羽生領用水水元之詛を以、同国埼玉郡羽生町場村名主弥右衛門儀金貳百兩、都合金五百兩差出呉候趣申間候二付、右金子備前堀口普請為手当御貸附二相願、利金之分年々修覆等手当二御下ヶ被成下候様仕度、且当組合村々之もの共、樋川除普請等不案内之儀二而差支之程も難計、其上是迄用水不足之節者、最寄定御懸場江御詰合有之候御普請役中江

申立御差函受候儀ニも御座候間、以来定御懸場ニ被 仰付、年々  
普請目論見仕立、其外共御定掛場御詰合御普請役中御差函被成下  
候様仕度段奉願上候処、願之通右普請手当金五百兩猿屋町会所ニ  
おゐて御貸附被成下、利足之儀者年八分之内五厘通御貸附諸人用  
ニ相成、残七分五厘宛年々御下ケ可被成下旨、尤右金子差出方并  
請取方等者最寄御支配御代官山本大膳様御役所江申立候様可仕、  
并以来定御掛場同様御取計自普請目論見仕立、其外用水引入方共  
ニ御普請役中御越御見分御差配被成下候趣、都而願之通被 仰付  
候之段難有被仰渡之趣逸々承知奉畏候、仍御受証文差上申所、如  
件

武州幡羅郡

江波村

外六ヶ村 惣代

横田三四郎知行

右江波村

文政十一子年七月十三日

御奉行所

名主 伊三郎 印

前書伊三郎江被仰渡之趣、私儀<sup>茂</sup>罷出一同承知奉畏候、依之奥書  
印形差上申候、以上

大岡主膳正領分

同国埼玉郡

羽生町場村

名主 弥右衛門代兼

植村八郎右衛門知行

同国幡羅郡

下奈良村

名主 吉田市右衛門 印

〔朱書〕七月十三日被仰渡御白洲図

公用人祐筆詰

縁側

横田三四郎家来

井上 市郎

山本大膳手代

恒川弥一右衛門

宿 馬喰町老丁目

京屋 弥 助

差添人 長左衛門

同 徳三郎 〔

對摺圖擧字

武州幡羅郡  
江波村  
外六ヶ村  
惣代

横田三四郎家来  
江波村  
伊三郎

山本大膳手代  
下奈良村  
吉田市右衛門

〔朱書〕文政十一子年七月十七日上納金大膳様御役所五百兩市右衛門  
上納 〔

覚

一、金三百兩也

右者武州備前堀用水自普請所之儀、是迄少破大破共組合村々方人  
足差出普請いたし来候処、困窮村々ニ而目論見其外共行届兼候  
間、願之通以来御普請役定掛場ニ被 仰付、右自普請所為手当差  
出金之分、猿屋町於会所年八分利足を以貸附、五厘者同所諸人用  
ニ引之、残利足七分五厘、年々右組合村々江相下候積、遠山左衛  
門尉殿方御達有之候間、元金書面之通請取之候、為後証請取書  
相渡置もの也

文政十一子年七月

山本大膳

御印

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門

覚

一、金貳百兩也

右者武州備前堀用水自普請所之儀、是迄少破大破共組合村々方人  
足差出普請いたし来候処、困窮村々ニ而目論見其外共行届兼候  
間、願之通以来御普請役定掛場ニ被 仰付、右自普請所為手当差  
出金之分、猿屋町於会所年八分利足を以貸附、五厘者同所諸人用  
ニ引之、残利足七分五厘、年々右組合村々江相下候積、遠山左衛  
門尉殿方御達有之候間、元金書面之通請取之候、為後証請取書相  
渡置もの也

文政十一子年七月

山本大膳

御印

大岡主膳正領分

武州埼玉郡羽生町場村

名主 弥右衛門

〔朱書〕七月十七日朝四ツ時

右式口上納金、大膳様御役所御元々御手附渡辺玄太夫殿御  
受取、大膳様御実印御受取書付者、昼七時飯原陣兵衛殿於御  
役所市右衛門縁側江羽織袴ニ而罷出御書付賜、御代官様御口  
通備前堀万端行届候世話方行届御きぼのよし厚御悦之御口上、  
飯原陣兵衛殿方呉々被仰聞置候事

七月十七日昼七ツ半時

右上納金并御請証文写御割御判被成下、先例も御座候義ニ付

頂戴仕度旨、遠山左衛門尉様御訴所江書面差上候之処、先今日者書面差上置可引取旨御訴所ニ而中番衆被仰渡、夜六半時頃引取候事

七月十七日記

京屋弥助代  
久兵衛

名主 伊三郎  
其方義、此度備前堀定懸場并吉田市右衛門・弥右衛門、此度上ケ金いたし、杓樋修覆手当差出金を以貸附之儀相願、願之通申付ル、金子上納其外利金受取方之儀者、御代官山本大膳役所相伺可受差

武州幡羅郡

江波村  
外六ヶ村  
惣代

横田三四郎知行所

江波村名主

伊三郎

右伊三郎江申渡スル趣、得其意受印可致

山本大膳手代

恒川弥一右衛門

横田三四郎家来

井上 市郎

右武州幡羅郡備前堀用水杓樋修覆為手当御貸附并定御掛場之儀、右組合惣代を以奉願候処、願之通被 仰付候二付、其段主人江可申聞旨被仰渡奉畏候、以上

七月十三日

横田三四郎家来

井上 市郎 印

右之通申渡間得其意、御代官并主人江可申聞

申渡

横田三四郎知行

武州幡羅郡江波村

乍恐以書付奉願上候

横田三四郎知行所武州幡羅郡江波村名主伊三郎、大岡主膳正領分

同州埼玉郡羽生町場村名主弥右衛門代兼、植村八郎右衛門知行所

大岡主膳正領分

同州埼玉郡羽生町場村

名主弥右衛門代兼

植村八郎右衛門知行所

同州幡羅郡下奈良村

名主 吉田市右衛門 印

江奉上納御受取書奉頂戴候間、此段御届奉申上候、且何共奉恐入候へ共、市右衛門亡父代方熊谷宿助郷助成金兩度、并利根川通

川除諸色代助成金、荒川通字奈良堰用水路諸色代助成金、玉井・

大麻生両堰用水路諸色代助成金御貸附奉願候節ニ、願之通被 仰

付候、御請証文之写江 御割御判被成下候様奉願上、則頂戴被 仰

付、家之宝二仕所持罷在候、何卒此度之儀も奉恐入候御儀二者御

座候へ共、可相成御義ニ御座候ハ、私共方奉差上候御請証文

之写江御割御判奉頂戴、組合村々永久之宝二仕、且市右衛門・弥

右衛門義も家之宝二仕度奉存候之間、格別之以 御慈悲願之通

御聞濟被成下置候ハ、重々難有仕合奉存候、以上

備前堀用水組合惣代

横田三四郎知行所

武州幡羅郡江波村

文政十一子年七月十七日

名主 伊三郎 印

子七月廿一日到来

御奉行所様

〔<sup>(朱書)</sup>芝愛石下

遠山左衛門尉様公用人

福田仁右衛門様御取計

前書願之通御聞濟被成下、則私共方奉差上候御請証文

写御割御判被下置候旨被仰渡難有奉頂戴候、依之奥書

を以御請申上候、以上

子七月廿六日

江波村名主

伊三郎 印

下奈良村名主

吉田市右衛門 印

以切紙得御意候、然者旗羅・榛沢両郡拾四ヶ村組合用水路字備前堀自普請所組合村々、願之通已来四川用水方定懸場被仰渡候旨、出羽守殿被 仰付候趣、左衛門尉殿被仰渡候間、此段御承知可被成候、且用水路之儀二付、村々願出候筋も有之候ハ、外定懸り場振合を以御取計可被成候、則別紙被仰渡書写差遣候間、御落手可被成候  
一、右組合村高并仕来御糺帳面二仕立并村方用水路絵図とも御取調御差出可被成候  
右得貴意度如斯御座候、以上  
子七月十七日

猪俣 桂右衛門  
宮本次郎左衛門

河西 衡平殿  
福永季弥太殿  
鈴木 長藏殿

朱 子七月十七日菅谷源三郎江受書差出ス

御請

武州旗羅・榛沢両郡拾四ヶ村組合用水路、同国下仁手村地内備前堀之儀、先年メ切有之候場所、此度堀割被 仰付候処、已来普請其外手当として、同国下奈良村吉田市右衛門外志人差出金いたし

御貸附相願、利金之義年々修覆手当ニ御下ケ有之候様致度、就而者是迄用水不足之節者、最寄定掛場へ詰合御普請役へ申立差図を請候義も御座候間、以来定掛場被 仰付、年々自普請目論見仕立其外共御普請役差図請度旨、旗羅郡七ヶ村用水組合之もの共願出候二付、此度都而願之通於御奉行所被仰渡候間、当子年ハ以来定掛場同様取計目論見仕立、其外用水引入方共最寄之掛場江詰合候御普請役共ハ相兼差配為致、末々差支無之様可取計旨、出羽守殿伺之上左衛門尉殿被仰渡候段承知仕候、依之御請申上候、以上  
子七月  
宮本次郎左衛門

差上申一札之事

武州旗羅郡字備前堀用水路組合矢嶋堰九ヶ村之儀、先達而右メ切口堀割自普請願之節、仁手堰一同以惣代奉願上候処、願之通堀割自普請被 仰付、猶其後右場所之儀、御定式場内同様年々御普請役中御見廻、自普請仕立方其外共御差配被成下候様仕度段、仁手堰七ヶ村組合惣代江波村伊三郎奉願候処、都而願之通被 仰付難有仕合奉存候、其砌私共組合矢嶋堰九ヶ村之儀、可奉願出、願書面二茂申上候通、少々行違候儀御座候而全願後二相成候得共、用水引入方者一統之儀ニも有之候間、小前之もの共迄も仁手堰同様

二相願段申立、此度堀割被仰付候ニよつて数年来荒地之分茂不残植付相成、偏二用水潤沢之故と一同拳而難有狩、最初堀割自普請之節者、其時限り助合人足差出、以来者差構無之趣儀定取極置候得共、水縁無之下奈良村吉田市右衛門外志人之者とも迄茂、右普請為手当差出金致置候程之寄特之筋を奉存候得者、私共義ハ猶以已後差構無之と申筋ニ無之、殊ニ当年ハ者用水潤沢仕、此後ハ先早魃之患茂有之間敷奉存候得者、縦令一旦議定者 仕置候得共、大破普請其外以樋伏替等之節者、諸事仁手堰組合申合自普請其外共仕度候間、私共組合矢嶋堰儀茂、江波村伊三郎願濟之通、御定掛場内同様被 仰付置段奉願候処、格別之以御沙汰都而仁手堰同様願之通被 仰付、以来者御普請役中御見廻り可有之間、諸事可奉御差図請旨被 仰渡難有承知奉畏候、仍而御請証文差上申出、如件

前書七郎兵衛へ被仰渡之趣、私儀も罷出奉承知候、依之奥書印形差上申候、以上  
横田三四郎知行  
武州旗羅郡  
江波村  
名主伊三郎煩二付代  
松崎善右衛門知行  
同郡太田村  
茂 八

矢嶋堰組合  
九ヶ村惣代  
堀 数馬知行  
武州旗羅郡  
内ヶ嶋村  
名主 七郎兵衛

文政十一子年  
九月十二日  
御奉行所

矢嶋堰御定懸場願組合九ヶ村一統熟談上、堀数馬様御知行所武州榛沢郡内ヶ嶋村名主七郎兵衛、文政十一子年六月廿三日遠山左衛門尉様御奉行所江宿差添地頭所無差出願出候処、願書上ケ置宿馬喰町京屋弥助方ニ差控可罷在旨被仰渡、同七月十三日御呼出御白洲ニおゐて池永鉄之助様・菅谷源三郎様御札有之候上、備前堀組合江波村伊三郎・下奈良村吉田市右衛門御糺之上、弥無差支趣ニ候ハ、七郎兵衛願之通被仰付度旨書面可差出旨被仰付、直ニ書面差出候処、七郎兵衛義一先帰村被仰渡、村方ニ差控罷在候処、八月十四日御差紙御渡、十六日相達、廿二日太田村茂八・内ヶ嶋村七郎兵衛兩人着御届仕候、九月十二日御呼出、願之通被仰渡、同

十四日御割御判御請証文之写奉頂戴候

申渡

堀 数馬知行  
武州榛沢郡内ヶ島村  
名主 七郎兵衛

其方儀、備前堀用水定懸場願之義、江波村伊三郎願之通、矢島堰  
組合同様定懸場被 仰付度、願之趣都而願之通申付ル、御普請役  
差遣間、万端可受差函

松崎善右衛門知行  
同州播羅郡太田村  
名主 茂 八

右七郎兵衛江申渡スル趣、得其意受印可致

堀 数馬家来  
和田其右衛門

右之通申渡間、得其意主人江可申聞

御請  
武州榛沢郡字備前堀用水路自普請所之儀、先達而同州仁手堰組合  
江波村名主伊三郎、右自普請所之儀定懸場内同様年々目論見仕  
立、其外共都而御普請役差配請度段願出候二付、御評儀之上願之  
通被 仰付候処、此度同州矢嶋堰組合九ヶ村之儀茂、江波村一同  
定懸場内江組入之儀も可相願之処、行違之儀御座候間、願後れに  
相成候得共、仁手堰願濟之通矢嶋堰儀も定掛り場内同様、年々自  
普請其外共御普請役差配請度旨、同州内ヶ島村名主七郎兵衛願出  
候処、外二子細も無之伊三郎願同様之儀も有之候二付、願之通

堀数馬家来  
和田其右衛門  
備前堀七ヶ村 宿  
惣代 馬喰町老丁目  
太田村名主 京屋弥助  
茂 八 差添人  
矢島堰九ヶ村 差添人  
惣代 内ヶ島村名主  
七郎兵衛

御請

被仰渡、以来定懸場二罷成候、御普請役共江相兼差配為致諸事差  
支無之様取計可申段、左衛門尉殿被仰渡承知仕候、依之御請申上  
候、以上

子十月

猪俣桂右衛門

文政十一子年三月

武州備前堀組合

一、金貳百兩

太田村  
外六ヶ村

右是者、備前堀開復願之通被 仰付候処、近來用水潤沢無之二付、  
去ル已歳以來田方無植付困窮仕詰、右普請所諸色代并諸入用、都  
而金八百三拾五兩余相懸り候分之内江助合、書面之金貳百兩差  
出之

文政十一子年九月

上州邑楽郡

一、穀麦三百三拾八俵 但六斗入

拾三ヶ村

右是者、上州邑楽郡拾三ヶ村之儀、当子年之儀茂同郡舞木村地内  
川除堤押切、右村々水難困窮難儀いたし夫食差支候由二付、町場  
村名主弥右衛門相談之上、拾三ヶ村貧民麦六斗入穀麦三百三拾八  
俵配当いたし

〔文政十一子年九月取計  
子九月十一日  
一、金三拾兩

一、金三拾兩

穀麦代金相渡

羽生町場村

名主弥右衛門

使 文吉

子九月廿日

一、金拾兩

右同断

同人江渡

右一件彦兵衛取計、為挨拶同子十二月中金三兩差遣之候事

関東筋御取締上武御懸り河野様外御三方様方、先祖之代より 公  
辺江書上物・日記写差出候様十二月十三日御宿二而被仰付、同十  
七日迄認出来差出ス

右日記帳振合左之通り

文政十一子年十二月十七日上ル、美濃紙豎帳二認

亡父市右衛門代耆冊、紙員数八拾六枚

当市右衛門代耆冊、紙員数百七十三枚

表裏共二貳百五拾九枚

上書

御請証文並日記帳写

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡

下奈良村

名主 吉田市右衛門

前書之通相違無御座候、以上

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

文政十一子年十二月十七日

名主 吉田市右衛門 印

組頭 小右衛門 印

組頭 佐右衛門 印

関東御取締御出役

吉田左五郎様

河野 啓助様

太田 平助様

小池 宰助様

右之振亡父代・当市右衛門代、都合二冊印形致差出又

由緒之儀御尋二付申上候

一、私先祖之儀者、武州幡羅郡四方寺村名主六左衛門先祖六左衛

門六代目六左衛門弟二而、幼名市十郎後二市右衛門と改名、

享保十一年分家仕、則当村江罷越住居仕、其後宝曆之度名主役相勤、夫引続私まで三代役儀相続仕候

一、先祖市右衛門

右者市右衛門儀、宝曆十二年隱居仕、嘉藤と相改罷在、其後寛政四子年八月柳生主膳正様被召出、年来奇特之志二付為御褒美御銀五枚頂戴仕、同年十月八日病死仕候

委敷日記・書留帳二相記有之候

但、先祖市右衛門以前之儀者、四方寺村六左衛門取調申

申上候

一、式代目 吉田市右衛門

右者明和年中名主役相続仕、其後寛政元酉年久保田佐渡守様御懸り二而、利根川通諸色代助成金五百兩上納仕候節、為御褒美向後苗字 御免被 仰付、寛政二戌年柳生主膳正様御懸り二而、関東上酒御試造方被 仰付、定行司役迄も被 仰付、年々出来方も宜敷御座候二付、願之上為冥加御初穂酒寛政之度方引続上納仕、其年々為御褒美御銀頂戴仕候、寛政四子年八月柳生主膳正様御掛り、荒川通奈良堰用水路諸色代助成金三百兩上納仕候節、為御褒美一代帯刀 御免被 仰付、其後文化三寅年八月朔日隱居仕、助左衛門と改名仕候、同十酉年十月十七日病

死仕候

委敷右同断

一、三代目 吉田市右衛門

右者文化三寅年八月朔日名主役相勤、文化十酉年七月中中山道熊谷宿助郷村々及極窮助成金千五百兩上納仕候節、柳生主膳

正様御掛り二而為御褒美一代帯刀 御免被 仰付候

委敷右同断

右者地誌調御用二付、私先代方苗字 御免、且由緒柄之儀申上候様被仰渡候二付、則所持仕罷在候日記・書留写立并由緒取調、此段申上候、以上

植村八郎右衛門知行所

武州幡羅郡下奈良村

文政十二丑年七月廿一日

名主 吉田市右衛門 印

地誌調

御役所

〔右書面方〕 朝岡伝右衛門様請取

但、地誌調御玄関二おゐて

御請証文并日記帳写

二冊

植村八郎右衛門知行所

下奈良村

吉田市右衛門

右帳奥書二由緒書認印形いたし差出、先一冊江者右之通相違無御座候と認、吉田市□衛門印形致差出又

(埼玉県立文書館所蔵 吉田(市)家文書八)

熊谷市史編さん関係者一覧（敬称略）

熊谷市史編さん委員会委員

委員長 村田 安穂（早稲田大学名誉教授）  
 副委員長 飯塚 好（民俗研究者）  
 委員 野澤 久夫（熊谷市議会議員）  
 黒澤三千夫（熊谷市議会議員）  
 小野美代子（熊谷市文化財保護審議会）  
 柿沼 幹夫（元埼玉県立自然の博物館長）  
 北村 行遠（立正大学教授）  
 宮瀧 交二（大東文化大学准教授）  
 平井加余子（熊谷市郷土文化会）  
 野口 幸雄（熊谷市自治会連合会）  
 武藤 仁（公募委員）

事務局（平成二五年度）

熊谷市教育委員会

教育長 野原 晃  
 教育次長 鯨井 勝  
 社会教育課長 岩上 精純  
 市史編さん室

担当副参事

根岸 敏彦

副課長兼室長

新井 端

主任

蛭間 健悟

嘱託

栗原 健一

臨時職員

水品 洋介

臨時職員

大塚美紗登

臨時職員

井出英美子

臨時職員

高井 直美

臨時職員

滝沢きよ子

臨時職員

時田 史子

臨時職員

松葉 弘美

臨時職員

望月 潤一

臨時職員

森村実希恵

熊谷市史編さん近世専門部会（平成二五年度）

専門委員 北村 行遠  
 専門調査員 石山 秀和  
 齊藤 司  
 高橋 伸拓  
 細野健太郎  
 特別調査員 藤井 明広

年月日	表題（内容）	頁数
文政11.5.10	備前堀込樋等修復のため金500両差出義、御呼出の節市右衛門召連れ参上届	101
文政11.5.16	備前堀修復伏替并川除普請御定懸り場仰せ付けられたきにつき願書	101
文政11.5.16	備前堀込樋并川除諸色代助成金500両上納願	102
文政11.5.16	備前堀諸式代差出金願中植付時分にて一時帰村、御呼出次第参上請書	102
文政11.6.22	備前堀矢島堰も仁手堰同様助成金並御掛場願も一同致し呉候様願書	103
子.7.2	遠山左衛門御尋につき出頭の達	104
文政11.7.13	備前堀手当御貸附并定掛場へ組入の儀仰せ付けにつき請書并白洲図	104
文政11.7	備前堀自普請手当吉田市右衛門差出金300両請取書	106
文政11.7	備前堀自普請手当弥右衛門差出金200両請取書	106
7.13	備前堀込樋修復手当御貸附并定御掛場の儀願の通り仰せ付けにつき主人へも申聞すべく申渡	107
	備前堀定掛場并吉田市右衛門・弥右衛門上げ金御貸附につき山本大膳差図を受ける様申渡	107
文政11.7.17	備前堀仁手堰助成金上納請書写へ奉行所割判頂戴願書	107
7.17	備前堀自普請所願の通り御掛場仰せ付けにより村高・仕来帳・用水路絵図差出につき書状	108
子.7	備前堀自普請所御掛場仰せ付けにより掛場詰合御普請役共より差配につき請書	109
文政11.9.12	備前堀矢島堰も仁手堰同様仰せ付けにより諸事差配につき請書	109
	備前堀矢島堰、仁手堰同様定掛場仰せ付けにより御普請役より差図受けるべく申渡并白洲図	111
子.10	備前堀矢島堰、仁手堰同様定掛場仰せ付けにより御普請役より差配につき請書	111
	備前堀開復願仰せ付けにより大田村他6ヶ村より金835両余の内金200両差出書	112
文政11.12.17	関東取締出役河野啓助他へ吉田家先祖より公辺へ書上物等写差出	112
文政12.7.21	由緒御尋により初代市右衛門・二代目・三代目事跡地誌調役所へ日記・書留写・由緒取調書上	113

二 文化元年正月 記録二

年月日	表題 (内容)	頁数
文化12.9.26	潰百姓取立等のため下奈良村・四方寺村・日向村へ助成として金1000両御貸付上納願書	37
文化12.11.3	潰百姓取立等のため3ヶ村助成として金1000両御貸付上納追願書	38
文政元.6.9	3ヶ村助成金1000両御貸付上納沙汰に及ばざる旨承知請書	39
	江戸表家質1000両の年5分利合にて困窮人へ年50両扶助	39
文政10.12	文政2～10年に困窮人へ配分金330両余の質地代金書上	40
文政8.10	玉井・大麻生両堰諸色代助成金上納願書	42
文政9.7.9	玉井堰用元より玉井・大麻生両堰諸色代助成金上納御沙汰願書	44
文政9.10.15	玉井堰・大麻生両堰諸色代助成金上納につき諸事取計請書	45
文政9.10.10	荒川分水玉井堰・大麻生両堰諸色代助成御貸付元金600両金請取覚	47
文政11.4	荒川通玉井堰・大麻生堰助成御貸付下げ金につき吉田市右衛門無加印にて御下願書	47
文政12.11	利根川通自普請組人足助成として吉田市右衛門金200両組合村425両余を忍役所へ上納願書	48
文政12.11	利根川通川除自普請組人足助成積金625両忍役所より預り書	55
文政12.7	荒川通忍領奈良堰用水路大破自普請につき御下げ金116両頂戴、内金100両を奈良堰助成上納願書	56
文政12.7	荒川通奈良堰組合助成金100両につき忍役所からの預り証	58
文政12.7	備前堀用水仁手・矢島堰自普請所御下げ金300両につき吉田市右衛門・弥右衛門からの金500両に組込み猿屋町会所へ両堰助成上納願書	58
丑.10.9	忍領自普請所へ差出金下知済につき金300両持参申付書	61
文政12.10	自普請所仁手・矢島堰困窮組合につき御救御普請、取集めの諸色代金300両猿屋町御貸付下知のため金300両請取書	62
丑.10.25	自普請所下知申渡しにつき印形・仮請取書持参申付	62
丑.10	大破の備前堀仁手・矢島堰御普請のため取集めの諸色代金300両猿屋町御貸付上納請書	62
文政9.11.25	用悪水路新規堀割等高割入用私領分を地頭所・村方折半のところ村方分起返取扱人より差出につき金51両余請取書	63
文政11.12.17	河野啓助宛て吉田市右衛門家歴代名主役仰せ付け年限書上	65
文政5.11.26	利根川通堤川除普請組合へ困窮につき御出金200両を忍役所へ人足助成元金として上納のため請取書	65
文政11.10.5	備前堀故障熟談入用并元口掘割樋類等諸色諸費等一式金835両余と所々助合金・借入金・高割金・奇特金にて請払相済目録	66

三 文政12年7月 記録三

年月日	表題 (内容)	頁数
	関東上酒試造冥加初穂酒無代上納、寛政3年～享和元年437樽上納	69
	持株酒造の内関東上酒冥加初穂酒無代上納、文化元年～文政9年827樽上納	70
	関東上酒試造冥加酒上納褒美銀、寛政9年～文政9年221枚頂戴	71
文化9.正.28	冥加初穂酒20樽に増上納并日向村酒造追屋等地頭所外に公儀へ年貢上納願書	71
文化9.5.4	勝手次第酒造御触以降2000石造立、公儀へ年貢上納は沙汰に及ばず、酒20樽上納請書	72
	酒造冥加酒上納の褒美銀にて林大学頭知行中奈良村質地徳金にて1ヶ年15両小児養育等之用途に宛て置	72

年月日	表題 (内容)	頁数
申.3	林大学頭より吉田市右衛門義知行所内質地作徳にて小児養育等奇特につき白銀2枚褒美申達	73
3.18	林大学頭内用人より市右衛門義小児養育等奇特につき褒美銀2枚下賜、市右衛門地所疎意なき様申渡	73
文政7.3	林大学頭知行所中奈良村質地作徳金にて小児養育等配分割渡帳面写し差上請証文	74
文政7.3	御名田地徳最寄貧民小児捨子長病老衰極窮人江夫食配分帳	75
文化10.5	中山道熊谷宿助郷村々助成として金1500両御貸付上納願書	78
	柳生主膳正より吉田市右衛門中山道熊谷宿助郷村々助成として上納申付につき代官所納の申渡	78
文化10.7.29	中山道熊谷宿助郷村々助成として金1500両上納仰せ渡しにつき上納請書	79
文化10.8.5	中山道熊谷宿助郷助成御貸付上納金1500両請取覚	79
	柳生主膳正より吉田市右衛門中山道熊谷宿助郷村々助成金上納奇特につき一代帯刀御免申渡	80
文化10.8.19	中山道熊谷宿助郷村々助成金1500両上納奇特につき一代帯刀御免請書	80
文化10.10.11	吉田市右衛門父助左衛門病氣差重につき届書	80
文化10.10.17	吉田市右衛門父助左衛門病死につき届書	81
	植村八郎右衛門勝手元安永年中より知行所6ヶ村物成・賄方等引請、上納初穂米書付	81
文政5.5.16	諸助成金利下げ仰せ付けにつき奈良堰・利根川通諸色助成金200両増上納願書	81
文政6.3.10	利根川通・奈良堰諸色助成増上納金200両上納請書	83
文政6.3.11	利根川通・奈良堰諸色代助成増上納金200両につき御貸附掛請取覚	84
文政6.5	忍城主阿部鉄丸奥州白川へ所替のため利根川通人足助成金村々へ差戻しにつき元利金405両余請取書	84
文政7.4	先忍城主同様当忍城主松平下総守も利根川通人足助成金上納願、上納金405両余預り書	86
文政7.4	利根川通人足助成金405両余の内吉田市右衛門出金200両につき忍役所仮請取書	87
	石橋永久掛替として3ヶ所修復年・入用・出人足等書付	88
	大般若経3ヶ寺奉納年月・入目等金112両余書付	88
文政4	早魁極窮人へ明戸・菅沼引入口深深い・井戸掘り等日雇賃貸渡し施遣し金20両余書付	89
	本家六左衛門家相続成兼相続金差送・借財立替・長井様立替金等書付	89
文政9.10.15	吉田六左衛門差出議定は市右衛門差出相続金500両譲受年金50両宛利金10年受取等につき相続金議定	90
文政9.10.15	吉田市右衛門差出規定は本家六左衛門家へ金500両相続金譲置、利金1割50両宛渡し等につき規定書	91
文政8.8.9	先忍城主阿部家同様当松平家も荒川奈良堰諸式助成金上納願、金100両預り書	92
文政8.8	荒川奈良堰諸式助成金100両忍役所へ預り書	95
文政8.9	利根川通大水之所上野国邑楽郡14ヶ村田畑起返り人足へ穀麦・種麦配布につき取極	95
文政10.12	田畑起返り人足へ配布麦・働き時間等取極、開復反別及吉田市右衛門・弥右衛門出金477両余書付	96
文政11.4.29	備前堀仁手堰諸色助成として吉田市右衛門金300両・弥右衛門金200両出金上納願書	98

---

## 熊谷市史料集 1 吉田市右衛門家文書「記録」

平成26年(2014)3月25日 発行

編集・発行 熊谷市教育委員会 社会教育課市史編さん室  
〒360-0202 熊谷市妻沼東1-1 (妻沼展示館内)  
電話 048-567-0355

印 刷 こぼやしデザイン工房

---

## 内容細目

### 一 文化元年正月 記録一

年月日	表題(内容)	頁数
	吉田市右衛門家訓・家歴	13
天明7.正	上納金150両貸付金により熊谷宿助郷村々助成につき道中奉行所宛ての請書	15
天明7.正	中山道熊谷宿助郷助成上納金150両請取につき伊奈半左衛門内遠山要蔵・田中東兵衛からの覚	16
寛政元.11.3	上納金500両貸付利金により利根川通御普請所組合助成につき奉行所宛の請書	16
寛政元.11.7	利根川通普請組合47ヶ村村役諸色代助成上納金500両請取につき阿部豊後守家来中宛の請取	19
酉11月	利根川通川除御普請組合助成金上納申付につき来春より見分以前勘定所へ届の達	19
	市右衛門所持金500両上納につき牧野備後守へ伺いのうえ達	20
寛政元.11	利根川通囲堤川除組合助成につき下奈良村高人足除の定	20
寛政4.8.晦	上納金300両貸付利金により奈良堰用水路自普請諸色代助成につき奉行所宛の請書	21
寛政4.9	奈良堰用水諸色代助成金貸付元金300両につき浅岡彦四郎手代鯨井与三郎・杉浦仙蔵からの請取書	23
寛政4.8.晦	奈良堰用水諸色代助成金300両上納願書	23
寛政4.2	吉田市右衛門の孝心奇特の事蹟等旗本植村久五郎より勘定所へ書上写	26
	関東上酒試造高1000石仰せ付けられ、冥加酒・本丸御用上酒奈良泉を上納	28
寛政9.12	関東上酒酒造人一同追加冥加酒上納の褒美銀頂戴の請書	28
	柳生主膳正役宅にて寛政9年～享和2年の白銀120枚頂戴	29
	西ノ丸買上御用酒として寛政9年～享和2年に関東上酒90樽平川口春屋へ上納	29
寛政3.11.21	平川口春屋へ初穂酒冥加無代上納、寛政3年～同6年85樽上納	29
寛政6.11	御初穂酒冥加酒上納并御買上御用仰せ渡しの請書	29
寛政6.12	上納酒・御用酒42樽上納を柳生主膳正より仰せ渡しにつき印鑑差出書	30
寛政5	常盤橋通用は幕下にて本丸御用酒納主吉田市右衛門と届のみにて通行の仰せ渡し書	31
	御春屋宛て関東上酒上納一札雛形	31
	寛政7年納関東上酒初穂無代上納20樽・買上御用酒22樽上納	31
	寛政8年納関東上酒初穂無代上納20樽・買上御用酒22樽上納	31
寛政9.2.5	冥加上納酒20樽に加え都合52樽月割上納承諾につき一札	31
享和3.正	寛政9年～享和元年に454樽初穂酒無代上納発端年月調書上	32
享和3.正.25	酒造高10分1役米差出につき冥加酒上納御免、御用酒1ヶ年30樽当年より御買上につき請書	32
	享和3年納関東上酒30樽御買上につき御春屋にて代金頂戴	33
	文化元年納関東上酒30樽御買上につき御春屋にて代金頂戴	33
文化元.7.21	初穂酒として1ヶ年10樽ずつ定式冥加上納願	33
文化元.8.晦	初穂酒10樽定式冥加上納願届けにつき上納請書	33
	関東上酒寛政年間御用酒相動通用焼印合符下渡、文化元・2年10樽ずつ初穂無代上納	34
	大般若経600巻寛政子年奈良郷鎮守熊野社別当長慶寺へ奉納	34
文化元.正	寛政10年奈良堰用元につき出訴熟談、柳生主膳正より家名長久の教訓	34